

岐阜県の教育

岐阜県の教育

令和 8 年度 岐阜県教育委員会の基本方針

目指す人物像

～ 「ふるさとに岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、

よりよい未来の実現に挑み続ける人 ～

- 1 「豊かな人間性」の育成
- 2 「未来を創る確かな学力と実践力」の育成
- 3 「健やかな体」の育成
- 4 「学びの多様なニーズに応える環境」の充実

教育委員会の機構（令和8年度）

教育委員会



（教育長）
堀 貴雄



（教育長職務代理者）
村上 啓雄



（委員）
打江 記代



（委員）
吉田 香央里



（委員）
木下 貴子

教 育 長



（教育長）
堀 貴雄

副 教 育 長



（副教育長）
平野 昌彦



（教育次長）
高木 岳



（義務教育総括監）
浅井 孝彦

教 育 次 長

義務教育総括監

総合教育センター長心得兼教育研修課長

教育総務課

（福利厚生室）

義務教育課

高校教育課

特別支援教育課

教育研修課

体育健康課

学校安全課

教育管理課

教育財務課

教育事務所

高 等 学 校

特 別 支 援 学 校

岐 阜
西 濃
美 濃
可 茂
東 濃
飛 騨

（令和8年4月1日現在）

目 次

第 1 部 総 則

1 「岐阜県教育」の展望	1
第 1 章 教育委員会	3
1 教育委員会の組織	3
2 教育委員会の会議	3
3 条例及び教育委員会規則	7
第 2 章 教育委員会事務局	7
1 本庁の分掌事務	7
2 教育事務所の分掌事務	11
第 3 章 教育機関	11
1 県立学校	11
第 4 章 附属機関等	11
1 教育委員会の附属機関	11
2 教育に関する知事の附属機関	12

第 2 部 教育予算

第 1 章 教育予算の概要	13
第 2 章 教育委員会予算の概要	13

第 3 部 管 理

第 1 章 学校管理	27
第 1 節 公立小・中・義務教育学校	27
1 小 学 校（義務教育学校の前期課程含む）	27
2 中 学 校（義務教育学校の後期課程含む）	28
3 学校の新設・統廃合	28
4 施設の概況	30
第 2 節 公立高等学校	31
1 全日制課程	31
2 定時制課程	32
3 通信制課程	32
4 入学定員と進学率	32

5	県立高等学校の施設の概況	34
6	授業料等	35
7	修学支援	35
第3節	特別支援教育	38
1	特別支援教育の現況	38
第4節	へき地教育	42
1	へき地教育の振興	42
2	へき地指定校	44
3	寄宿舎の開設	44
4	スクールバス・教員宿舎等の整備	44
第5節	教職員の人事	44
1	概 要	44
2	教職員定数	45
3	令和8年度人事異動	46
4	教職員の給与・勤務条件等	52
5	教職員の免許	58
第6節	公立幼稚園	60
第7節	私立学校	62
1	幼稚園	62
2	小・中学校	62
3	高等学校	62
4	専修学校・各種学校	63
5	そ の 他	63
第2章	調査統計	64
1	教育調査統計	64
2	令和7年度の教育調査統計	64
3	令和8年度の教育調査統計計画	64
第3章	広報・広聴活動	64
1	概 況	64
2	令和7年度の事業	65
3	令和8年度の事業計画	65
第4章	表 彰	66
1	岐阜県教育委員会表彰	66
2	岐阜県教育委員会教育長表彰	67
第5章	研 修	67
第1節	令和7年度の事業	67
1	施設・設備の概要	67

2 令和7年度の事業概要	68
第2節 令和8年度の計画	69
1 総合教育センター事業の内容	69
第6章 教育改革	82
1 「岐阜県における教育改革の行動指針」の策定	82
2 政策総点検の実施と「岐阜県教育ビジョン」の策定	82
3 新教育委員会制度への移行	83
4 第4次岐阜県教育振興基本計画の策定	83

第4部 学校教育

第1章 各分野の教育	84
第1節 ふるさと教育	84
1 現 況	84
2 令和8年度の計画	85
第2節 キャリア教育	85
1 令和8年度の指導の重点	85
2 令和7年度の事業	86
3 令和8年度の計画	87
第3節 国際理解教育	87
1 農業高校生海外実習派遣事業	87
2 外国語指導助手（ALT）事業	87
第4節 科学教育	87
1 現 況	87
2 令和8年度の計画	88
第5節 産業教育	90
1 現 況	90
2 令和8年度の計画	90
第6節 へき地教育	91
1 現 況	91
2 令和7年度の主な事業その他	91
3 令和8年度の計画	91
第7節 特別支援教育	92
1 現 況	92
2 令和8年度の計画	92
第8節 定時制・通信制教育	94
1 現 況	94

2	定時制・通信制教育での諸制度の活用	95
3	定時制・通信制教育実施のための諸事業	95
4	令和8年度の施策の重点	95
第9節	外国人児童生徒教育	95
1	現況	95
2	令和8年度の計画	96
第10節	情報教育	97
1	現況	97
2	令和8年度の計画	97
第11節	道徳教育	98
1	現況	98
2	令和8年度指導に当たって	98
第12節	学校図書館教育	99
1	現況	99
2	令和8年度の指導の重点	101
3	令和8年度の計画	101
第13節	人権教育	102
1	現況	102
2	令和8年度の計画	102
第14節	幼稚園教育	103
1	現況	103
2	令和8年度の計画	103
第15節	生徒指導	104
1	現況	104
2	施策	105
第16節	教育相談	106
1	現況	106
2	令和8年度の計画	107
第17節	P T A活動の奨励	108
第18節	異学年集団による学び合い	108
1	現況	108
2	令和8年度の計画	108
第2章	指導計画	109
第1節	令和8年度研究開発事業等	109
	＜小・中・義務教育学校＞	
1	教育研究推進の基本的方向	109

2	ふるさと魅力体験事業	111
3	教科学習新システム構築・運営事業	111
<高等学校>		
1	教育研究推進の趣旨	112
2	令和8年度文部科学省研究指定事業等	112
3	COREハイスクール事業	112
4	地域課題探究型学習推進事業	112
5	地域創生キャリアプランナー設置事業	114
6	県立高校遠隔授業推進等事業	115
第2節 訪問指導		115
<幼稚園・小・中・義務教育学校>		
1	令和7年度の事業と実績	115
2	令和8年度の重点と具体策	115
<高等学校>		
1	令和7年度の事業と実績	117
2	令和8年度の重点と具体策	117
第3節 教育課程講習会		117
1	小・中・義務教育学校	117
2	高等学校	118
3	特別支援学校	118
第4節 年間研修計画		119
1	令和8年度幼稚園・小・中・義務教育学校研修事業の運営	119
2	令和8年度高等学校・特別支援学校関係研修計画	132
第3章 令和8年度公立高等学校入学者選抜		138
1	日 程	138
2	学力検査	138
3	出願者と合格者の状況	139
第4章 教科書の採択		140
1	令和9年度使用教科用図書の採択	140
2	令和8年度教科書センター及び分館	141
3	令和8年度使用教科書	142

第5部 健康教育と学校体育

第1章 令和8年度健康教育の方針と重点		144
第1節 学校保健		144
1	現 況	144

2	令和7年度の事業実績	144
3	令和8年度の施策	145
4	令和8年度の主な事業計画	145
第2節	学校給食	146
1	現況	146
2	令和7年度の事業実績	147
3	令和8年度の施策	148
4	令和8年度の主な事業計画	148
第3節	学校安全	149
1	現況	149
2	令和7年度の事業実績	149
3	令和8年度の施策	149
4	令和8年度の主な事業計画	149
第4節	部活動・地域展開	150
1	現況	150
2	令和7年度の事業実績	150
3	令和8年度の施策	150
4	令和8年度の主な事業計画	150
第5節	学校体育	151
1	現況	151
2	令和7年度の事業実績	151
3	令和8年度の施策	151
4	令和8年度の主な事業計画	152

第1部 総 則

1 「岐阜県教育」の展望

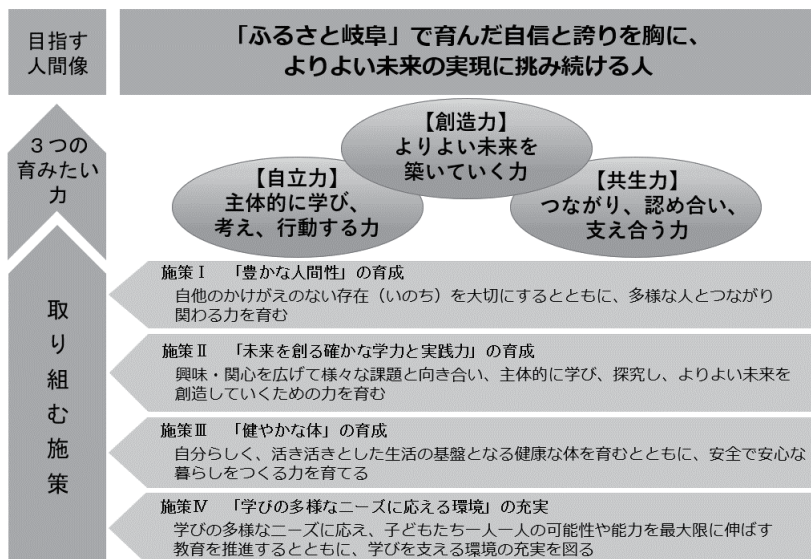
子どもたちは、一人一人がこれからの社会を創っていく大切な担い手であり、その礎は、家庭や地域、学校などの場で育まれていきます。一方で、社会は今、人口減少・少子高齢化、国際情勢の不安定化や気候変動など、様々な課題を抱えています。また、絶え間ない技術革新等によりめまぐるしく変化を続けており、将来の予測は一層難しい状況にあります。

予測困難な明日を切り拓くには、子どもたちが、主体的に、深く学び考えたり、何かに熱中して取り組んだりする中で、失敗を恐れず挑戦を続けていくこと、そして、その経験の積み重ねにより、自らの成長が実感でき、更に新たな可能性を拓いていくことが大切です。また、「ふるさと岐阜」の豊かな自然・歴史・文化などの中で、身近な人々の生き方や考え方に触れたり、支えを受けたりする経験は、「ふるさと岐阜」のよさを感じ取り、誇りを持つことにつながるとともに、協働して活躍するための自信を裏付ける原体験となるはずです。

こうした経験を通じ、子どもたち一人一人に、自分のよさや可能性を認識するとともに、自分とは異なる他者を価値ある存在として受け入れていくという多様性を尊ぶ心や姿勢が育まれ、将来、「ふるさと岐阜」で、日本で、世界で、広く柔軟な考え方や視野を持ち、ともによりよい未来を実現し、発展させてくれる人となるものと願っています。

そこで、県では、子どもたち一人一人が、「ふるさと岐阜」での学びや豊かな経験、体験を通して自らの自信や誇りにつなげられるよう、誰一人取り残さない、きめ細かな教育を「オール岐阜」で推進し、「主体的に学び、考え、行動する力」、「人と人とのつながり、お互いが認め合い支え合う力」、「自己の生き方や社会のあり方を探究し続け、よりよい未来を築いていく力」を発揮できる、「『ふるさと岐阜』で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人」を育成していきます。

第4次岐阜県教育振興基本計画の体系図



令和8年度 岐阜県教育委員会の基本方針

目指す人間像 ～「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、
よりよい未来の実現に挑み続ける人～

令和8年度重点施策

- 1 多様な人となつがり、関わる力の向上と心の教育の充実
- 2 「ふるさと岐阜」での活動を通して学ぶふるさと教育の推進
- 3 将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進

第4次岐阜県教育振興基本計画に基づき推進する施策

＜1 「豊かな人間性」の育成＞

- ◆多様な人となつがり、関わる力の向上と心の教育の充実 **重点**
 - ・学びを通じた人と関わる力や自己肯定感の育成
 - ・文化芸術に触れ、豊かな心を育む機会の創出
 - ・異学年集団による教育活動の支援
- ◆いじめの未然防止と不登校の早期対応の徹底
 - ・校内教育支援センターの設置促進と支援員の配置支援
 - ・暴力行為等未然防止アドバイザーの派遣など外部専門家による相談支援体制の充実
- ◆「ふるさと岐阜」での活動を通して学ぶふるさと教育の推進 **重点**
 - ・県文化施設での芸術鑑賞や本県の魅力に触れて学ぶ体験学習の充実
 - ・地域等と連携した探究的な学びの推進

＜2 「未来を創る確かな学力と実践力」の育成＞

- ◆未来を創る基礎となり、社会で生きる学力の育成
 - ・確かな学力を育成するためのきめ細かな指導の充実
 - ・大学や企業等と連携した世界を見据えた学びの創造
- ◆ICTを利活用できる力の育成
 - ・将来のデジタル人材育成に向けたICT環境の整備
 - ・教員のデジタルスキル向上を目指した研修の実施
- ◆学びと将来をつなぐ、地域と連携したキャリア教育の充実
 - ・地域企業での実践的な職場実習等を通じた人材の育成
 - ・地域産業人材の育成のための環境整備
 - ・外国人児童生徒向けキャリア教育の充実

＜3 「健やかな体」の育成＞

- ◆体力づくりの推進
 - ・幼児児童生徒の体力づくりの推進
- ◆子どもの安全・安心を守る教育の充実
 - ・いのちを大切にする教育の推進
 - ・学校段階における切れ目のない食育の推進
 - ・小学校段階における学校給食費の支援
 - ・児童生徒への安全教育の充実

＜4 「学びの多様なニーズに応える環境」の充実＞

- ◆将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進 **重点**
 - ・高校教育改革パイロットケースの創出と県立学校の在り方の検討
 - ・老朽校舎の改修と特別支援学校の設置基準に基づく環境整備
 - ・夜間中学の在り方の検討

- ・学びの多様なニーズに応える教育機会の確保
- ・小規模校等における単位認定を伴う遠隔授業の充実
- ・公立高校の授業料の支援
- ◆特別支援教育の推進
 - ・医療的ケアを必要とする児童生徒の支援の充実
 - ・発達障がい支援を担当する教員の養成
- ◆地域と学校とが連携した望ましい部活動の推進
 - ・地域の課題を踏まえた部活動の地域展開の推進
- ◆教職員の働き方改革の推進と優れた教職員の確保
 - ・教職員の業務負担軽減のための外部人材の活用
 - ・副校長・教頭業務支援員の配置
 - ・教員志願者の確保を図る取組の推進
 - ・教職員の健康情報を一元管理するシステムの導入

第1章 教育委員会

1 教育委員会の組織

県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところにより、岐阜県における教育行政の執行機関として設置されている。

県教育委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織され、氏名及び任期は次のとおりである。（令和8年5月31日現在1人欠員。）

（令和8年5月31日現在）

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	堀 貴 雄	令 6. 4. 1 ～ 令 9. 3. 31
教 育 長 職 務 代 理 者	村 上 啓 雄	令 6. 3. 24 ～ 令10. 3. 23
委 員	打 江 記 代	令 5. 3. 17 ～ 令 9. 3. 16
委 員	吉 田 香央里	令 6. 4. 1 ～ 令10. 3. 31
委 員	木 下 貴 子	令 7. 12. 23 ～ 令11. 12. 22

2 教育委員会の会議

県教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるもののほか、岐阜県教育委員会会議規則の定めるところにより行われている。

会議は、定例会議と臨時会議とし、定例会議は毎月1回開催されている。

令和7年度は定例会議が12回、臨時会議が1回開催された。

令和7年度 教育委員会報告、議案一覧

開催年月日	報告・議案	議 事
4月定例 (R7. 4. 18)	報 告	1 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について 2 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について 3 退職手当の支払差止処分について

開催年月日	報告・議案	議 事
		4 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について 5 岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令について
	議 案	1 令和８年度使用教科用図書の採択について 2 令和８年度岐阜県立高等学校入学者選抜について 3 「令和８年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜」並びに「令和８年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考」について
５月定例 (R7. 5. 22)	報 告	1 令和８年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準について 2 市町村立学校管理職等の人事異動について 3 市町村立学校教諭の人事異動について
	議 案	1 令和８年度岐阜県立高等学校入学者選抜について 2 令和８年度岐阜県立多治見工業高等学校専攻科陶磁科学芸術科の入学定員について 3 教育に関する事務に係る議案に対する意見について 4 教職員の懲戒処分について
６月定例 (R7. 6. 16)	報 告	1 職員の表彰について 2 教育に関する事務に係る予算（令和７年度６月補正）に対する意見について 3 岐阜県教育職員免許法施行規則の一部改正について
	議 案	1 岐阜県教育功労者表彰について 2 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について 3 教職員の懲戒処分について
７月定例 (R7. 7. 23)	報 告	1 職員の表彰について（１） 2 職員の表彰について（２） 3 令和７年度全国学力・学習状況調査の結果について
	議 案	1 退職手当の支給制限処分について 2 教職員の懲戒処分について
８月定例 (R7. 8. 20)	議 案	1 教育委員会の点検評価について 2 令和８年度使用県立学校の教科書採択について 3 教育に関する事務に係る議案に対する意見について
９月定例 (R7. 9. 12)	報 告	1 教育に関する事務に係る予算（令和７年度９月補正）に対する意見について 2 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例） 3 教育委員会事務局職員の人事異動について

開催年月日	報告・議案	議 事
		4 退職手当の支払差止め処分について
	議 案	1 教職員の懲戒処分について
10月定例 (R7. 10. 23)	報 告	1 職員の表彰について 2 退職手当の支払差止め処分について
	議 案	1 「令和8年度公立高等学校の入学定員について」及び 「令和8年度高等特別支援学校の入学定員について」
		2 退職手当の支給制限処分について 3 教職員の懲戒処分について
11月定例 (R7. 11. 13)	報 告	1 教育に関する事務に係る議案に対する意見について
	議 案	1 令和8年度教職員定期人事異動方針について
12月定例 (R7. 12. 22)	報 告	1 教育に関する事務に係る予算（令和7年度12月補正）に対する意見について 2 教育に関する事務に係る議案に対する意見について 3 職員の表彰について
		1 教職員の懲戒処分について（1） 2 教職員の懲戒処分について（2） 3 教職員の懲戒処分について（3） 4 教職員の懲戒処分について（4）
	議 案	
1月定例 (R8. 1. 23)	議 案	1 教職員の懲戒処分について
2月定例 (R8. 2. 13)	報 告	1 職員の表彰について（1） 2 職員の表彰について（2） 3 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（岐阜県高等学校等教育改革促進基金条例について）
		1 教育に関する事務に係る予算（令和7年度3月補正）に対する意見について 2 教育に関する事務に係る予算（令和8年度当初予算）に対する意見について 3 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例について） 4 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について） 5 令和8年度使用県立特別支援学校の教科書採択について 6 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（物
	議 案	

開催年月日	報告・議案	議 事
		価高騰等による使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について)
3 月定例 (R8. 3. 4)	議 案	1 年度末退職者表彰について 2 岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則について 3 教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について 4 退職手当の支給制限処分について 5 岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について 6 懲戒処分の指針の改正について 7 教職員の懲戒処分について
3 月臨時 (R8. 3. 19)	議 案	1 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 2 年度末退職者表彰について 3 令和 8 年度定期人事異動について 4 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について 5 令和 9 年度岐阜県立高等学校入学者選抜について 6 令和 9 年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜及び令和 9 年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考について 7 岐阜県教育委員会公告式規則の制定について 8 教職員の働き方改革プランについて 9 教職員の懲戒処分について (1) 10 教職員の懲戒処分について (2) 11 教職員の懲戒処分について (3)

3 条例及び教育委員会規則（令和7年度公布のもの）

【条例】

- 岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例（岐阜県条例第27号）
- 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（岐阜県条例第37号）
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（岐阜県条例第38号）
- 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（岐阜県条例第38号）
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（岐阜県条例第48号）
- 岐阜県高等学校等教育改革促進基金条例（岐阜県条例第1号）
- 岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部改正（岐阜県条例第2号）
- 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正（岐阜県条例第3号）
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（岐阜県条例第4号）

【規則】

- 教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則（岐阜県教育委員会規則第2号）
- 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（岐阜県教育委員会規則第3号）
- 岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則（岐阜県教育委員会規則第4号）
- 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則（岐阜県教育委員会規則第5号）
- 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（岐阜県教育委員会規則第6号）
- 岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則（岐阜県教育委員会規則第7号）
- 教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則（岐阜県教育委員会規則第1号）
- 岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則（岐阜県教育委員会規則第2号）
- 岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（岐阜県教育委員会規則第3号）
- 岐阜県教育委員会公告式規則（岐阜県教育委員会規則第4号）

第2章 教育委員会事務局

県教育委員会の権限に属する事務等进行处理させるため、県教育委員会に事務局が置かれている。

事務局には9課（本庁）及び6教育事務所が置かれている。

1 本庁の分掌事務

教育委員会事務局本庁の各課の分掌事務は次のとおりである。

教 育 総 務 課	
管 理 調 整 係	予算経理、物品出納、公印管理、庶務、秘書、教育調査・統計

職 員 係	事務局等職員の人事・給与、人事評価、定数、服務、栄典、表彰
政 策 企 画 係	教育委員会、教育振興基本計画、議会対応、公益法人、防災・危機管理、広報・広聴、報道機関との連絡調整、全国都道府県教育委員会連合会
教 育 企 画 係	県立学校の将来構想、高校教育改革、県立高校・特別支援学校の入学定員、学科改編、魅力ある県立高等学校づくり（ふるさと教育・遠隔授業等）、学校運営協議会、夜間中学、中高一貫教育、合理的配慮

(福利厚生室)

調 整 係	共済組合：予算経理・物品出納、掛金・負担金、標準報酬制
厚 生 係	恩給、教職員等厚生計画 共済組合：貸付 互助組合：予算経理・物品出納、掛金、教育文化事業、給付事業、福祉事業
給 付 係	共済組合：短期給付（医療費、出産費等）、健康保険
年 金 係	共済組合：長期給付（老齢・障害・遺族年金等）
保 健 係	共済組合：人間ドック、特定健康診査、特定保健指導、健康セミナー、指定施設宿泊利用補助、福祉保険制度、食事利用補助
宿泊所経営管理係	共済組合：宿泊所の経営・業務改善
健康管理・公務災害係	健康管理、安全衛生管理、定期健康診断、公務災害補償
健 康 支 援 係	メンタルヘルス対策、健康相談、職場復帰支援

義 務 教 育 課

管 理 免 許 係	予算経理、物品出納、庶務、国費会計事務、教育職員免許状授与・検定、公立専修学校
小 中 教 科 教 育 係	小・中・義務教育学校の教科教育、学力向上・授業改善推進事業、教育課程の指導、学校図書館教育、道徳教育、教科書事務、研究指定事業
小 中 総 合 支 援 係	幼稚園・小・中・義務教育学校教育一般、学校経営、総合的な学習の時間、特別活動、キャリア教育、進路指導、環境教育、外国人児童生徒教育、国際理解教育、へき地教育、幼児教育、中学校卒業程度認定試験、ふるさと教育、PTA、異学年集団による学び合い支援事業
小 中 人 権 教 育 係	人権教育
小 中 学 校 人 事 係	小・中・義務教育学校の教職員人事、服務、採用試験、学級編制（及び教職員定数）、市町村教委及び市町村立学校の組織及び運営
給 与 係	教職員の給与・旅費

高 校 教 育 課

管 理 調 整 係	予算経理、物品出納、県立学校の事務職員人事
高 校 教 科 教 育 係	高等学校の教科（専門教科を除く）教育、学力向上総合推進事業、教育課程の指導、生徒指導要録、成績管理、教科書事務、高校教育課訪問、道德教育、環境教育、教育研究団体の指導及び助言、研究指定事業
高 校 総 合 支 援 係	高等学校教育一般、総合的な探究の時間、特別活動、進路指導、キャリア教育、国際理解教育、インターンシップ、定時制・通信制、学校図書館教育、高等学校卒業程度認定試験、P T A・青少年教育団体共済法、文化部活動
高 校 入 試 係	高等学校入学者選抜
産 業 教 育 係	専門教科教育、産業教育施設設備の整備、地域産業の担い手育成の推進、専門高校の国際化推進、地方産業教育審議会
高 校 人 権 教 育 係	人権教育
県立学校教員人事係	県立学校の教職員人事、服務、採用試験、教職員定数、県立学校の管理運営

特 別 支 援 教 育 課

管 理 調 整 係	課内調整、予算経理、物品出納、就学奨励事業
教 育 企 画 係	特別支援教育の振興（体制整備、教育内容の充実等）、教育課程の指導、進路指導、医療的ケア、就労支援、職業教育の充実、雇用企業拡大、特別支援学校の備品整備、スクールバスの整備、第4次子どもかがやきプラン推進委員会
教 育 支 援 係	発達障がい教育、小・中・義・高等学校における特別支援教育、教育支援、特別支援教育の研修

教 育 研 修 課

管 理 調 整 係	予算経理、物品出納、庶務、庁舎管理
研 修 企 画 係	研修企画、研修講座構築、資質向上研修、教育支援相談、図書資料管理
研 修 第 一 係	経年研修、職務研修、派遣研修（国内派遣）
研 修 第 二 係	職務研修（管理職研修等）、選択研修、派遣研修（海外派遣）、A L T 配置・活用、事業計画・カレンダー
情 報 研 修 係	情報研修、研修用機器管理運用、テレビ会議・WEB会議システム運営

体 育 健 康 課

管 理 調 整 係	予算経理、物品出納
-----------	-----------

学 校 保 健 係	保健指導、保健管理
学 校 給 食 係	学校給食管理・指導、食育
学 校 体 育 係	体育・保健体育、運動部活動、全国高校総体
部 活 動 改 革 係	部活動地域展開

学 校 安 全 課

管 理 調 整 係	予算経理、物品出納
学 校 安 全 係	学校安全、情報モラル教育
生 徒 指 導 係	生徒指導・いじめ問題、児童生徒の問題行動等の報告
教 育 相 談 係	教育相談、教育支援センター、不登校対策

教 育 管 理 課

管 理 調 整 係	予算経理、物品出納、庶務
文 書 法 規 係	情報公開・個人情報保護、公文書管理、教育法令の解釈及び教育委員会規則等の制定改廃に関する助言、訴訟等に関する指導・助言、学校法律相談
管 理 指 導 係	教職員の処分、ハラスメント等の事案調査、教職員の勤務環境の改革、公益通報

教 育 財 務 課

管 理 経 理 係	物品出納、庶務、国費会計事務、県立学校の予算・決算経理、授業料、修学奨励事業
助 成 係	市町村立学校施設の施設整備費国庫負担（補助）事業等
整 備 推 進 係	県立学校の施設整備、営繕、公有財産管理
特別支援学校整備係	特別支援学校の施設整備、特別支援学校の情報機器整備
技 術 係	学校施設の建設指導、技術指導、保全管理等
情 報 基 盤 係	学校間総合ネットの管理運用、県立学校情報基盤整備、情報セキュリティ

2 教育事務所の分掌事務

教育委員会及び教育長の権限に属する事務を分掌させるため、教育事務所6カ所を設置している。教育事務所の名称、分課、分掌事務は次のとおりである。

名 称	課名	係	分 掌 事 務
教育事務所 〔 岐 阜 西 濃 美 濃 可 茂 東 濃 飛 驒 〕	学 校 職 員 課	管 理 調 整 係	所内庶務、物品の出納保管・会計経理、給与、福利厚生、教育調査・統計、連絡調整、他課に属さない事務
		学 校 人 事 係	人事、研修、表彰、学校改革、市町村教育委員会・市町村立学校の組織運営の指導助言、免許（含検定）
	教 育 支 援 課	学 校 教 育 係	教育課程・学習指導・職業指導・教科書その他の教材等の取り扱い指導助言、産業教育の振興、学校保健、学校安全、学校給食、食育
		学 校 地 域 連 携 係	生徒指導、地域教育の振興、不登校対策、教育相談

第3章 教育機関

岐阜県教育委員会の所管に属する教育機関は、次のとおりである。

1 県立学校

高 等 学 校	63校	全日制課程のみ	54校
		定時制課程のみ	1校
		全日制課程と定時制課程の併置	6校
		全日制課程、定時制課程、通信制課程の併置	1校
		定時制課程と通信制課程の併置	1校
特 別 支 援 学 校	21校	視覚障がいを対象とする特別支援学校	1校
		聴覚障がいを対象とする特別支援学校	1校
		その他 特別支援学校	19校（うち分校 1）

第4章 附属機関等

1 教育委員会の附属機関

岐阜県地方産業教育審議会

○令和7年度 開催なし

岐阜県教科用図書選定審議会

○令和7年度の審議事項

- ・採択基準の審議答申
- ・市町村教育委員会への指導、助言又は援助内容の審議・承認
- ・附則9条本の選定資料の審議・承認
- ・公正確保等について

○審議会開催回数…1回

岐阜県教職員保健審査会

- 令和7年度の審議事項
 - ・教職員の健康管理上必要な審査及び判定
- 審査会開催回数…12回

岐阜県いじめ防止等対策審議会

- 令和7年度審議事項
 - ・いじめの防止等のための対策について
 - ・県立学校で発生したいじめによる重大事態について
- 審議会開催回数…6回

岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会

- 令和7年度審議事項
 - ・保護者や地域住民等からの過剰な要求等への対応について
 - ・県教育委員会に寄せられたハラスメント相談事案について
 - ・ハラスメントに係る取組実施後の効果把握アンケートについて
 - ・県立学校の実習助手を対象とした研修について
 - ・教職員の働き方改革プラン2025の進捗状況について
- 審議会開催回数…1回

2 教育に関する知事の附属機関

岐阜県私立学校審議会

- 令和7年度の審議事項
私立学校の設置、廃止等
 - ・高等学校広域通信制課程の学則変更認可 1件
 - ・高等学校の学則（収容定員）変更認可 1件
 - ・各種学校の学則（収容定員）変更認可 1件
 - ・各種学校の設置認可 1件
 - ・幼稚園の廃止認可 3件
 - ・専修学校の廃止認可 1件
 - ・各種学校の廃止認可 1件
 - ・学校法人の解散認定 1件
 - ・高等学校通信制課程の設置計画の事前審査 1件
 - ・中学校の設置計画の事前審査 1件
- 審議会開催回数…3回

岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会

- 令和7年度審議事項
 - ・岐阜県内で発生したいじめによる重大事態について
- 委員会開催回数…2回

第2部 教育予算

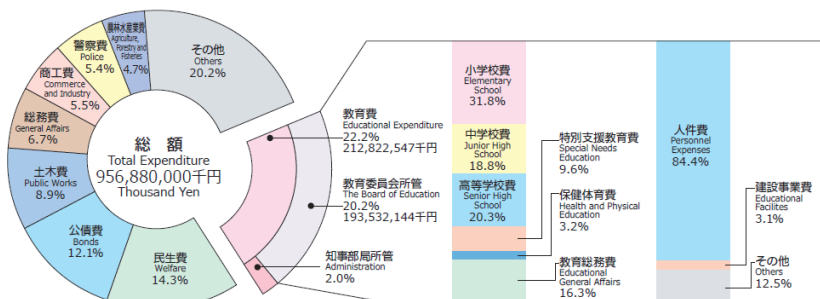
第1章 教育予算の概要

令和8年度教育委員会関係予算 総額で1,935億3,214万4千円

本県の令和8年度一般会計当初予算は9,568億8千万円で、前年度当初予算に比べ6.1%の増となっている。

教育委員会関係予算は、岐阜県教育の目指す基本的な考え方「目指す人間像～「ふるさと教育」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人～」を実現するため、「第4次岐阜県教育振興基本計画」に掲げる、4つの大項目（柱）に沿った教育施策を計画的かつ総合的に展開するための予算編成を行っており、総額は1,935億3,214万4千円で、前年度当初予算に比べ9.3%の増となっている。

令和8年度 県予算と教育費



第2章 教育委員会予算の概要

☆は主な新規・拡充事業

1 「豊かな人間性」の育成

1 多様な人とながり、関わる力の向上と心の教育の充実

○ふるさと魅力体験事業費

1,939 万円

- ・義務教育段階の児童生徒が、本県が誇る自然・歴史・文化・産業等に関する施設や史跡等で行う体験活動を通じて「ふるさと岐阜」の魅力を学ぶとともに、ふるさとの文化施設における優れた文化芸術に触れる機会を創出

○高等学校における演劇等ワークショップ事業費

2,822 万円

- ・生徒のコミュニケーション能力や自己表現力の向上を図り、自己肯定感・自己有用感を育むため、県立高校において、プロの演出家や俳優等を講師として招へいし、演劇表現等のワークショップ（文化的処方）を実施

○道徳教育徹底指導事業費

329 万円

- ・児童生徒の豊かな心と望ましい道徳性の涵養を図るため、学校・家庭・地域社会が連携し、地域ぐるみの道徳教育を充実

- ☆異学年集団による学び合い支援事業費 1,537 万円
- ・児童生徒の自己肯定感や自己有用感、コミュニケーション能力等の非認知能力、並びに、知識・技能、思考・判断・表現力等の認知能力の伸長を目的として、義務教育段階における異学年集団による学び合いに計画的に取り組む市町村を支援

2 人権教育の推進

- 研修事業費（人権課題）
- ・様々な人権課題について教職員の知識・理解を深めるため、人権教育に関する指導力向上研修を実施
- 人権教育開発事業費 169 万円
- ・基本的人権の精神を高め、一人一人を大切にした教育及び学校における人権教育に関する指導方法の改善・充実を図るため、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を推進
- 人権教育対策活動費 185 万円
- ・「岐阜県人権教育基本方針」の周知徹底を図るとともに、今日的な人権課題について教員の理解を深め、各学校における指導の充実を図るため研修を実施
- 人権教育推進事業費補助金 163 万円
- ・児童生徒の人権感覚の向上と地域ぐるみの人権教育を推進

3 いじめの未然防止と不登校の早期対応の徹底

- いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援事業費 319 万円
- ・児童生徒の自己肯定感等を高める学校づくりを通して、いじめ等を未然防止するため、学識経験者等を公立学校等に派遣
- 自殺未然防止・不登校等児童生徒支援事業費 155 万円
- ・中学校、義務教育学校、高等学校において、スクールカウンセラーによる「SOSの出し方に関する教育」を実施
- 県立高校内「ほっとプレイス」整備推進事業費 7,303 万円
- ・不登校の早期段階において、個別の学習支援や相談支援を受けられる校内教育支援センター「ほっとプレイス」を県立高等学校に整備
- 校内教育支援センター整備促進事業費補助金 7,110 万円
- ・不登校の早期段階において、個別の学習支援や相談支援を実施するために、校内教育支援センターを小中学校等に整備する市町村（教育に関する一部事務組合）を支援
- 教育支援センター設置事業費 62 万円
- ・高等学校段階の対象生徒等に対して、学校や家庭以外の居場所として、岐阜県総合教育センター内に教育支援センターを整備し、将来の社会的自立に向けて支援
- 教育支援センター機能強化事業費 337 万円
- ・教育支援センターに不登校に対応した専門職を配置し、県立高校や市町村教育支援センターの巡回訪問等による情報交換や助言を行うなど教育支援センターの機能を強化
- スクールカウンセラー設置費・事業推進費 2 億 9,066 万円
- ・すべての中学校区及び公立高等学校・特別支援学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、学校のカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラー等の能力強化を図る研修を実施
- スペシャリストサポート事業費 869 万円
- ・学校だけでは対応が困難な事案が発生した際に、専門的な知識・知見に基づく対応策等の

助言を得て適切な初期対応・早期解決を図るために、外部の専門家を派遣

- スクールソーシャルワーカー活用事業費 1,741 万円
 - ・児童生徒が抱える貧困などの課題を把握し、関係機関との連携を支援するため、社会福祉士等を公立小・中学校や高等学校・特別支援学校へ派遣
- 子供 SOS 24 電話相談事業費 665 万円
 - ・児童生徒や保護者の抱える悩みを受けとめる相談窓口として、夜間・土日・祝日も含めた 24 時間体制で電話相談を実施
- 学校教育ネット安全・安心推進事業費 320 万円
 - ・インターネットによるいじめや犯罪被害等から児童生徒を守るため、インターネット上の児童生徒に関する問題のある書き込みや画像等について検索・監視を実施
- いじめ不登校対策事業 非常勤講師 185 人
 - ・児童生徒数が急増し、問題が発生しやすくなる学年に非常勤講師を配置し、担任とのチームティーチングにより、きめ細かく対応
- 地域担当生徒指導充て指導主事 教職員 7 人
 - ・警察、各学校の生徒指導主事及び各種協議会と連携し、補導業務や不審者対策等地域の広域的な生徒指導を担当
- 県立学校いじめ防止等対策組織運営費 139 万円
 - ・すべての県立学校のいじめ防止等対策組織に弁護士と臨床心理士を配置し、専門家の立場からの意見を参考に実効的ないじめ問題の解決を図る
- いじめ防止等総合対策費 582 万円
 - ・いじめ防止のため、いじめ対策チーム等の組織を設置し運営するとともに、いじめ対策として事例研究で学ぶいじめ事案の対応研修会を開催する
- いじめ・不登校対応教員の配置 教職員 121 人
 - ・いじめ、不登校が深刻化した生徒指導の困難校に配置（校内の指導体制の確立、教員の指導・研修、他機関との連携、保護者の啓発等を担当）

4 「ふるさと岐阜」での活動を通して学ぶふるさと教育の推進

- 地域課題探究型学習推進事業費 4,210 万円
 - ・教科横断的な視点に基づき、地域課題等を発見・解決するため、大学や産業界、地元企業や自治体等と連携・協働し、地域や学校の特色を生かした探究的な学習活動を実施
- COREハイスクール事業費 910 万円
 - ・地元企業や自治体などと連携した実践的な学びを展開し、地域や学校の魅力を再発見・発信することで、地域活性化につなげる探究的な学びを推進
- ふるさと魅力体験事業費（再掲） 1,939 万円
 - ・義務教育段階の児童生徒が、本県が誇る自然・歴史・文化・産業等に関する施設や史跡等で行う体験活動を通じて「ふるさと岐阜」の魅力を学ぶとともに、ふるさとの文化施設における優れた文化芸術に触れる機会を創出
- 岐阜県ふるさと教育表彰事業費 21 万円
 - ・学校における「ふるさと教育」の実践を広め、県内学校の「ふるさと教育」への機運を一層高めるため、優れた取組を実践している学校を顕彰
- 研修事業費（ふるさと教育）
 - ・「ふるさと教育」に関わる地域連携や人材育成を推進するため、小・中・高等学校、特別支援学校の新規採用教員に対し、県の施策や文化施設の魅力を学ぶ研修を実施

5 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

- 幼児教育総合推進事業費 25 万円
・岐阜県幼児教育アクションプランの策定、検証を進めるとともに、岐阜県幼児教育センター設置に向けた検討委員会を開催し、岐阜県内の幼児教育の水準の維持向上を図る

6 家庭や地域と学校とが連携した子どもたちの育成

- 高等学校 P T A 連合会事業費補助金 87 万円
・高等学校における P T A 指導者の資質の向上と、会員の学習意欲を高め、家庭教育への理解を図るため、高等学校 P T A 連合会の事業費の一部を支援
- 県 P T A 連合会事業費補助金 121 万円
・小・中学校における P T A 指導者の資質の向上と、会員の学習意欲を高め、家庭教育への理解を図るため、岐阜県 P T A 連合会の事業費の一部を支援

2 「未来を創る確かな学力と実践力」の育成

1 未来を創る基礎となり、社会で生きる学力の育成

- 学力向上総合推進事業費 554 万円
・生徒に確かな学力を身に付けさせるため、興味・関心や優れた能力を伸ばすセミナーや英語スピーチコンテスト等様々なコンテスト及び弁護士による講義を開催
- 学力向上・授業改善推進事業費 668 万円
・次期学習指導要領の改訂を注視し、市町村・学校・教職員のニーズ、教育課題に応え得る柔軟な事業メニューを展開
児童生徒の関心や意欲を高め、個性を伸ばし、資質や能力を活用する力を育成するための日頃の成果を発表する場の提供

2 I C T を利活用できる力の育成

- 公立小中学校等情報機器整備事業費 21 億円
・国の基金を活用し、公立小中学校及び義務教育学校における 1 人 1 台端末（学習用情報機器）の着実な更新を支援
- 学力向上・授業改善推進事業費（再掲） 668 万円
・次期学習指導要領の改訂を注視し、市町村・学校・教職員のニーズ、教育課題に応え得る柔軟な事業メニューを展開
児童生徒の関心や意欲を高め、個性を伸ばし、資質や能力を活用する力を育成するための日頃の成果を発表する場の提供
- 教育用生成 A I を活用した授業支援事業費 1,080 万円
・県立高校において、教育用生成 A I を小論文、英作文等の指導の授業支援ツールとして活用し、添削指導を効率化することで、生徒への指導機会を増やし、生徒の学びの充実を図る
- デジタル人材育成推進事業費 5,500 万円
・高等学校段階におけるデジタル人材の育成を推進するため、高度な I C T 機器の整備等を行い、データサイエンスやデジタル技術を活用した探究学習の充実を図る
- 学力向上総合推進事業費（再掲） 554 万円

- ・生徒に確かな学力を身に付けさせるため、興味・関心や優れた能力を伸ばすセミナーや英語スピーチコンテスト等様々なコンテスト及び弁護士による講義を開催

○ICT教育基盤運営事業費 5,156万円

- ・文系、理系、実習など授業展開に応じた配信環境の構築、オンライン会議室及び1人1台端末への学習支援ソフト導入により、県立学校におけるICTを活用した学習環境を整備

○教育用パソコン整備費 1億732万円

- ・教科「情報」の指導内容に対応した授業を実施するため、全県立普通科（文理探究科及び地域探究科を含む）高等学校（40校）のパソコン教室の教育用パソコン及び周辺機器を整備

○学習用タブレット維持管理費 1億5,260万円

- ・高等学校学習用貸与タブレットの整備及び生徒が利用する上で故障や破損した際の修繕を実施

○県立学校情報ネットワーク機器更新費 3億7,428万円

- ・学習者用タブレットや校務用パソコンなどを使用するため、無線アクセスポイントなど校内ネットワーク機器を整備

○学校間総合ネットデータセンター更新費 17億3,920万円

- ・公立学校教職員及び児童生徒が使用する、学校間総合ネットの中核となるデータセンター機器及び各システムの再構築を実施

○学校教育ネット安全・安心推進事業費（再掲） 320万円

- ・インターネットによるいじめや犯罪被害等から児童生徒を守るため、インターネット上の児童生徒に関する問題のある書き込みや画像等について検索・監視を実施

○研修事業費（DX対応教員研修）

- ・教職員のICT活用指導力向上のため、大学教授等の有識者や民間先端技術者を招聘し、講義・実践形式の研修を実施

3 科学技術・情報技術やものづくりへの関心の醸成、起業家精神等の育成

○学力向上総合推進事業費（再掲） 554万円

- ・生徒に確かな学力を身に付けさせるため、興味・関心や優れた能力を伸ばすセミナーや英語スピーチコンテスト等様々なコンテスト及び弁護士による講義を開催

○学力向上・授業改善推進事業費（再掲） 668万円

- ・児童生徒の関心や意欲を高め、個性を伸ばし、資質や能力を活用する力を育成するための日頃の成果を発表する場の提供

○理科・数学教育設備充実費 1,900万円

- ・学習指導要領に対応した理科教育に関する備品の整備及び老朽化した備品の更新を推進し、理科教育を充実

4 国際理解教育の充実とグローバル社会で活躍できる力の育成

○学力向上総合推進事業費（再掲） 554万円

- ・生徒に確かな学力を身に付けさせるため、興味・関心や優れた能力を伸ばすセミナーや英語スピーチコンテスト等様々なコンテスト及び弁護士による講義を開催

○外国人児童生徒適応指導員配置事業費 9,684万円

- ・外国人児童生徒の母国語が使用できる指導員を関係教育事務所及び県立学校に配置し、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応指導や日本語指導を実施

〔配置〕教育事務所 ポルトガル語6人、タガログ語6人、中国語1人

県立学校 ポルトガル語 5 人、タガログ語 8 人、中国語 3 人

○研修事業費（国際理解教育講座）

- ・児童生徒が広い視野で異文化を理解し、多文化共生社会が推進されるよう、教職員の指導力を高める研修を実施

○グローバル化対応教員育成事業費

531 万円

- ・グローバル人材育成に対応するため、英語担当教員に対する実践的な研修を充実し、語学力を向上させるとともに指導力を強化

○外国語指導助手等設置費・活動費

2 億 8,436 万円

- ・全ての県立高校において生徒の英語 4 技能を育成するため、外国語指導助手（ALT）の授業を週 1 回程度受講できるよう配置するとともに、学校における国際理解教育をサポートするための国際交流員を総合教育センターに配置

○農業高校生海外実習派遣事業費

899 万円

- ・県内の高等学校の農業に関する学科に在学する生徒の代表を海外に派遣し、海外の農業の実情や実践的経営を学び、農業に関する体験的な学習を主体とした実習を実施する

○海外交流支援事業費

700 万円

- ・県立高校における海外の姉妹校との交流を促進するとともに、高校生の海外留学費用の支援（原則 1 年間）により海外留学を促進

5 主権者教育・消費者教育などの今日的な課題に対応した教育の推進

○学力向上総合推進事業費（再掲）

554 万円

- ・生徒に確かな学力を身に付けさせるため、興味・関心や優れた能力を伸ばすセミナーや英語スピーチコンテスト等様々なコンテスト及び弁護士による講義を開催

6 学びと将来とをつなぐ、地域と連携したキャリア教育の充実

○高校生と中学生が共に学ぶキャリア支援事業費

373 万円

- ・中学生段階から進路について考える機会を設けるとともに、高校生に社会で必要となる表現力や発信力を育成し、学習成果を発表する機会を設ける等、発達段階に応じたキャリア教育の充実を図る

○高校生インターンシップ推進事業費

199 万円

- ・すべての県立高校において、就業体験を通じて主体的な進路の選択能力を育成できるインターンシップの推進体制を構築

○地域創生キャリアプランナー設置事業費

4,923 万円

- ・就職希望者が多く、かつ進路先が多様な普通科設置校を中心に、学びの視点で学校と関係機関等をつなぐことのできる地域や企業に精通した外部人材を配置

7 スペシャリストを育成する産業教育の充実

○農業高校生海外実習派遣事業費（再掲）

899 万円

- ・県内の高等学校の農業に関する学科に在学する生徒の代表を海外に派遣し、海外の農業の実情や実践的経営を学び、農業に関する体験的な学習を主体とした実習を実施する

○学力向上総合推進事業費（再掲）

554 万円

- ・生徒に確かな学力を身に付けさせるため、興味・関心や優れた能力を伸ばすセミナーや英語スピーチコンテスト等様々なコンテスト及び弁護士による講義を開催

○産業教育振興設備整備費

1 億 6,598 万円

- ・産業教育の充実を図るため、実習装置・設備の整備や修繕等を計画的に実施

3 「健やかな体」の育成

1 体力づくりの推進

- 学校体育指導事業費 133 万円
 - ・体育の授業や運動部活動を担当している教職員に対し、指導力の向上を図る研修会等を実施
- 運動部指導者派遣・研修事業費 902 万円
 - ・専門的技量を有する社会人指導者を高校の運動部活動に派遣するとともに、指導者養成のための研修を実施

2 健康教育と食育の推進

- 健康教育支援事業費 152 万円
 - ・LGBTの正しい理解や性に関する犯罪や暴力の防止、命の大切さ等について正しく理解するため、専門医による講座を開催
- 学校保健総合支援事業費 92 万円
 - ・小・中・高等学校におけるがん教育の充実を図るため、専門医等を活用したがん教育の授業の実施及び研修会を開催
- G I F U食のマイスタープロジェクト事業費 128 万円
 - ・生涯にわたって健全な心身を養うため、学校段階に応じた食に関する実践力を身に付ける取組を実施
- 食育充実のための栄養教諭の配置 教職員(小中)134人、(特支)21人
 - ・学校の食の安全面、安心面の管理が行き届くよう、食の衛生管理を充実
- ☆学校給食費負担軽減支援事業費補助金 53 億 1,386 万円
 - ・公立の小学校等に通う児童の保護者の負担を軽減するため、食材費相当額を支援する市町村等に対し、係る経費を補助
〔国基準額（完全給食の場合）〕
小学校・義務教育学校前期課程 1人当たり月 5,200 円
特別支援学校小学部 1人当たり月 6,200 円

3 子どもの安全・安心を守る教育の充実

- 学校教育ネット安全・安心推進事業費（再掲） 320 万円
 - ・インターネットによるいじめや犯罪被害等から児童生徒を守るため、インターネット上の児童生徒に関する問題のある書き込みや画像等について検索・監視を実施
- 学校安全支援事業費 169 万円
 - ・公立学校に防災や防犯、交通安全の各分野の専門家を派遣する等により、児童生徒の安全教育の推進と職員の安全管理を充実
- 学校防災強靱化推進事業費 69 万円
 - ・地区ごとに選出された県立学校防災担当教員が防災士の資格取得するほか、防災教育スペシャリスト養成研修の開催など、学校防災の強靱化を推進
- 県立学校AED整備事業費 423 万円
 - ・心肺停止時における救急救命の観点から、県立高等学校及び特別支援学校にAEDを設置

- 学校緊急連絡メール配信事業費 289 万円
 ・ 非常時に保護者等へ必要な情報を一斉配信するとともに、「心のアンケート」を実施するため、県立学校に緊急連絡用メールサービスを整備
- 学校安全総合支援事業費 275 万円
 ・ 地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、組織的な取組と外部専門家の活用を進めるとともに、国公立学校間の垣根を超えた連携を促進

4 「学びの多様なニーズに応える環境」の充実

1 将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進

- ☆岐阜県高等学校等教育改革促進事業
 ・ 3 類型（アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援、理数系人材育成支援、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保）に応じた、高等学校等教育改革を先導するパイロットケースを創出するための取組を実施
- ☆魅力ある県立学校づくり推進事業費 189 万円
 ・ 外部有識者等からなる懇話会を設置し、今後の県立学校の将来像について広く意見聴取を実施
- ☆多様な学び推進事業費 90 万円
 ・ 夜間中学体験会を実施し、参加者の属性ごとのニーズを分析するとともに、本県における夜間中学設置方針を定めるための検討委員会を設置
- 学校運営協議会等設置費 804 万円
 ・ 全ての県立学校に学校運営協議会を設置し、学校運営に協議会委員の意見を反映させたコミュニティ・スクールにすることで、地域に根差した学校づくりを推進
- 中高一貫教育推進事業費 72 万円
 ・ 中学校と高等学校、市町村教育委員会がより連携を強化し、地域に密着した活力ある学校づくり・教育活動を推進
- コミュニティ・スクール推進体制構築事業費補助金 100 万円
 ・ 学校運営協議会の設置を進める市町村に対して、学校運営協議会の運営や、地域との連絡・調整を行う人材の配置に係る経費を支援
- へき地教育振興会補助金 50 万円
 ・ へき地教育水準の向上を図るため、環境改善や学校教育の振興を目的とした「へき地教育振興会」の事業活動を支援
- 校舎等改修費 51 億 4,877 万円
 ・ 校舎や体育館の屋上防水・外壁等の改修工事や、教室の老朽化したエアコンの更新工事等を計画的に実施

2 特別支援教育の推進

- スクールバス購入費 1 億 6,278 万円
 ・ 県立特別支援学校の児童生徒の通学に係る負担を軽減するため、スクールバスの乗車時間が概ね 60 分以内となるようスクールバスを整備
- スクールバス運行委託費 4 億 5,147 万円
 ・ 県立特別支援学校に通学する児童生徒の安全な通学手段の確保と適正な就学を推進するため、業務委託によりスクールバスの運行を実施
- 特別支援教育ネットワーク強化事業費 925 万円

- ・各校の特別支援教育コーディネーター同士で情報共有・意見交流する場を設けるなどして各地域におけるセンター的機能の更なる充実を図る
- 県立特別支援学校校務支援システム運営費** 1,590万円
 - ・県立特別支援学校における情報漏洩防止及び教員の業務負担軽減の観点から、クラウド型の統一したシステムにより幼児児童生徒の成績等個人情報を含む校務全般のデータを管理
- 高等学校特別支援教育支援員配置事業費** 7,151万円
 - ・発達障がいのある生徒や肢体不自由・病弱等の生徒の学校での学習・生活を個別支援するため、対象生徒が在籍する高校へ特別支援教育支援員を配置
- 医療的ケア児校外学習活動充実事業費** 188万円
 - ・特別支援学校に在籍する医療的なケアを必要とする児童生徒が、保護者が同伴しなくても安心して泊を伴う学習活動や校外学習等に参加できるよう医療的ケア実施体制を整備
- 特別支援教育医療的ケアサポート事業費** 210万円
 - ・特別支援学校に在籍する医療的なケアが必要な児童生徒が、学校の授業を安全に受けられるよう医療的ケアの実施体制を整備
- 特別支援学校設置基準対策事業費** 3億2,018万円
 - ・「特別支援学校設置基準」における校舎や運動場の基準面積に適合する学習環境を整備するための設計や工事を実施
- 高校通級体制強化事業費** 252万円
 - ・岐阜・西濃・美濃・可茂・東濃地域において、県立高校へ出向いて指導を行う「通級による指導（巡回型）」を実施
- 聴覚障がい支援充実事業費** 329万円
 - ・岐阜豊学校等 に在籍する聴覚障がいのある児童生徒に対し、音声 を文字情報に変換するソフトを活用した学習支援を行う。また、飛騨特別支援学校において、聴覚障がい支援専任教員を中心に幼児教室を、東濃及び飛騨地域において、聴覚障がい教育に関する研修会及び保護者向け相談会を開催
- 特別支援学校情報機器更改費** 3,163万円
 - ・1人1台端末の維持管理を継続するとともに、教科の学習で活用するPC等の更新を行い、最適な学習環境を整備
- 特別支援教育ICT活用充実事業費** 64万円
 - ・訪問教育の児童生徒の家庭や医療施設と学校とをオンラインでつなぐ通信環境を整備
病気等により入院している高校生が病院のベッドサイド等で学校の授業に参加できるよう環境を整備
- 特別支援学校就労支援総合推進事業費** 722万円
 - ・特別支援学校高等部・高等特別支援学校の生徒に対する職業教育の充実及び就労支援の強化を図るため、「働きたい！応援団ぎふ」の登録企業拡大や就業体験・企業内作業学習を推進
- 就労支援コーディネーター事業費** 1,305万円
 - ・実習・雇用の受け入れ企業の開拓及び就労情報を集約・発信するため、岐阜清流高等特別支援学校、西濃高等特別支援学校、可茂特別支援学校に就労支援地域コーディネーターを配置
- 特別支援学校インクルーシブ教育システム構築事業費** 454万円
 - ・一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じて、地域の学校や人々と共に学び合う交流及び共同学習を推進
- 発達障がい支援担当教員養成事業費** 126万円
 - ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の教員が、発達障がいのある児童生徒

に対する支援について、一人一人の課題に合わせて学べる研修を実施

○視覚障がい児童生徒支援充実事業費

39 万円

- ・岐阜盲学校の教員が、小学校、中学校、義務教育学校の視覚支援を必要とする児童生徒に対し、通級による指導を実施

3 多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の充実

○研修事業費（外国人児童生徒への指導力向上講座）

- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する支援を充実するため、教職員に対し研修を実施

○外国人児童生徒適応指導員配置事業費（再掲）

9,684 万円

- ・外国人児童生徒の母国語が使用できる指導員を関係教育事務所及び県立学校に配置し、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応指導や日本語指導を実施

〔配置〕教育事務所 ポルトガル語 6 人、タガログ語 6 人、中国語 1 人

県立学校 ポルトガル語 5 人、タガログ語 8 人、中国語 3 人

○外国人児童生徒日本語初期指導支援事業費

425 万円

- ・散在地域や集住市における小規模校の外国人児童生徒の受入れに対する支援として、オンラインを活用した日本語初期指導を実施

○研修事業費（国際理解教育講座）（再掲）

- ・児童生徒が広い視野で異文化を理解し、多文化共生社会が推進されるよう、教職員の指導力を高める研修を実施

4 誰一人取り残さない学びの機会の整備

○県立高校内「ほっとプレイス」整備推進事業費（再掲）

7,303 万円

- ・不登校の早期段階において、個別の学習支援や相談支援を受けられる学校内教育支援センター「ほっとプレイス」を県立高等学校に整備

○学校内教育支援センター整備促進事業費補助金（再掲）

7,110 万円

- ・不登校の早期段階において、個別の学習支援や相談支援を実施するために、学校内教育支援センターを小中学校等に整備する市町村（教育に関する一部事務組合）を支援

○教育支援センター設置事業費（再掲）

62 万円

- ・高等学校段階の対象生徒等に対して、学校や家庭以外の居場所として、岐阜県総合教育センター内に教育支援センターを整備し、将来の社会的自立に向けて支援

○教育支援センター機能強化事業費（再掲）

337 万円

- ・教育支援センターに不登校に対応した専門職を配置し、県立高校や市町村教育支援センターの巡回訪問等による情報交換や助言を行うなど教育支援センターの機能を強化

○県立高校遠隔授業推進等事業費

1,200 万円

- ・生徒の多様な学びの選択肢を確保するため、小規模校等を対象として単位認定を行う遠隔授業を実施

○へき地教育振興会補助金（再掲）

50 万円

- ・へき地教育水準の向上を図るため、環境改善や学校教育の振興を目的とした「へき地教育振興会」の事業活動を支援

○岐阜県定時制通信制教育振興会補助金

100 万円

- ・高等学校定時制及び通信制教育の普及・振興を図るため、岐阜県定時制通信制教育振興会で実施する事業を支援

○定時制通信制教科書等給与費補助金

70 万円

- ・ 勤労青少年の高等学校定時制通信制課程への修学を円滑にし、教育の機会均等を確保するため、必要な教科書購入費を支援

○定時制・通信制課程修学奨励費 974 万円

- ・ 勤労青少年の高等学校定時制通信制課程に在学する生徒に対し、修学奨励費を貸与（卒業を条件に返還義務は免除）

○県選奨生奨学金 8,666 万円

- ・ 学業成績が優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な生徒に対して奨学金を貸与

○高等学校奨学金 912 万円

- ・ 勉学意欲がありながら、経済的理由により高等学校での修学が困難な生徒に対して、成績要件なしで奨学金を貸与

○子育て支援奨学金 887 万円

- ・ 教育費の負担が大きくなる高校生の時期に、子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の生徒を対象に、成績要件や所得要件なしに奨学金を貸与

○公立高等学校等就学支援金 45 億 1,023 万円

- ・ 日本人等の生徒を対象に、授業料相当額の就学支援金を支給（令和8年度から所得制限なし）

○高校生等奨学給付金 7 億 4,279 万円

- ・ 年収約490万円未満の世帯の生徒等に対して、授業料以外の教育費に充てるための奨学給付金を支給（令和8年度から中所得層まで範囲拡充）

○公立高等学校等学び直し支援金 108 万円

- ・ 中途退学後に再入学した生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金相当額を支給（令和8年度から所得制限なし、要件は公立高等学校等就学支援金に同じ）

5 地域と学校とが連携した望ましい部活動の推進

☆部活動地域展開・地域クラブ活動推進事業費補助金 2 億 5,536 万円

- ・ 中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導を実施

○地域クラブ指導者育成研修事業費 218 万円

- ・ 休日の中学校部活動の段階的な地域移行に向けて地域のスポーツ・文化芸術指導者の充実を図るため、新たな指導者の養成研修会を開催

○運動部指導者派遣・研修事業費（再掲） 902 万円

- ・ 専門的技量を有する社会人指導者を高校の運動部活動に派遣するとともに、指導者養成のための研修を実施

6 優れた教職員の確保と資質・指導力の向上

○暫定再任用教諭への担任手当の支給

- ・ 教員不足や若手教員の増加に対応するため、即戦力であり、若手の手本となるベテラン教員の確保に向け、定年後、引き続き暫定再任用教諭として任用され、学級担任を受け持つ者に対して、手当を支給

○教職員採用試験業務委託費 250 万円

- ・ 採用試験の質的改善や受験者増加に向けて、採用試験業務の一部について外部委託を実施

○教職員採用試験費 749 万円

- ・ 人物重視の採用を行うために充実した面接試験を行うとともに、実践的指導力を推し量る実技試験等を実施

○自ら学び続ける教職員研修支援事業 150 万円

- ・若手教職員や各校の研修主事を中心としたグループが、資質向上や教育上の課題解決を図るため、自主的に行う研修活動を支援

○研修事業費（服務規律遵守・倫理の保持）

- ・新任管理職研修や新任主任研修、各種経年研修において、服務規律遵守や倫理の保持に向けた研修を実施

○教員確保推進事業費補助金 2,065 万円

- ・県内高校を卒業した者で、令和5年度以降に実施する採用試験において、小中学校の教員として採用され、本県で7年以上勤務予定の者に対して、大学時の奨学金の返還を採用後7年にわたって支援（総額最大144万円/人）

○初任者研修

- ・各学校の新規採用教員に応じて、指導教員を配置
教職員 高等学校 38 人 特別支援学校 12 人

○初任者研修非常勤講師

- ・各学校の新規採用教員に応じて指導教員を配置するとともに、初任者が校内外研修等を受講する際の後補充非常勤を設置
非常勤講師 小学校 451 人 中学校 166 人 高等学校 55 人 特別支援学校 65 人

○団塊シニア人材バンク

- ・企業や行政等で長年活躍し退職した団塊の世代の方で、教員免許状を所有し、豊かな経験を教育の場で生かす熱意のある方を登録するため人材バンクを設置

○新規採用公立幼稚園指導員の設置 859 万円

- ・新規採用公立幼稚園職員として、基礎的な知識の習得と専門職としての実践的指導力の育成及び資質の向上を図るため、指導員を配置し、園内研修を充実

7 長時間勤務・多忙化解消など、教職員の働き方改革の推進

○県立学校業務アシスタント設置費 1 億 231 万円

- ・会計事務やデータ入力等の効率化を図るため、業務アシスタントをすべての県立学校に配置

○スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金 3 億 2,244 万円

- ・小中学校及び市立特別支援学校の教職員の補助として、学習プリントの印刷業務等を行うサポートスタッフの配置を支援

○副校長・教頭マネジメント支援員配置事業費補助金 5,012 万円

- ・副校長・教頭が行うマネジメント等に係る業務を専門的にサポートする外部人材の配置に対して支援する

○県立学校等弁護士相談事業費 72 万円

- ・学校や教育委員会における様々な事案に迅速・適切に対応するため、事案に含まれる法律上の論点やその整理等を弁護士に相談する体制を整備

○県立高等学校校務支援システム運営費 1,476 万円

- ・県立高校における情報漏洩防止及び教員の業務負担軽減の観点から、センターサーバー型の統一したシステムにより生徒の成績等個人情報を含む校務全般のデータを管理

○公立高等学校入学者選抜WEB出願システム構築・運営費 2,366 万円

- ・県内で統一的に運用できる公立高等学校入学者選抜WEB出願システムを運営し、オンラインでの非接触型出願を実現することで、生徒や保護者の出願作業及び学校事務の効率化・簡素化を図る

○デジタル採点システム導入事業費 759 万円

- ・定期試験等の採点業務の効率化を図り教員の負担を軽減するため、答案を読み込みパソコ

ンで採点・集計業務ができるシステムのソフトを、全ての県立高校に導入

○研修事業費（校務ＤＸ）

- ・教職員の校務負担軽減に効果的なシステムの利用を促進するため、研修を実施

○小学校専科指導教員の配置

教職員 138 人、非常勤講師 1,371 人

- ・教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上を図るため、小学校中高学年において教科担任として加配教員を配置

○県立学校部活動指導員・部活動アシスタント設置費

1 億 6,592 万円

- ・県立学校の部活動の技術面での指導や顧問の補佐的業務を担う部活動アシスタントの配置に加え、単独で部活動の指導や引率を行う部活動指導員を県立高校に配置

○農場管理支援事業費

1,727 万円

- ・県立高校における農業科の教諭・実習助手が行っている学校農場での業務のうち、土日祝日の管理業務を外部人材に委託することで、農業教員の時間外業務の縮減を図り、働き方改革に寄与

○県立特別支援学校校務支援システム運営費（再掲）

1,590 万円

- ・県立特別支援学校における情報漏洩防止及び教員の業務負担軽減の観点から、クラウド型の統一したシステムにより幼児児童生徒の成績等個人情報を含む校務全般のデータを管理

☆健康管理システム運営費

1,406 万円

- ・健康診断の受診推奨や職員の健康状態の把握等の実務を担う衛生管理者の負担を軽減するため、教職員の健康情報を一元管理するシステムを導入

8 ハラスメント対策など、教職員の働きやすい職場環境づくりの推進

○研修事業費（働きやすい職場環境づくり）

- ・管理職に対して、教職員の正確な勤務時間の管理をはじめとする労務管理や、働きがいのある良好な職場環境づくりを推進するための研修を実施

○こころの定期健康診断事業費

453 万円

- ・メンタル不調の早期発見とセルフケアの推進のため、Webを利用したストレスチェックを実施するとともに、高ストレス者または過重労働者に対するセルフケアの啓発と医師の面談を実施

○メンタルヘルス対策費

292 万円

- ・日々の健康管理に繋がるよう疲労ストレス測定機器の充実を図るとともに、精神科医師による「心の健康相談室」を設置するほか、セルフケア・ラインケア充実のための研修や啓発等を実施

○教職員ハラスメント等防止対策審議会設置費

269 万円

- ・ハラスメントや過労死等の疑いのある事案を調査・審議する第三者機関を設けるとともに、弁護士による外部相談窓口や臨床心理士による相談が受けられる体制を整備

令和8年度予算項目別一覧表

(単位：千円)

区 分	令和7年度当初予算額	令和8年度当初予算額
教育総務費	24,005,092	31,637,419
教育委員会費	8,021	7,812
事務局費	2,945,532	3,135,855
教職員人事費	9,399,401	15,504,944
教育指導費	6,487,157	6,676,302
恩給及び退職年金	16,337	14,718
進学奨励費	4,313,601	5,380,186
教育財産管理費	832,960	915,519
社会教育振興費	2,083	2,083
小学校費	58,798,867	61,534,534
中学校費	34,882,130	36,340,128
高等学校費	40,533,258	39,249,603
高等学校総務費	31,172,852	32,430,605
高等学校管理費	2,439,793	2,351,178
教育振興費	190,521	190,990
学校建設費	6,730,092	4,276,830
特別支援教育費	17,920,652	18,544,717
特別支援教育総務費	15,699,587	16,203,930
特別支援教育振興費	1,253,552	1,147,830
学校建設費	967,513	1,192,957
保健体育費	913,992	6,225,743
学校健康教育費	550,872	5,908,327
体育振興費	363,120	317,416
合 計	177,053,991	193,532,144

第3部 管 理

第1章 学校管理

第1節 公立小・中・義務教育学校

1 小 学 校（義務教育学校の前期課程含む）

年 度	学 校 数			児童数	学級数	学級編制 基 準	学級平均 児 童 数
	本 校	分 校	計				
8	338	0	338	88,568	4,305	35	20.6
7	342	1	343	91,736	4,390	35	20.9
6	343	1	344	94,458	4,378	35	21.6
5	353	0	353	97,190	4,414	35	22.0

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単 式 学 級	35人
複 式 学 級	1年生を含む2の学年 8人
	それ以外の2の学年 15人
特別支援学級	8人

本年度の小学校（義務教育学校の前期課程含む）教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1 ————— 1		11 ————— 13		21 ————— 24		31 ————— 36	
2 ————— 2		12 ————— 14		22 ————— 26		32 ————— 37	
3 ————— 4		13 ————— 15		23 ————— 27		33 ————— 38	
4 ————— 5		14 ————— 17		24 ————— 28		34 ————— 39	
5 ————— 7		15 ————— 18		25 ————— 29		35 ————— 41	
6 ————— 8		16 ————— 19		26 ————— 30		36 ————— 42	
7 ————— 9		17 ————— 20		27 ————— 31		37 ————— 43	
8 ————— 10		18 ————— 21		28 ————— 32		38 ————— 44	
9 ————— 11		19 ————— 22		29 ————— 33		39 ————— 45	
10 ————— 12		20 ————— 23		30 ————— 35		40 ————— 46	

2 中 学 校（義務教育学校の後期課程含む）

年 度	学 校 数			生徒数	学 級 数	学級編制 基 準	学級平均 生 徒 数
	本 校	分 校	計				
8	170	1	171	49,276	1,944	35	25.3
7	175	1	176	50,465	1,921	35	26.3
6	176	1	177	50,979	1,912	35	26.7
5	176	1	177	51,765	1,916	35	27.0

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単 式 学 級 35人

複 式 学 級 編制しない

特別支援学級 8人

本年度の中学校（義務教育学校の後期課程含む）教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1 ————— 4	11 ————— 18	21 ————— 33	31 ————— 49				
2 ————— 6	12 ————— 19	22 ————— 35	32 ————— 51				
3 ————— 7	13 ————— 20	23 ————— 36	33 ————— 52				
4 ————— 8	14 ————— 22	24 ————— 37	34 ————— 54				
5 ————— 9	15 ————— 24	25 ————— 39	35 ————— 55				
6 ————— 10	16 ————— 25	26 ————— 40	36 ————— 56				
7 ————— 12	17 ————— 27	27 ————— 42	37 ————— 57				
8 ————— 14	18 ————— 29	28 ————— 43	38 ————— 58				
9 ————— 15	19 ————— 31	29 ————— 45	39 ————— 60				
10 ————— 17	20 ————— 32	30 ————— 47	40 ————— 61				

3 学校の新設・統廃合

戦後の学制改革によって発足した小・中学校は、その後さまざまな経緯を経て、より良いものへと整備充実が図られてきている。

本県においては、昭和28年市町村合併促進法の制定以来、適正な規模によって教育効果の向上を図る意味から学校の統廃合が進み、令和8年4月1日現在、小学校328校、中学校161校、義務教育学校10校となっている。統廃合による適正規模として、学級数について、小・中学校においては12学級から18学級まで、義務教育学校においては18学級から27学級までとされており、また、通学距離について、小学校においては4キロメートル以内、中・義務教育学校においては6キロメートル以内とされているが、学校規模を重視する余り、無理の生じないよう地域住民の理解と協力を得て行うよう配慮している。

学校新設・統廃合・位置変更一覧（R7.4.2～R8.4.1）

■小・中・義務教育学校の新設・廃止・統合

番号	年月日	設置者	旧学校名	新学校名	形式
1	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	岐阜市	芥見東小学校	藍東学園	新設
2	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	岐阜市	藍川東中学校		
3	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	関市	板取小学校	洞戸小学校	廃止統合
4	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	七宗町	上麻生小学校	七宗小学校	新設
5	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	七宗町	神淵小学校		
6	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	多治見市	笠原小学校	笠原小中学校	新設
7	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	多治見市	笠原中学校		
8	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	中津川市	神坂小学校	落合小学校	廃止統合
9	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	中津川市	神坂中学校	落合中学校	廃止統合
10	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	恵那市	岩邑中学校	恵那南中学校	新設
11	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	恵那市	山岡中学校		
12	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	恵那市	上矢作中学校		
13	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	恵那市	明智中学校		
14	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	恵那市	串原中学校		
15	R8.3.31廃止 R8.4.1新設	高山市	岩滝小学校	東小学校	廃止統合

4 施設の概況

(1) 保有建物の構造別の状況

小・中の保有建物の構造別の状況は、令和２年度と令和７年度を比較すると次のとおりである。

公立小・中学校保有建物面積の構造別内訳表（全国対比）

（単位㎡）

区 分		年度	小 学 校							
			鉄筋コンクリート造		鉄骨その他造		木 造		計	
校 舎	岐阜県	7	1,381,180	95	45,478	3	31,853	2	1,458,511	100
		2	1,442,187	95	48,859	3	29,638	2	1,520,684	100
	全 国	7	77,988,000	96	2,369,000	3	1,022,000	1	81,379,000	100
		2	79,127,000	96	2,253,000	3	1,065,000	1	82,445,000	100
屋 体	岐阜県	7	210,210	62	120,566	36	6,779	2	337,555	100
		2	222,813	62	126,581	36	5,778	2	355,172	100
	全 国	7	8,777,000	55	7,156,000	44	175,000	1	16,108,000	100
		2	8,863,000	54	7,512,000	45	192,000	1	16,567,000	100
寄宿舎	岐阜県	7	—	—	—	—	—	—	—	—
		2	—	—	—	—	—	—	—	—
	全 国	7	2,000	67	—	—	1,000	33	3,000	100
		2	3,000	60	1,000	20	1,000	20	5,000	100
区 分		年度	中 学 校							
			鉄筋コンクリート造		鉄骨その他造		木 造		計	
校 舎	岐阜県	7	852,304	95	28,321	3	17,568	2	898,193	100
		2	859,248	95	28,004	3	17,638	2	904,890	100
	全 国	7	46,234,000	96	1,517,000	3	431,000	1	48,182,000	100
		2	46,719,000	96	1,515,000	3	413,000	1	48,647,000	100
屋 体	岐阜県	7	185,136	80	44,597	19	2,697	1	232,430	100
		2	187,611	79	45,451	19	3,858	2	236,920	100
	全 国	7	6,767,000	61	4,179,000	38	101,000	1	11,047,000	100
		2	6,744,000	60	4,334,000	39	101,000	1	11,179,000	100
寄宿舎	岐阜県	7	—	—	—	—	—	—	—	—
		2	—	—	—	—	—	—	—	—
	全 国	7	44,000	66	5,000	8	17,000	26	66,000	100
		2	46,000	71	6,000	9	13,000	20	65,000	100

（注）令和７年度、令和２年度とも５月１日現在

(2) 国庫負担（補助）事業の状況

令和7年度公立学校施設整備国庫負担（補助）事業状況は次のとおりである。

公立幼小・中学校施設整備費国庫負担（補助）事業 (交付決定ベース)

区 分	学校数	国庫負担 (補助)面積(㎡)	国庫負担 (補助)金(千円)	負 担 率 (算定割合)
小学校 校舎の新・増築事業	0	0	0	1/2
中学校 校舎の新・増築事業	0	0	0	1/2
小学校 屋内運動場の新・増築事業	1	343	54,735	1/2
中学校 屋内運動場の新・増築事業	0	0	0	1/2
小学校 統合に伴う新・増築事業	1	2,671	484,439	5.5/10
中学校 統合に伴う新・増築事業	0	0	0	1/2
義務教育学校 統合に伴う新・増築事業	0	0	0	1/2
特別支援学校（小・中学部）の新・増築事業	0	0	0	1/2
危険建物の改築事業	2	651	90,399	1/3
不適格建物の改築事業(適正配置等)	1	29	3,054	1/3
大規模改造事業	112	—	858,987	1/2、1/3
空調設備整備事業	4	3,873	137,570	1/2
長寿命化改良事業	6	8,632	613,885	1/3
防災機能強化事業	9	—	371,368	1/3
屋外教育環境整備事業	1	4,645	12,386	1/3
学校体育諸施設整備事業	4	—	93,063	1/3
学校給食施設整備事業	1	465	103,314	1/2
太陽光発電等導入事業	2	—	9,662	1/2
幼稚園の整備(新增築・改築・改造等)	0	0	0	1/3
学校統合に伴う既存施設の改修事業	4	13,084	415,998	1/2、5.5/10
特別支援学校（幼・高等部）の整備事業	0	0	0	1/2
学校以外の社会体育施設整備事業	2	—	10,859	1/3
合 計	150	—	3,259,719	

第2節 公立高等学校

1 全日制課程

(1) 学校・学科の設置状況

令和8年4月1日における公立高等学校（全日制）の数は、

県立高等学校 61校
市立高等学校 2校 } 計 63 校となっている。

これを設置学科別にみると、

ア 普通科（文理探究科、理数科を含む。）のみを設置する学校 — 県立28校

イ 職業学科のみを設置する学校 — 県立17校、市町村立2校

ウ 普通科（地域探究科を含む。）と職業学科又は音楽科、美術科の両方を設置する学校

— 県立 9 校

エ 普通科と職業学科と総合学科を設置する学校 — 県立 1 校

オ 職業学科と総合学科を設置する学校 — 県立 2 校

カ 総合学科のみを設置する学校 — 県立 4 校

となっている。

(2) 学 区

「岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則」を廃止（平成30年4月1日施行）し、全県一学区となっている。

2 定時制課程

県内に設置されている定時制課程の設置状況は次のようになっている。

設置状況	設置者	県 立	市 立
定時制課程のみ		1 校	1 校
全日制課程と定時制課程の併置		6 校	1 校
全日制課程、定時制課程、通信制課程の併置		1 校	
定時制課程と通信制課程の併置		1 校	

平成8年度から、華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制課程を単位制に改編し、平成10年度からは、他の県立高校の定時制課程も単位制に改編した。また、平成18年度に、中津川市立阿木高等学校も単位制に改編された。

定時制課程は、従来からの勤労青少年の教育機関としての役割に加え、一般社会人の生涯教育の場としての役割を担うなど社会の要請に応えていくことも期待されている。この流れを受け、平成12年度から華陽高等学校を発展充実させ、Ⅰ部（午前）・Ⅱ部（午後）・Ⅲ部（夜間）の3部に分けて募集する3部制単位制高等学校として「華陽フロンティア高等学校」を開校した。平成16年度には、県内2校目の3部制単位制高等学校として「東濃フロンティア高等学校」を開校した。

3 通信制課程

現在、県内には華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校に通信制課程を設置している。

4 入学定員と進学率

令和8年3月の県内の中学校卒業予定者数が、昨年度より139人増加することやこれまでの出願状況等、総合的に勘案し、県立全日制においては40人の定員増とする入学定員の設定を行った。

定員の増減は、次のとおりである。

◆ 全日制課程（定員増減）+40

□ 学校全体として定員増減がある学校 [1校]

〔岐阜地区〕 +40〕
各務原西（普通+40）
〔西濃地区〕 ±0〕
〔美濃地区〕 ±0〕
〔可茂地区〕 ±0〕
〔東濃地区〕 ±0〕
〔飛騨地区〕 ±0〕

□ 学校全体として定員増減はないが募集単位を変更した学校 [1校]

〔飛騨地区 ±0〕

高山工業（機械・電子機械・電気・建築インテリア各▲30 総合工学科群+120）

◆定時制課程 令和7年度の入学定員と同じであり、増減はない。

◆通信制課程 令和7年度の入学定員と同じであり、増減はない。

平成30年度公立高等学校入学選抜から実施している県外からの生徒募集（以下、県外募集という。）については、令和3年度公立高等学校入学選抜より特色ある教育及び全国で活躍する部活動を募集分野として実施している。令和8年度公立高等学校入学選抜においては、特色ある教育で、加納高等学校（音楽、美術）、岐阜工業高等学校（電子機械、航空機械）、多治見工業高等学校（セラミック）、恵那農業高等学校（食の農学、花と緑の農学）、坂下高等学校（福祉）、高山工業高等学校（建築インテリア）の6校、全国で活躍する部活動で、羽島北高等学校（フェンシング）、岐阜総合学園高等学校（ホッケー・男子）、岐阜城北高等学校（硬式野球・男子）、岐阜商業高等学校（硬式野球・男子）、岐南工業高等学校（自転車競技）、岐阜各務野高等学校（ホッケー・女子）、岐阜農林高等学校（相撲）、大垣南高等学校（フェンシング）、大垣東高等学校（水球・男子）、大垣商業高等学校（体操）、海津明誠高等学校（ヨット）、関有知高等学校（ライフル射撃）、加茂高等学校（ボート）、土岐商業高等学校（ウエイトリフティング）、中津商業高等学校（レスリング）、飛騨高山高等学校（スキー）、関商工高等学校（ラグビー）の17校、計23校で県外募集を行った。

令和8年度公立高等学校入学定員は次のとおりである。

課 程	設置者	県 立	市 立	合 計
全 日 制		12,485	440	12,925
定 時 制		620	120	740
通 信 制		320	0	320
合 計		13,425	560	13,985

県内中学校卒業生の高等学校等進学率（通信制を除く）については、平成15年度以降は95％程度で推移していたが、平成31年度に再び94.0％となり、令和6年度には、中学校卒業生数が最大であった平成元年以降で最小の91.2％となった。（令和7年度は91.3％）

県内中学校卒業生の高等学校等進学率（通信制を除く）

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
岐阜県（％）	95.4	95.4	95.6	95.3	95.6	95.1	94.8	95.3	95.4	95.2	95.1
全国平均（％）	96.3	96.5	96.5	96.4	96.4	96.3	96.3	96.4	96.5	96.5	96.5
比 較	△0.9	△1.1	△0.9	△1.1	△0.8	△1.2	△1.5	△1.1	△1.1	△1.3	△1.4
区 分	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
岐阜県（％）	94.9	94.9	95.0	94.7	94.0	93.8	93.1	92.5	91.3	91.2	91.3
全国平均（％）	96.6	96.6	96.4	96.3	95.8	95.5	95.0	94.3	93.5	92.8	92.6
比 較	△1.7	△1.7	△1.4	△1.6	△1.8	△1.7	△1.9	△1.8	△2.2	△1.6	△1.3

5 県立高等学校の施設の概況

(1) 施設の概況

学校数 63校（定時制、通信制を含む）

区 分	校舎保有面積				うち、産振校舎保有面積			
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計
面積㎡	577, 270	50, 885	2, 640	630, 795	155, 339	21, 951	466	177, 756

区 分	屋 内 運動場 (武道場を含む)	プール	校 地 保 有 面 積			
			建物敷地	運動場	実 験 実習地等	計
面積㎡	113, 035	19校 水面積 8, 987	1, 158, 837	1, 245, 528	1, 656, 737	4, 061, 102

(2) 令和7年度の整備状況

事 業 名	学 校 数	金 額 (千円)	うち国庫補助 (千円)
校 舎 等 整 備	1	683	0
校 舎 等 改 修	43	2, 783, 581	0
防 音 補 助 事 業	2	84, 445	55, 844
産 業 教 育 施 設 整 備	1	227, 676	32, 920
校 地 整 備	8	417, 219	0
老 朽 校 舎 改 築	4	3, 236, 102	0
合 計	-	6, 749, 706	88, 764

※金額は、前年度繰越分及び事務費を含む

(3) 令和8年度の整備予定

事 業 名	学 校 数	金 額 (千円)	うち国庫補助 (千円)
校 舎 等 改 修	63	3, 270, 893	0
防 音 補 助 事 業	2	505, 229	350, 589
産 業 教 育 施 設 整 備	1	183, 216	59, 935
校 地 整 備	6	317, 492	0
合 計	-	4, 276, 830	410, 524

※金額は、前年度繰越分及び事務費を含む

6 授 業 料 等

全日制・定時制・通信制課程の授業料については、「高等学校等就学支援金」制度により、平成26年4月から令和8年3月まで、所得制限を設けて授業料相当額の支援が行われてきたが、令和8年4月からは、日本人等の生徒を対象とする所得制限を設けない制度に見直されている。また、この見直しに伴い、同制度の対象外となる外国籍の生徒を対象とする「高校生等・新修学支援」制度が創設され、授業料相当額について、多くの生徒が支援を受けることが可能となっている。

区 分		全日制課程	定時制課程	専攻科	通信制課程
授 業 料	年 額	118,800円	32,400円	118,800円	1 単位
	月 額	9,900円	2,700円	9,900円	310円
入 学 考 査 料		2,200円	950円	2,200円	—
入 学 金		5,650円	2,100円	5,650円	500円

7 修 学 支 援

経済的理由により修学が困難な大学生・高等学校生等を対象に、以下の奨学金制度により、奨学金の貸付けを行っている。

1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）
2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）
3. 岐阜県高等学校奨学金
4. 岐阜県子育て支援奨学金

※上記1から4の奨学金を併用して利用することはできません。

種 類	1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）	2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業とも優秀であること （新入生の方は高校3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が良以上） ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること（主たる家計支持者の収入状況により判断する。）	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること - 又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の在学生であること ・人物、学業とも優秀であること（新入生の方は中学3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が3.0以上） ・修学に十分耐え得る健康状態であること

対象校種	大学（専攻科、別科及び大学院を除く。） 短期大学 高等専門学校（専攻科を除く。）			高等学校（専攻科及び別科を除く。）、 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別 科を除く。）、特別支援学校の高等部、 専修学校の高等課程				
貸付月額	高 専	県選奨生奨学金 のみの場合	18,000円	国公立 高 校	選択	18,000円 30,000円	選択	23,000円
		日本学生支援機構 奨学金併用者	14,000円					28,000円
	大 学	県選奨生奨学金 のみの場合	32,000円					35,000円
		日本学生支援機構 奨学金併用者	16,000円					40,000円
	私 立 高 校	選択	30,000円 47,000円		選択	35,000円		
						40,000円		
						52,000円		
						57,000円		
	利 息	無 利 息						

種 類	3. 岐阜県高等学校奨学金	4. 岐阜県子育て支援奨学金
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること 又は県外募集枠の岐阜県立高等学校 の在学生であること ・経済的理由により修学が困難と認めら れること（世帯全員の収入状況により 判断するが、収入基準額は家族構成等 により異なる。）	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること 又は県外募集枠の岐阜県立高等学校 の在学生であること ・生徒自身が第3子以降であること
対象校種	高等学校（専攻科及び別科を除く。）、 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別 科を除く。）、高等専門学校（専攻科を 除く。）	高等学校（専攻科及び別科を除く。）、 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別 科を除く。）、特別支援学校の高等部、 専修学校の高等課程、高等専門学校（専 攻科を除く。）

貸付月額		自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者		自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者
	高等専門学校	18,000円		高等専門学校	18,000円	
	国公立高校	18,000円	23,000円	国公立高校	18,000円	23,000円
			28,000円			28,000円
	私立高校	30,000円	35,000円	私立高校	30,000円	35,000円
			40,000円			40,000円
				入学支度金（希望者のみ）		
				75,000円		
利 息	無 利 息					

第3節 特別支援教育

1 特別支援教育の現況

(1) 特別支援学校の整備

昭和54年度から養護学校への就学が義務化されたのを機に学校の整備が急速に進み、平成19年4月「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、県立の養護学校10校が校名変更した。

平成18年3月に策定した「子どもかがやきプラン」に基づき、平成29年4月までに8校を新設、1校を一括移転、1校を新築移転し、20校体制となった。また、平成29年3月に策定した「新子どもかがやきプラン」に基づき、平成30年4月に1校を新設した。現在県立21校（うち1校は分校）、市立2校が設置されている。

・岐阜県立岐阜盲学校

視覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科、保健理療科及びこれらの上に、修業年限3年の専攻科理療科が設置されている。

平成15年3月、岐阜市北野町に新校舎が完成し、9月より新校舎で授業を開始した。

・岐阜県立岐阜聾学校

聴覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として3年教育の幼稚部と、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科が設置されている。さらにこれらの上に、修業年限2年の専攻科が設置され、情報処理科、理容科の2学科が設置されている。

・岐阜県立長良特別支援学校

慢性疾患、筋ジストロフィー、重度重複障がいのある病弱者のための養護学校として昭和53年4月に開校し、小学部、中学部に加え昭和57年度に高等部が設置された。国立病院機構長良医療センターと隣接した学校である。平成19年4月に岐阜県立長良特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校

肢体不自由者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。開校時は医療型障害児入所施設岐阜県立希望が丘学園（現 岐阜県立希望が丘子ども医療福祉センター）に隣接した学校で、小学部、中学部が設置された。平成19年4月に岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校と校名変更をした。また、平成27年9月に岐阜市則武に新築移転し、平成28年4月には、高等部を設置した。

・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校

県内で初の知的障がいの程度が軽度の生徒を対象とした高等部単独の特別支援学校として、平成29年4月に開校した。職業教育に特化した総合産業科が設置されている。

・岐阜県立羽島特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成28年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立揖斐特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成21年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立大垣特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和49年4月に開校した。小学部、中学部に加え、昭和55年4月には高等部が設置された。平成19年3月高等部（北校舎）校舎が完成し、4

月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立大垣特別支援学校と校名変更をした。平成29年4月に肢体不自由部門及び病弱部門を設置した。平成30年4月、北校舎を西濃高等特別支援学校に移管した。

・岐阜県立西濃高等特別支援学校

知的障がい者の程度が軽度の生徒を対象とした高等部単独の特別支援学校として、平成30年4月に開校した。職業教育に特化した総合産業科が設置されている。

・岐阜県立海津特別支援学校

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立郡上特別支援学校

県内で初の知的障がい者及び肢体不自由者（知・肢併置）のための養護学校として平成17年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成19年4月に岐阜県立郡上特別支援学校と校名変更をした。狭隘化解消のため平成21年4月に高等部を移転し、那比校舎とした（小学部、中学部は大和校舎）。

・岐阜県立関特別支援学校

肢体不自由者のための養護学校として昭和41年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成14年3月新校舎本館が完成し、4月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立関特別支援学校と校名変更をした。平成27年4月に病弱部門を設置した。

・岐阜県立中濃特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和53年4月に開校した。福祉型障害児入所施設県立ひまわりの丘第1学園に隣接した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平成3年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立中濃特別支援学校と校名変更をした。平成27年4月に関特別支援学校内に分教室を設置し、令和元年3月に児童生徒の減少に伴い閉級した。

・岐阜県立可茂特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成23年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。狭隘化解消のため令和4年12月に校舎増築を行い、令和5年4月に高等特別支援学校機能を導入した。

・岐阜県立東濃特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和55年4月に開校した。小学部、中学部に加え、昭和59年4月には高等部が設置された。平成19年4月に岐阜県立東濃特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に可茂分教室を設置し、平成23年3月に可茂特別支援学校の開校に伴い閉級した。平成28年4月に肢体不自由及び病弱部門を設置した。

・岐阜県立恵那特別支援学校

昭和49年4月に恵那市立緑ヶ丘養護学校が県立に移管された。平成19年4月に岐阜県立恵那特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に高等部が設置された。平成22年4月に恵那市岩村町に一括移転し、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立下呂特別支援学校

知的障がい者のための特別支援学校として、平成21年4月に開校した飛騨特別支援学校下呂分校をもとにして、平成25年4月に知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立飛騨特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。福祉型障害児入所施設山ゆり学園に隣接した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平

成2年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校

病弱者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。高山赤十字病院に隣設した学校(分校)で、小学部、中学部が設置された。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校と校名変更をした。平成28年4月に高等部及び肢体不自由部門を設置した。

・岐阜県立飛騨吉城特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成25年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜市立岐阜特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和38年4月に開校し、小学部、中学部が設置された。また、高等部は、昭和55年4月岐阜市下川手に開校したが、平成5年4月には、岐阜市小西郷に新築移転した。平成16年1月小学部、中学部も高等部所在地へ移転した。平成20年4月に岐阜市立岐阜特別支援学校と校名変更をした。

・各務原市立かかみがはら支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和61年4月に開校し、高等部が設置された。平成17年3月(旧)岐阜大学農学部跡地へ新築移転した。平成29年4月に各務原市立各務原特別支援学校と校名変更をした。令和7年4月には、高等部の知的障がい部門に加え、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための小学部、中学部と高等部の肢体不自由及び病弱部門を設置し、各務原市立かかみがはら支援学校として開校した。

(2) 特別支援学級の整備

令和7年度は、小学校で48学級増、中学校で23学級増、義務教育学校で5学級増の結果、小学校882学級、中学校436学級、義務教育学校21学級、計1,339学級となった。(国立を除く。)

(3) 通級による指導

令和7年度は、小学校で50教室増、中学校で17教室増、義務教育学校で2教室増の結果、小学校473教室、中学校142教室、義務教育学校6教室となった。

(4) 教育行政組織の改編

平成18年4月から学校政策課特別支援教育室を特別支援教育課とし、特別支援教育を強化する体制を整えた。

(5) 発達障がい者等支援体制整備推進連携会議

特別支援教育の推進のため、関係部局間の総合的な支援体制を確立し、課題と方策について幅広く協議するために幼・小中高特校長会長、PTA代表、福祉・医療関係者、障がい者団体、関係他部局課長等から構成される「岐阜県特別支援教育連携協議会」として、平成17年3月に設置した。この協議会の発足に伴い、「岐阜県障害児就学指導委員会」は廃止し、教育支援についての専門部会を協議会の下に設置した。平成21年度より名称を変更。

(6) 「子どもかがやきプラン」の策定

平成18年3月に「子どもかがやきプラン」を策定し、さらには、平成21年3月に改訂し、「地域で学び、地域で育ち、地域に貢献する」を基本理念として、特別支援学校の整備や支援体制の確立、職業教育の充実など、特別支援教育の推進を図った。

(7) 「新子どもかがやきプラン」の策定

「子どもかがやきプラン」が概ね完成したことを踏まえ、平成29年3月に「新子どもかがやきプラン」を策定した。「地域と共に創る 新たな学びのスタイル」を基本理念とし、高等特別支援学校の全県展開や発達障がい等のある児童生徒への支援強化、教員の専門性

向上など、さらなる特別支援教育の推進を図った。

(8)「第4次子どもかがやきプラン」の策定

「新子どもかがやきプラン」の成果と課題を踏まえ、令和6年3月に「第4次子どもかがやきプラン」を策定した。「地域と共に創る 新たな学びのスタイル」を基本理念とし、高等学校を対象とした巡回型通級による指導の全県展開、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援の充実、コア・スクールを活用した教員の専門性向上など、さらなる特別支援教育の推進を図ることとしている。

義務教育段階における特別支援学校及び特別支援学級の障がい別在学者数（R8.5.1現在）

	特別支援学校			特別支援学級						
	小学部 児童数	中学部 生徒数	学級 数	小 学 校		中 学 校		義務教育学校		児 童 生徒数
				学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	
視覚障がい	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0
聴覚障がい	19	19	12	9	20	9	12	0	0	32
肢体不自由	150(3)	109(1)	114	8	11	7	7	0	0	18
知的障がい	792(1)	464(2)	278	411	2,110	202	982	18	77	3,169
病 弱	51(12)	36(2)	41	2	4	2	3	0	0	7
言語障がい				0	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい				474	2,602	220	1,153	12	54	3,809
合 計	1,016(16)	629(5)	449	904	4,747	440	2,157	30	131	7,035

（注）児童・生徒数中（ ）内の数は訪問教育児童・生徒数…内数

上記の他 国立義務教育学校前期課程知的障がい3学級18人

国立義務教育学校後期課程知的障がい3学級12人

県立特別支援学校の概況

区 分	一般校舎保有面積				うち、産振校舎保有面積			
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計
面積㎡	101,122	9,631	671	111,424	873	0	0	873
比率%	90.8	8.6	0.6	100	100	0	0	100

学 校 数 21校（分校1校含む）

区 分	屋 内 運動場	プール	校 地 面 積			
			建物敷地	運動場	その他	計
面積㎡	16,630	8校 水面積 1,436	193,021	128,145	31,317	352,483

令和8年度県立特別支援学校施設の整備計画

事 業 名	学 校 数	金 額	左のうち国庫補助
特別支援学校設置基準対策事業費	2校	320,182千円	0円

令和7年度県立特別支援学校施設の整備状況

事業名	学校数	金額	左のうち国庫補助
特別支援学校設置基準対策事業費	2校	200,772千円	0円

第4節 へき地教育

本県は、県土の約8割が森林におおわれ、山間へき地には小規模な集落が数多くある。過疎化した山間へき地における学校教育の振興対策の一環として、学校統合、学級編制の改善などを行ってきたが、なお、2つの学年の児童で編制する学級（複式学級）を持つ学校が存在する。

1 へき地教育の振興

へき地校へ、昭和33年から新任校長を、昭和37年から中堅教員を計画的に配置するなど教職員組織の改善を図ってきた。また、昭和38年度以降の年度末人事異動に際しては、県内6ブロックを中心とした広域にわたる人事交流を実施している。

一方、学級編制については、昭和44年度に4以上5以下の学年の児童で編制する学級及びすべての学年の児童・生徒で編制する学級の解消を図り、更に、昭和45年度においては、3の学年の児童で編制する学級の1学級の児童数を15人に、また2の学年の児童・生徒で編制する学級の1学級の児童・生徒数を22人に引き下げた。その結果、児童・生徒数の減少にもかかわらず学級増、教員増となり、へき地教育が充実されてきた。なお、昭和49年度においては5ヵ年計画で3の学年複式学級の解消、2の学年複式学級の基準引き下げなどを実施し、昭和56年度に、更に小学校1年生を含む複式学級の編制を12人から10人に引き下げた。そして昭和62年度は、2の学年複式学級基準を小学校19人、中学校11人に引き下げ、昭和63年度には、更に小学校18人、中学校10人に基準を引き下げている。平成5年度からスタートした第6次改善計画に伴い、平成11年度からは小学校1年生を含む複式学級編制基準を8人に、その他の小学校複式学級編制基準を16人に引き下げ、更に平成23年度からは、小学校1年生を含む2の学年以外の小学校複式学級編制基準を15人に引き下げた（義務教育学校の前期課程にも準用）。

中学校については、平成7年度より複式学級を編制しないことを原則として実施している（義務教育学校の後期課程にも準用）。

(1) 新任校長の計画配置

この方策は、昭和33年度人事から実施した。それまでの新任校長の人事は、ほとんど同一郡市内で充足するのが慣習のような状態であったが、それを見直し全県的視野に立つて校長人事を行い、「人事上のへき地」へも新任校長を配置することとした。

へき地に赴任した校長は、地域の人々と触れ合いを大切にし、地域に溶け込んで、教育の推進に取り組むこととなった。そのことによって、学校教育は、地域の期待や信頼に裏打ちされ、大きな成果を上げることとなった。

全県的に選出された優秀な人材が期待されてへき地に赴任し、希望と意気に燃えて学校運営に当たることにより、清新な気風を吹き込むとともに地域教育の振興に寄与している。

(2) 中堅教員のへき地派遣制度

この制度は、昭和37年度人事異動から実施した。へき地学校教員組織の充実のために、新任教員・新任校長の計画配置を実施してきたが、昭和36年度に至り、中学校生徒の急増に伴う全県的な教員不足を補う意味で、へき地教員の確保と、教育組織の充実強化を目的として、この制度の実施に踏み切ったものである。

この制度が実施されて64年目を迎え、すでに2,300人以上の中堅教員が派遣され、それぞれ計画どおり復帰している。当初は多くの摩擦があり困難にも感じられたが、今日では進んで赴任するまでになり、各市町村教育委員会の理解も深まって円滑に行われていることは、まことに喜ばしいことである。過去の実績からみて、受入側の理解と協力、派遣された中堅教員の自覚と努力によって、ますますその意義を深め、この制度がへき地教育振興に大きく貢献していくことが期待されている。

中堅教員派遣年度別人事

37～42年度－454人	57 " －24 "	9 " －46 "	24 " － 7 "
43 " －90 "	58 " －27 "	10 " －39 "	25 " － 3 "
44 " －80 "	59 " －42 "	11 " －46 "	26 " －10 "
45 " －55 "	60 " －45 "	12 " －38 "	27 " －11 "
46 " －65 "	61 " －30 "	13 " －36 "	28 " － 6 "
47 " －84 "	62 " －40 "	14 " －25 "	29 " － 8 "
48 " －64 "	63 " －44 "	15 " －25 "	30 " － 7 "
49 " －42 "	元 " －36 "	16 " － 8 "	31 " － 2 "
50 " －58 "	2 " －37 "	17 " －37 "	2 " － 4 "
51 " －56 "	3 " －42 "	18 " －32 "	3 " － 3 "
52 " －44 "	4 " －40 "	19 " －21 "	4 " － 2 "
53 " －48 "	5 " －48 "	20 " －15 "	5 " － 1 "
54 " －47 "	6 " －47 "	21 " －14 "	6 " － 4 "
55 " －34 "	7 " －41 "	22 " －14 "	7 " － 2 "
56 " －34 "	8 " －49 "	23 " －12 "	8 " － 1 "

2 へき地指定校

へき地手当支給学校

教育 事務所名	郡市	級地	小 学 校	本校 分校		中 学 校	本校 分校		義務教育学校	本校 分校		計
美濃	郡上市	2	高鷺北、石徹白	2								2
可茂	加茂郡	(準) 七宗	1									9
		1 久田見、蘇原、黒川、東白川	4		八百津東部、黒川、東白川	3						
		2 佐見	1									
東濃	中津川市	1	加子母	1		加子母	1					2
	恵那市	(準) 中野方	1									5
		(特)			恵那北	1						
		1 飯地、串原、上矢作	3									
飛騨	高山市	(準) 朝日	1									6
		1			朝日	1						
		2 本郷、栃尾	2		北稜	1		荘川さくら学園	1			
	飛騨市	(準) 河合	1									4
		1 宮川	1									
		3 山之村	1		山之村	1						
	下呂市	(準) 上原	1									2
		1 馬瀬	1									
	大野郡	2							白川郷学園	1		1
小 計				21			8			2		
合 計				21			8			2	31	

(注) (準) は、準へき地 (特) は、特地

3 寄宿舎の開設

教育効果の向上を目指して、小・中学校の統合が進められているが、その結果、遠距離のため通学が困難となる児童生徒のために、市町村において寄宿舎が開設されてきた。

寄宿舎には、一年間を通じて開設する通年寄宿舎と、積雪時期中のみ開設する季節寄宿舎があるが、令和元年度以降いずれも開設されていない。

4 スクールバス・教員宿舎等の整備

へき地指定校等で学校を統合したことなどにより必要となった通学用のスクールバスの購入や、へき地学校勤務教員用の宿舎の建設を国の補助制度を活用して行っている。

令和7年度においては、6市において延べ14台のスクールバスが購入された。なお、宿舎の整備実績はなかった。

第5節 教職員の人事

1 概 要

児童生徒に教育の機会均等を保障するとともに、教育水準の維持向上を確保するため、教育行政機関は、必要な教育条件の整備を図らなければならない。中でも、教育の成否は、教育者に負うところが大きいことからみて、教職員の人事管理は、特に重要である。教職員

の人事管理は、それぞれの地域の、それぞれの学校における教職員組織の適正化を図るとともに、教職員の資質・能力を高めることを目指して行われ、児童生徒に対する教育効果の向上を図るものである。このような観点から行われる教職員の人事は、具体的には、採用、転任、昇任、退職などの任用行為として行われ、また、職務上及び身分上の必要な指導として行われるものである。

本県の場合、教職員の人事が比較的円滑適正に行われているのは、教職員を中心とする教育関係者が本県教育の推進者としての自覚をもって、県民の教育に対する要請にこたえようとしているからである。

2 教職員定数

(1) 小・中・義務教育学校

令和8年度小・中・義務教育学校の教職員定数は、小学校（義務教育学校の前期課程含む。）7,555人、中学校（義務教育学校の後期課程含む。）4,475人、合計12,030人でその内訳は次のとおりである。

令和8年度小・中・義務教育学校教職員定数

種別	学校別	小学校（義務教育校 の前期課程含む。）	中学校（義務教育校 の後期課程含む。）	計
校 長		335	160	495
教 頭		376	210	586
主 幹 教 諭		10	44	54
指 導 教 諭		16	5	21
教 諭		5,941	3,619	9,560
養 護 教 諭		357	187	544
事 務 職 員		384	195	579
充 指 導 主 事		46	7	53
栄 養 教 諭		82	43	125
学 校 栄 養 職 員		8	5	13
計		7,555	4,475	12,030

（注） 1 教頭に副校長含む 2 義務教育学校長は小学校に含む。

(2) 高等学校・特別支援学校

令和8年度教職員定員数は、県立学校5,374人（高等学校3,679人、特別支援学校1,695人）、市立定時制高等学校31人、市立特別支援学校210人、計5,615人で、内訳は次のとおりである。

昨年度に比べて25人増となった。

令和8年度高等学校・特別支援学校教職員定数

区 分	高 等 学 校	特 別 支 援 学 校	合 計
校 長	64	22	86
教 諭 等	(24) 2,988	(2) 1,631	(26) 4,619
養 護 教 諭	86	(1) 38	(1) 124
栄 養 教 諭	—	(△2) 18	(△2) 18
実 習 助 手	(1) 290	38	(1) 328
寄 宿 舎 指 導 員	—	38	38
事 務 (一 般)	219	(2) 99	(2) 318
事 務 (図 書)	45	—	45
学 校 栄 養 職 員	5	1	6
実 習 補 助 員	5	—	5
学 校 用 務 員	8	(△2) 4	(△2) 12
調 理 師	—	(△1) 5	(△1) 5
ボ イ ラ 技 士	—	—	0
運 転 士	—	—	0
看 護 師	—	(1) 9	(1) 9
介 護 員	—	(△1) 2	(△1) 2
計	(25) 3,710	1,905	(25) 5,615

(注) 1 () の数は、令和7年度からの増減数である。

2 市立定時制高等学校の定数31（校長1、教員30）を含む。

3 市立特別支援学校の定数210（校長2、教員194、養教4、栄教1、事務9）を含む。

3 令和8年度人事異動

(1) 小・中・義務教育学校

ア 本県教育の振興を期し、県民の学校教育に対する期待に応えるとともに全県的な教育水準の維持向上を目指して、市町村教育委員会の主体性・自律性が生かされ、特色ある学校づくりが推進されるよう一層公正な異動を行い、人事の刷新を図る。

(ア) 管理職

a 市町村の実態及び各学校の実情を考慮するとともに、市町村教育委員会の主体性・自律性をふまえ、長期的展望に立って適材の配置に努める。特に人事異動にあつては、地域の実態や特色を生かした学校づくりの推進と適正な学校運営を図るため、いわゆる序列にとらわれないよう配慮する。

b 校長、副校長及び教頭の任用については、その職責の重要性に鑑み、管理者としてふさわしい人間性豊かで創造力と指導力に富む人材を幅広く登用し適所に配置する。特に男女共同参画社会の実現に鑑み優秀な女性管理職の登用を積極的に進める。

(イ) 一般教員

a 教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、市町村教育委員会や校長の人事構想に基づき、免許教科、年齢、経験年数、健康状況及び教育能力等を勘案して、個性が

生きるよう適材を適所に配置する。

また、学校間連携を図り、教育課題に対するマネジメント機能の維持・強化やへき地小規模校の人材育成などの諸課題に対応するために主幹教諭を54名配置した。さらに、特別支援教育や外国人児童生徒教育等について適切な指導・助言を行い、学校教育の充実・指導体制の強化を図るために指導教諭を21名配置した。

- b 教員としての資質の向上と視野の拡大を図るため、職場経験の領域を広げる異動を推進する。
- c 教育事務所間・都市間等、広域にわたる計画的な異動を実施する。
- d 小・中・義務教育学校の校種間交流や、高等学校や特別支援学校との交流を積極的に推進する。
- e 中堅教員の研修派遣を計画的に実施する。
- f 新規採用者は、教職に対する基礎的な技量を身に付けさせ、幅広い知見を得させるため、将来を展望して計画的に配置する。

(ウ) 事務職員及び栄養教諭・学校栄養職員

a 事務職員

市町村教育委員会と連携を深め、積極的に学校経営に提言する力を発揮できるよう年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

b 栄養教諭・学校栄養職員

市町村教育委員会と連携を深めるとともに、積極的に学校給食や食の指導にかかわることができるよう年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。また、食育を充実させるために、新たに1人を採用し、111人の栄養教諭で食の指導を進めている。

イ 退職と採用

勸奨による退職者は校長1人、教頭3人、教員26人であった。普通退職者は、3月末で202人であった。新規採用者については、令和7年度教員採用選考試験合格者のうち成績優秀なものから425人を採用した。

ウ 異動人事

令和8年4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

校長の異動状況

(令和8年4月)

項目 学校	退職	教頭等→校長	校長→校長	事務局→校長		計	令和7年度
				新 任	転 任		
小学校	30	39	82	6	6	163	169
				12			
中学校	14	9	40	10	4	77	95
				14			
義務教育 学校	2	1	5	0	1	9	5
				1			
合 計	46	49	127	16	11	249	269
				27			

副校長の異動状況

(令和8年4月)

項目 学校	退職	教頭等→副校長	副校長→副校長	事務局→副校長		計	令和7年度
				新 任	転 任		
小学校	0	1	0	0	0	1	0
				0			
中学校	0	0	0	0	0	0	0
				0			
義務教育 学校	0	2	0	1	0	3	5
				1			
合 計	0	3	0	1	0	4	5
				1			

教頭の異動状況

(令和8年4月)

項目 学校	退職	教諭等→教頭	教頭→教頭	事務局→教頭		計	令和7年度
				新 任	転 任		
小学校	12	45	102	12	2	173	183
				14			
中学校	8	28	45	9	1	91	110
				10			
義務教育 学校	0	3	7	1	0	11	11
				1			
合 計	20	76	154	22	3	275	304
				25			

特別支援学校の部主事の異動状況

(令和8年4月)

項目 学校	退職	新任部主事	部主事→部主事	事務局→部主事		計	令和7年度
				新 任	転 任		
特別支援	0	1	0	0	0	1	1

一般教職員異動状況

(令和8年4月)

区 分			計		令和7年度
退職者	小学校	定 年	0	137	270
		勸 奨	17		
		普 通 等	120		
	中学校	定 年	0	84	139
		勸 奨	8		
		普 通 等	76		
	義務教育学校	定 年	0	7	7
		勸 奨	1		
		普 通 等	6		
	計	定 年	0	228	416
		勸 奨	26		
		普 通 等	202		

区 分		計	令和7年度
異 動	小 学 校 → 小 学 校	792	1,819
	中 学 校 → 小 学 校	194	
	義 務 教 育 学 校 → 小 学 校	14	
	高 等 学 校 → 小 学 校	0	
	特 別 支 援 → 小 学 校	19	
	事 務 局 → 小 学 校	2	
	割 愛 → 小 学 校	16	
	日 本 人 学 校 → 小 学 校	0	
	小 学 校 → 割 愛	48	
	小 学 校 → 日 本 人 学 校	1	
	小 学 校 → 中 学 校	218	
	中 学 校 → 中 学 校	432	
	義 務 教 育 学 校 → 中 学 校	13	
	高 等 学 校 → 中 学 校	2	
	特 別 支 援 → 中 学 校	3	
	事 務 局 → 中 学 校	0	
	割 愛 → 中 学 校	8	
	日 本 人 学 校 → 中 学 校	1	
	中 学 校 → 割 愛	43	
	中 学 校 → 日 本 人 学 校	1	
	小 学 校 → 義 務 教 育 学 校	39	
	中 学 校 → 義 務 教 育 学 校	38	
	義 務 教 育 学 校 → 義 務 教 育 学 校	2	
	特 別 支 援 → 義 務 教 育 学 校	1	
	事 務 局 → 義 務 教 育 学 校	0	
	割 愛 → 義 務 教 育 学 校	1	
	日 本 人 学 校 → 義 務 教 育 校	0	
	義 務 教 育 学 校 → 割 愛	3	
	義 務 教 育 学 校 → 日 本 人 学 校	0	
	計	1,891	

区 分		計		令和7年度
新 規 採 用 者		(小275、中138、義12) 425		386
異 動 総 合 計		2,544		2,621
事 務 職 員	新 任	9	176	162
	転 任	164		
	退 職	3		
学 校 栄 養 職 員	新 任	0	0	0
	転 任	0		
	退 職	0		

令和8年度人事異動総括表

(令和8年4月)

学 校	職 名	新 任	転 任	退 職	計	令和7年度
小 学 校	校 長	45	88	30	163	169
	副 校 長	1	0	0	1	0
	教 頭	58	104	12	174	183
	主 幹 教 諭	2	1	0	3	8
	指 導 教 諭	2	2	0	4	6
	一 般 職 員	276	1,052	137	1,465	1,495
	計	384	1,247	179	1,810	1,861
中 学 校	校 長	19	45	15	79	95
	副 校 長	0	0	0	0	0
	教 頭	38	46	8	92	113
	主 幹 教 諭	17	7	0	24	25
	指 導 教 諭	0	1	0	1	1
	一 般 職 員	138	654	87	879	972
	計	212	753	110	1,075	1,206
義務教育学校	校 長	1	6	2	9	5
	副 校 長	3	0	0	3	5
	教 頭	4	7	0	11	11
	主 幹 教 諭	1	1	0	2	1
	指 導 教 諭	0	0	0	0	0
	一 般 職 員	12	78	7	97	70
	計	21	92	9	122	92
特別支援学校（中学校の内数）		2	23	4	29	27
合 計		617	2,092	298	3,007	3,159

* 本表に在外教育施設派遣は含まない

職 名	学 校	新 任	転 任	退 職	計	令和7年度
事 務 職 員	小 学 校	7	98	0	105	102
	中 学 校	2	58	3	63	52
	義務教育学校	0	9	0	9	8
	計	9	165	3	177	162
学校栄養職員	小 学 校	0	0	0	0	0
	中 学 校	0	0	0	0	0
	義務教育学校	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
異動総合計		626	2,257	301	3,184	3,321

エ 県外・海外の計画的人事

(ア) 他県との教員人事交流

昭和46年に、鹿児島県との間に姉妹県としての盟約がなされたこと及び高等学校教

員の人事交流の実績があったことから、昭和47年度から鹿児島県との間で、小学校及び中学校の教員各1人計2人の計画的な人事交流を行うこととした。また、平成12年度より平成19年度まで高知県・宮城県との人事交流を行い他県との交流を拡大した。

平成23年度はのべ12名、平成24年度は5名の教員を震災支援派遣教員として宮城県へ派遣した。平成28年度は7名の教員を震災支援派遣教員として熊本県へ派遣した。

(イ) 在外教育施設への計画的派遣

海外日本人子女に、国内と同様の義務教育を行うため、昭和47年度初めて台北、バンコク、ジャカルタ所在の日本人学校へ各1人計3人の教員を派遣した。

勤務期間は原則として3ヵ年で、現在派遣中の者は次のとおりである。

派遣年度	派遣人数	派遣先
R6	7	コロンボ、チューリッヒ、クアラルンプール、メキシコ、バンドン、ハノイ、ミュンヘン
R7	4	グアナファト、広州、グアム、バンコク
R8	2	北京、天津

(2) 高等学校・特別支援学校

ア 異動方針

(ア) 管理職

- a 各学校の特色や実情を考慮し、長期的展望に立って適材を適所に配置する。特に人事異動に当たっては、今後児童生徒数の減少が見込まれる中、特色ある学校づくりの推進と適正な学校運営を図るため、経験や専門性を考慮した異動に配慮する。
- b 教育長等による校長面談や教育委員等による教頭面接等のさまざまな機会を通して、管理職としての適性や力量を測り、効果的な人事配置に活用する。
- c 任用に当たっては、「校長（管理職）の指標」に照らし、確かな教育理念と経営ビジョンを有し、労務管理、人材育成（組織マネジメント）、教育課程・学力向上（カリキュラム・マネジメント）、生徒指導、服従規律・危機管理（リスク・マネジメント）、家庭・地域との連携等のために必要な資質・能力を備えた人物を幅広く登用する。
- d 新たな視点での学校運営や地域連携を通じて、学校の活性化を一層推進するため、若手や女性の積極的な登用を図る。

(イ) 一般教員

- a 教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、校長の人事構想を踏まえながら、免許教科、年齢、勤務歴、健康状況、能力・意欲・実績等を勘案して、適材を適所に配置する。
- b 視野の拡大を通して資質の向上を図る観点から、指導力を生かし高める異動を推進する。
 - (i) 同一校に長年勤務する者は、経験の幅を一層広げるため、より積極的な異動対象とする。
 - (ii) 全日制の課程と定時制の課程及び通信制の課程相互間の交流や高等学校と特別支援学校との交流、高等学校・特別支援学校と小中学校（義務教育学校を含む。）との交流などを積極的に推進する。
 - (iii) 新規採用者など若手教員が、ホームルーム経営や授業をはじめとした教育活動に注力できるよう、計画的な育成が図られる配置や異動を実施する。
 - (iv) 女性及び若手の活躍推進を図るとともに、学校外における多様な経験や多

面的な視点を持つことができるよう、教育委員会事務局等への異動や、大学
院等への研修派遣を積極的に推進する。

(v) 暫定再任用教員等ベテラン教員の豊富な経験をより生かせる異動を推進する。

(ウ) 事務職員等

学校と事務局・知事部局相互間及び学校間の交流に努めるとともに、年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

イ 退職と採用

教員の勧奨退職・普通退職者は、勧奨10人、普通55人であった。新規採用者については、退職補充等により令和8年度採用教員採用試験合格者のうち、成績優秀な者から168人（実習助手を含む）を採用した。

ウ 異動状況

令和8年4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

令和8年度定期人事異動総括表

(令和8年4月)

区 分	新任	転任	退職	出向	計	令和7年度
校 長	17	11	9	—	37	53
副 校 長	10	1	1	—	12	6
教 頭	33	29	4	—	66	75
特別支援学校 部 主 事	18	11	0	—	29	30
教 諭	153	438	74	—	665	792
養 護 教 諭	2	11	0	—	13	27
実 習 助 手	13	11	4	—	28	31
寄 宿 舎 指 導 員	—	0	0	—	0	6
栄 養 教 諭	—	0	1	—	1	1
栄養教諭 (任用替え)	—	—	—	—	—	—
事務職員等	37	102	10	34	183	182
計	283	614	103	34	1,034	1,203

(注) 1 高等学校と特別支援学校との交流 13 人（前年 7）

小・中・義務教育学校と特別支援学校との交流 39（前年 36）

2 事務職員等の知事部局等との人事交流 79 人（前年 90 人）

学校→知事部局 34（43） 教委事務局→学校 4（4）

学校→教委事務局 4（4） 知事部局等→学校 37（39）

エ 県外の計画的人事

(ア) 他県（鹿児島県）との教育人事交流

鹿児島県教育委員会との間に覚書をかわし、相互に清新の気風の導入を図り、両県教育の振興に資するため、高等学校教員について、昭和45年度から計画的な人事交流を行っている。勤務期間は3年である。（令和8年度も各1人の人事交流を行った。）

4 教職員の給与・勤務条件等

教職員の給与については（1）以下のとおりであるが、義務教育諸学校の教育職員の給与については、「学校教育の水準の維持向上のため義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（以下「人確法」という。）により、一般の職員の給与水準に比較して優遇措置が講じられ、数次にわたって給与改善が行われた。

第1次改善（昭和49年1月1日実施）

給料表の改善

教育職給料表（三）の全号給について、中堅層以上の教員の改善を中心に所要の改善が行われた。また、教育職給料表（二）についても、所要の改善が行われた。

第2次改善（昭和50年1月1日実施）

(1) 給料表の改善

教育職給料表（三）の全等級について、経験豊かな層の教員の改善を中心とした所要の改善を行い、教頭職の明確化に伴い新たに特1等級を設置し、4等級制とした。

また、教育職給料表（二）についても、所要の改善が行われた。

(2) 義務教育等教員特別手当の支給

新たに義務教育等教員特別手当が設けられ小・中学校の教育職員に等級号給に応じて手当が支給されることになった。また、高等学校等の教育職員についても同様の措置がとられた。

第3次（前期分）改善（昭和52年4月1日実施）

(1) 標準職務表の改善

原則として、校長は特1等級、教頭は1等級に格付けした。

(2) 義務教育等教員特別手当の改正

月額の高額の引き上げが行われた。

(3) 教育職員手当（主任手当、部活動手当）の支給

主任等の職務を行う教員及び学校の管理下における部活動の指導業務に従事した教員に日額の手当を支給することとした。

第3次（後期分）改善

(1) 義務教育等教員特別手当の改正（昭和53年4月1日適用）

月額の高額を引き上げた。

(2) 管理職手当の改正（昭和54年1月1日適用）

大規模学校の校長及び教頭の支給割合を100分の2引き上げ、それぞれ100分の14及び100分の12とした。

(3) 教育職員手当（主任手当、部活動手当）の改正（昭和53年4月1日適用）

手当の対象となる主任等の範囲を拡大し、部活動手当の従事時間を4時間程度とした。

第3次（後期積残し分）改善

管理職手当の改正（昭和55年4月1日適用）

管理職手当の支給に係る大規模校としての学級規模を改正した。

その他人確法実施以後に行われた改正等のうち主なもの

(1) 土曜開庁方式導入に伴う4週6休制（平成元年4月30日実施）

4週間に2回の土曜日を勤務を要しない日とした。ただし、教員等については、52週間につき勤務を要しない日となる26土曜日に担当する104時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。

(2) 配偶者出産休暇の新設（昭和58年4月1日実施）

配偶者が出産した場合、2日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

(3) 給与の口座振込制度の導入（昭和58年7月1日実施）

職員が希望した場合、給料、期末勉強手当等を口座振込により支給することとした。

(4) 給料表の改正（昭和60年7月1日実施）

給料表を等級制から級制に改めるとともに、職務の等級を職務の級に改め、最も下位の級を1級として職務の級の序列を編成し直した。

(5) 妊婦障害休暇の新設（平成元年4月1日実施）

妊婦に起因する障害により就業が著しく困難となる場合、7日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

(6) 夏期の休暇の新設（平成3年4月1日実施）

夏期における盆等の諸行事、心身の健康維持・増進又は家庭生活の充実のため、連続することを原則とする4日間の範囲内で特別休暇を認めることとした。

(7) 新育児休業制度の導入（平成4年4月1日実施）

従来、女子教育職員等の特定職権の女子職員を対象として設けられていた育児休業制度について、すべての職員を対象として育児休業をすることができることとした。

また、職員が育児休業をせず勤務しつつ子を養育しようとする場合、1日の勤務時間の一部について勤務しない部分休業を新たに認めることとした。

(8) 完全週休2日制の実施（平成4年8月1日実施）

日曜日及び土曜日は勤務を要しない日とし、職員の勤務時間は1週間につき40時間とした。また、日曜日又は土曜日に閉庁する機関に勤務する職員等については、1週間当たりの勤務時間は40時間とした。なお、教員等については、日曜日及び学校5日制の休業土曜日（毎月の第2土曜日）を勤務を要しない日とすることに加えて、52週間につき勤務を要しない日となる40土曜日に相当する160時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。

(9) 介護休暇の新設（平成7年1月1日実施）

職員が長期にわたり家族等の介護を余儀なくされる場合、連続する3月の範囲内で必要と認められる期間、職務からの離脱を休暇として認められることとした。

(10) ボランティア休暇の新設（平成9年1月1日適用）

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、一の年において5日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

(11) 職員組合への在籍専従期間を5年から7年にした。（平成9年4月1日適用）

(12) 旅費の支給を口座振込で実施することとした。（平成9年4月1日適用、ただし、小・中学校は平成10年7月1日適用）

(13) 多胎妊婦の場合の産前特別休暇の期間を10週間から14週間にした。（平成10年4月1日適用）

(14) 昇給停止年齢を55歳（当分の間57歳）とした。（平成11年4月1日適用、ただし経過措置あり）

(15) 調整手当の異動保障を廃止した。（平成12年4月1日適用）

(16) 岐阜県職員退職手当条例を一部改正（平成13年4月1日適用）

平成13年度から平成15年度までの間の時限措置として、勧奨により退職する職員に支給する退職手当について特例措置を設けた。

(17) 大学院修学休業制度を導入した。（平成13年4月1日適用）

(18) 新再任用制度を導入した。（平成13年4月1日適用）

(19) 岐阜県職員等旅費条例を大幅に改正した。（平成14年1月1日適用）

(20) 学校における完全週休2日制を実施した。（平成14年4月1日適用）

(21) 育児休業の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満とした。（平成14年4月1日適用）

(22) 介護休暇の期間を連続する3月の期間内から連続する6月の期間内とした。（平成14年4月1日適用）

(23) 子の看護のための特別休暇を一の年において5日の範囲内の期間において認めることとした。（平成14年4月30日適用）

(24) 当分の間57歳としていた昇給停止年齢を55歳とした。（平成15年4月1日適用、ただし、経過措置あり。）

(25) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成16年1月1日適用）

20年以上勤続して退職した職員の退職手当の支給率を削減した。

(26) 岐阜市にかかる調整手当を廃止した。（平成17年1月1日適用）

(27) 20年以上勤務して退職する職員にかかる特別昇給を廃止した。（平成17年3月31日施行）

- (28) 男性職員の育児参加のために、配偶者の産前産後の期間内において5日の範囲内で取得できる特別休暇を新設した。(平成17年1月1日適用)
- (29) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を新設した。(平成17年4月1日)
- (30) 給与構造改革を実施した。(平成18年4月1日適用)
- ・給料月額を平均5%引き下げ、号給を4分割した給料表へ移行
 - ・昇給日(1月1日)を年1回に統一し、勤務成績に応じた昇給幅の昇給
 - ・地域手当の新設
- (31) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正(平成18年4月1日適用)
新たな「調整額」を加算して退職手当を算出することとした。
- (32) 不妊治療を受ける場合の特別休暇を一の年において6日の範囲内の期間において認めることとした。(平成18年4月1日適用)
- (33) 管理職手当を定額支給とした。(平成19年4月1日適用)
- (34) 休息時間を廃止した。(平成19年4月1日適用)
- (35) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正(平成19年4月1日適用)
実態に即した旅費計算をするため、県内の市町村区域の起点を細分化した。
- (36) 教育職員手当(部活動手当等)の額を倍増した。(平成20年10月1日適用)
- (37) 義務教育等教員特別手当の改正(平成21年1月1日適用)
月額の最高額を引き下げた。
- (38) 給料表の改正
職務の級に特2級を新設し、4級制から5級制とした。(平成21年4月1日適用)
- (39) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正(平成21年4月1日適用)
給料表の級による区分を廃止した。
- (40) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の制定(平成21年4月1日適用)
現下の厳しい財政状況に鑑み、職員の給料の月額を抑制することとした。
- (41) 給料表の改正(平成21年12月1日適用)
若年層を除き、給料の月額を引き下げた。
- (42) 義務教育等教員特別手当の改正(平成22年1月1日適用)
月額の最高額を引き下げた。
- (43) 給料の調整額の改正(平成22年1月1日適用)
調整数(特別支援教育に関するもの)を引き下げた。
- (44) 産業教育手当、定時制通信教育手当の改正(平成22年4月1日適用)
支給率を引き下げた。
- (45) 時間外勤務手当の改正(平成22年4月1日適用)
勤務一時間当たりの単価算出方法等を変更した。
- (46) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正(平成22年4月1日適用)
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (47) 特別休暇制度の一部改正(平成22年6月30日適用)
子の看護休暇の拡充
一の年において5日までを、子が2人以上の場合には10日までに変更した。
短期介護休暇の新設
一の年において5日まで取得できるようにした。
- (48) 職員の勤務時間の短縮(平成22年8月1日適用)
1日の勤務時間を8時間から7時間45分にした。
- (49) 義務教育等教員特別手当の改正(平成23年1月1日適用)
月額の最高額を引き下げた。
- (50) 給料の調整額の改正(平成23年1月1日適用)

- 調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (51) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成23年4月1日適用）
職員の給料の月額抑制率を改正した。
- (52) 給料の調整額の改正（平成23年4月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (53) 住居手当の改正（平成23年4月1日適用）
自宅にかかる住居手当（単身赴任者にかかるものを含む。）を廃止した。
- (54) 自己啓発等休業制度の創設（平成24年4月1日適用）
大学等の教育課程履修又は外国における奉仕活動のための休業制度の創設
- (55) 特別休暇制度の一部改正（平成24年4月1日適用）
子の看護休暇の対象範囲を中学校就学の始期に達するまでの子のみから家族（配偶者、父母、配偶者の父母、子）に拡大し、家族看護休暇とした。
- (56) 給料の調整数の改正（平成24年4月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (57) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成24年4月1日適用）
職員の給料の月額抑制率を改正した。
- (58) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成25年4月1日適用）
退職手当の支給率を平成26年7月にかけて段階的に引き下げることとした。
- (59) 特別支援教育に従事する職員に支給されていた給料の調整額を廃止した。（平成25年4月1日適用）
- (60) 岐阜県職員の給与の臨時特例に関する条例の制定（平成25年7月1日適用）
国からの要請に基づく職員の給与の減額を実施
- (61) 高齢層職員の昇給昇格制度の改正（平成26年1月1日適用）
55歳を超える職員の昇給は勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととした。位の号給から昇格する場合の昇格後の号給を抑制した。
- (62) 通勤手当の改正（平成26年4月1日適用）
自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当について、60以上の距離区分を新たに設け、手当額を増額した。
- (63) 技能職員等の給料表切替（平成26年4月1日適用）
技能職員等の適用する給料表を行政職給料表から技能労務職給料表に切り替え。
- (64) 特別休暇制度の一部改正（平成26年4月1日適用）
家族看護休暇を学校等において実施される行事に出席する場合に取得できるよう拡充。
- (65) 週休日の振替期間の改正（平成26年4月1日適用）
公立学校の教職員が土曜授業等を行った場合の週休日の振替期間を前8週後16週に拡充。
- (66) 配偶者同行休業制度を導入した。（平成26年8月1日適用）
- (67) 給与制度の総合的見直しを実施した。（平成27年4月1日適用）
現行の給与水準を維持しつつ、給料表における給与カーブを見直した。
- (68) 教育職員手当（部活動手当等）の額を25%増額した。（平成27年4月1日適用）
- (69) 単身赴任手当の改正（平成27年4月1日適用）
基礎額及び加算額を引き上げた。
- (70) 寒冷地手当の改正（平成27年4月1日適用）
支給対象地域及び支給対象公署を見直し。
- (71) 地域手当の改正（平成28年4月1日適用）
支給地域及び支給割合を拡充した。
- (72) 介護時間制度の新設（平成29年1月1日適用）

連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能。

(73) 教育職員手当（部活動手当等）の額を20%増額した。（平成30年1月1日適用）

(74) 退職手当の支給率を引き下げ、調整額を引き上げた。（平成30年4月1日適用）

(75) 扶養手当の改正（平成30年4月1日適用）

配偶者に係る手当額を引き下げ、子に係る手当額を引き上げた。（段階実施）

(76) 宿日直手当の改正（平成30年4月1日適用）

宿日直手当の勤務1回に係る支給額を引き上げた。

(77) 教育職員手当（部活動手当）の従事時間を3時間程度とした。（平成31年4月1日適用）

(78) 岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部改正（令和5年4月1日適用）

職員の定年を段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を導入した。

60歳に達した日後の最初の4月1日以後の職員の給料月額、当分の間、その職員に適用される給料表の7割水準とした。

職員の定年の段階的引上げに伴い、給料月額が減額される職員が不利にならないよう、当分の間、「ピーク時特例」を適用して退職手当を算定するようにした。

(79) 教育職員手当（主任手当）の改正（令和5年4月1日適用）

手当の支給対象に「研修主事」を追加した。

(80) 義務教育等教員特別手当の改正（令和5年4月1日適用）

学級担任を受け持つ再任用教諭に対し、手当額を上限まで増額した。

(81) 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の改正（令和8年1月1日適用）

教育職員に支給される教職調整額について、給料月額の100分の10に相当する額に引き上げる。引き上げは令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に行う。

(82) 義務教育等教員特別手当の改正（令和8年1月1日適用）

手当額の上限を8,200円に増額した。学級担任を受け持つ教諭に対し、手当額を3,000円（再任用教諭にあつては5,400円）加算することとした。

5 教職員の免許

教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的としており、学校教育制度の根幹をなすもので、その授与は、各都道府県の教育委員会が行っている。

(1) 免許状の授与

免許事務は、毎月25日までに受理した申請書類を、末日付けで処理し、翌月にその交付を行っている。

なお、臨時免許状の交付に当たっては、その有効期間が、授与を受けてから3年間となっているため、臨時免許状所有者には、その期間内での正規の資格取得を促している。

令和7年度の授与件数は、次のとおりである。

令和7年度免許状授与等件数

免許状の種類			件数	免許状の種類			件数
小 学 校	専	修	76	特別支援学校	専	修	4
	1	種	712		1	種	78
	2	種	45		2	種	128
中 学 校	専	修	48	特別支援学校 (自立教科等)	1	種	0
	1	種	691				
高 等 学 校	2	種	50	特別支援学校 (領域追加等)	専	修	0
	専	修	76		1	種	1
	1	種	823		2	種	6
幼 稚 園	専	修	14	臨 時 免 許	幼 稚 園		0
	1	種	203		小 学 校		21
	2	種	312		中 学 校		0
養 護 教 諭	専	修	0		高 等 学 校		0
	1	種	12		特別支援学校		0
	2	種	21		養 護		0
栄 養 教 諭	専	修	1	特 別 免 許	中 学 校		2
	1	種	23		高 等 学 校		4
	2	種	1	書 換 え ・ 再 交 付			145
				計			3,497

(2) 免許状の失効

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- ・教育職員免許法第5条第1項第3号又は第6号に該当するに至ったとき。
- ・公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。
- ・公立学校の教員であって地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

令和7年度の失効件数は、免許状26件（事案10件）である。

(3) 免許状の取上げ

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- ・国立学校又は私立学校の教員が、懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ・国立学校又は私立学校の教員であって、教育職員免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ・条件附採用期間中又は臨時的に任用された公立学校の教員であって、教育職員免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

令和7年度の取り上げ件数は、実績なし。

(4) 免許教科外教科担任の許可

一定の要件の下で、その学校長と教諭の連名による申請により、その教科についての免許状を有しない教諭がその教科を担当することを、一年以内に限って許可している。

令和7年度の許可件数は、次のとおりである。

令和7年度免許教科外教科担任の許可件数

学校区分 \ 教科	国語	社会	地理 歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健 体育	保健
中 学 校	26	25			29	22	4	9			28	0
高 等 学 校	0		0	4	1	1	1	1	3	3	0	0
特 別 支 援 学 校	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0
計	26	25	0	4	30	24	5	13	3	3	28	0
学校区分 \ 教科	看護	技術	家庭	情報	農業	工業	商業	福祉	外国語	宗教	職業	計
中 学 校		93	85						16	0	0	337
高 等 学 校	0		4	4	0	5	2	6	4	0	0	39
特 別 支 援 学 校	0	6	0	3	0	3	3	0	1	0	0	20
計	0	99	89	7	0	8	5	6	21	0	0	396

(5) 特別非常勤講師の届出の受理

学校教育の効果的な実施のため特に必要な場合には、各教科の領域の一部、道徳の一部、総合的な学習の時間の一部、またはクラブ活動について、教員免許状を所持していない者であっても、専門的知識や技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と見識を持っている社会人を、特別非常勤講師として届け出ること任用が可能となっている。

令和7年度の届出は、小学校31件、中学校21件、高等学校77件、特別支援学校1件であった。

(6) 免許状の取得のための事業

昭和24年の教育職員免許法の施行以来、免許法認定講習などにより、教職員の資質の向上を図るとともに、免許取得の機会を設けてきた。

令和7年度において免許状を取得させるために次のとおり免許法認定講習を実施した。

岐阜県教育委員会免許法認定講習

期 間 7月5日から10月5日まで

場 所 岐阜大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜県庁、岐阜県シンクタンク庁舎、
岐阜盲学校、OKBふれあい会館

科 目 教科に関する科目、教職に関する科目、特別支援教育に関する科目
(一部講習をオンライン形式で開講)

令和7年度免許法認定講習実施状況

講 座 数	受講承認者数
教 科 に 関 す る 科 目 8講座	70 人
教 職 に 関 す る 科 目 6講座	286 人
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目 10講座	552 人
計 24講座	908 人

第6節 公立幼稚園

平成20年12月策定の「岐阜県教育ビジョン」、平成26年3月策定の「第2次岐阜県教育ビジョン」いずれにおいても、その基本目標の一つに「幼児期からの教育の充実」を掲げ、取り組むべき施策として、幼児教育の振興を図るための具体的な施策を示した。

平成20年10月には「岐阜県幼児教育の在り方検討委員会」を設置し、県内の学識経験者、幼稚園や保育所関係者、保護者、主任児童委員、市町村関係者等幅広い立場から今後の岐阜県の幼児教育の在り方について検討を進めた。その後、同会からの提言を受けて、岐阜県の幼児教育の課題を解決し、振興する方策を示した総合的な計画として、平成22年3月に「岐阜県幼児教育アクションプラン『ぎふっこ』すこやかプラン」を策定した。

本プランの具現に向け、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携、発達の課題に即した教育・保育の充実、特別支援教育の体制整備、教員や保育士の資質及び専門性の向上、幼稚園や保育所、認定こども園と家庭や地域社会との連携等の推進が図られてきた。

平成27年度は、県内6地区において「幼保小連携推進地区協議会」を実施した。さらに「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン策定委員会」（岐阜県幼児教育推進会議を兼ねる。）を設置し、「第1次岐阜県幼児教育アクションプラン」の成果と課題を踏まえつつ、今後の岐阜県の幼児教育の在り方について検討をした。その中で審議されたことをもとに、平成28年3月に「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」を策定した。また、平成29年度は、「幼保小連携資料（接続期カリキュラム）」を作成した。平成30年度以降、同資料を県内に広く普及させるとともに、活用を促し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に向けた指導方法等の改善を推進してきた。

令和3年度は、学識経験者等による「岐阜県幼児教育推進会議」を継続して設置し、「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」の重点である「3つの深まる」についての実施状況を把握するとともに、今後の幼児教育の推進・充実にに関する意見聴取を行った。また、「岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】」を策定した。

令和4年度からは、「岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】」に基づいた「つなぐ・高める・支える」幼児教育の推進のため、国の「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」を受託し、「幼保小の連携・協働による『つなぐ・高める・支える』架け橋プログ

ラムの開発・実践」をテーマに、「接続期カリキュラム」や「保育・教育内容の相互理解を図る研修プログラム」、「組織体制・会議設置モデル」等の開発・実践に取り組んだ。その成果や、幼児教育実態調査の結果分析等をもとに、令和7年度には「第4次岐阜県幼児教育アクションプラン」を策定した。

公立幼稚園の現況

年 度	園 数 A	学 級 数 B	1 園当 たり学級数 B / A	本 教 員 数 C	1 園当 たり教員数 C / A	園 児 数 D	1 園当 たり園児数 D / A
平成16年度	93	295	3.17	515	5.54	6,074	65.3
平成17年度	87	268	3.08	481	5.53	5,438	62.5
平成18年度	87	263	3.02	501	5.76	5,358	61.6
平成19年度	87	284	3.26	512	5.89	5,287	60.8
平成20年度	87	283	3.25	535	6.14	5,101	60.7
平成21年度	82	266	3.24	528	6.43	4,873	59.4
平成22年度	82	256	3.12	546	6.65	4,771	58.1
平成23年度	82	250	3.04	534	6.51	4,586	55.9
平成24年度	82	265	3.23	540	6.58	4,564	55.6
平成25年度	83	275	3.31	561	6.76	4,360	52.5
平成26年度	84	295	3.51	589	7.01	4,483	53.4
平成27年度	80	280	3.50	568	7.10	4,323	54.0
平成28年度	81	291	3.59	581	7.17	4,550	56.2
平成29年度	75	279	3.72	559	7.45	4,379	58.4
平成30年度	72	295	4.10	581	8.07	4,188	58.2
令和元年度	69	296	4.28	580	8.40	3,898	56.4
令和2年度	68	289	4.25	527	7.75	3,385	49.8
令和3年度	61	251	4.11	504	8.26	3,091	50.8
令和4年度	58	240	4.14	499	8.60	2,753	47.5
令和5年度	55	227	4.13	441	8.02	2,467	44.9
令和6年度	49	203	4.14	392	8.00	2,124	43.3
令和7年度	33	122	3.70	251	7.61	1,588	48.1

(学校基本調査による)

幼稚園数・就園率

年 次	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
幼稚園数	200	193	192	192	188	188	188	188	188	188
就園率(本県) %	53.3	51.5	48.4	47.8	47.6	47.5	48.0	47.9	46.3	46.5
就園率(全国平均) %	58.9	58.5	57.7	57.2	56.7	56.4	56.2	55.3	55.1	54.8

年 次	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
幼稚園数	188	184	184	177	172	167	164	154	149	145
就園率(本県) %	45.2	45.5	45.3	45.3	44.5	43.6	42.3	41.7	41.0	39.6

就園率(全国平均) %	54.2	53.5	48.5	46.5	44.8	42.6	38.4	39.0	36.9	35.1
-------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

年 次	令和6	令和7								
幼稚園数	139	119								
就園率(本県) %	39.4	37.8								
就園率(全国平均) %	33.4	31.5								

(学校基本調査幼稚園・小学校・義務教育学校による。幼稚園修了者数／小学校・義務教育学校入学者数)

県乳幼児年齢別推計人口(令和7年7月1日現在岐阜県人口動態統計調査結果―県統計課―)

年齢(歳)	0	1	2	3	4	5
人口	10,150	10,720	11,759	12,354	12,299	12,929

第7節 私立学校

1 幼稚園

令和7年5月1日現在、幼稚園86園が設置されており、在籍園児数は11,900人である。幼稚園に係る助成制度として、幼稚園の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金等を交付するとともに、施設等利用費の一部を負担する。

私立幼稚園教育振興費補助金	3,384,960千円
(うち教育改革推進特別補助金	1,045,298千円)
幼児教育緊急環境整備事業費補助金	29,100千円
子育て支援施設等利用給付(負担金)	993,518千円
地域子ども・子育て支援事業費補助金	40,882千円
私立幼稚園連合会補助金	270千円
私立幼稚園PTA連合会補助金	180千円
私立幼稚園子育て支援事業費補助金	360千円

2 小・中学校

令和7年5月1日現在、小学校2校、中学校9校が設置されており、在籍児童・生徒数は小学校523人、中学校1,342人である。

3 高等学校

令和7年5月1日現在、全日制課程16校、通信制課程6校が設置されており、在籍生徒数全日制課程10,329人、通信制課程2,566人である。

高等学校に係る助成制度として、高等学校の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金を交付するほか、グローバル人材の育成を目的とした事業等に対し補助金を交付する。また、家庭の経済的状況にかかわらず全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ちこめるよう、就学支援補助金及び授業料軽減補助金等を交付する。

私立高等学校等教育振興費補助金(小・中学校分を含む。)	4,977,650千円
(うち教育改革推進特別補助金	700,554千円)
私立高等学校等就学支援補助金	6,678,972千円

私立高等学校等奨学給付金	277,858千円
私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金	11,724千円
私立高等学校等授業料軽減補助金（小・中学校分を含む）	6,646千円
私立高等学校等入学金軽減補助金	75,773千円
私立学校耐震整備事業費補助金	59,000千円
岐阜県選奨生奨学金	43,998千円
岐阜県高等学校奨学金	39,564千円
岐阜県子育て支援奨学金	31,034千円
一般社団法人岐阜県私学振興会補助金	450千円

4 専修学校・各種学校

(1) 専修学校

令和7年5月1日現在、学校法人立21校、その他法人立4校、個人立1校の計26校があり、在籍生徒数は3,233人で専修学校の分野別内訳は、次のとおりである。

〔専門課程〕

服飾・家政関係	6	医療関係	7	教育・社会福祉	1
衛生関係	3	工業関係	3		
商業実務関係	2	文化・教養関係	2		

〔高等課程〕

服飾・家政関係	3	衛生関係	1	工業関係	1
---------	---	------	---	------	---

〔一般課程〕

服飾・家政関係	6	衛生関係	1
---------	---	------	---

(2) 各種学校

令和7年5月1日現在、学校法人立7校、その他法人立12校、個人立9校の計28校であり、在籍生徒数は2,054人である。

学校の種類別内訳は、次のとおりである。

洋裁・和裁	2校	珠算・簿記	8校
編物・手芸	1校	自動車運転	2校
看護	7校	その他	8校

(3) 助成制度

専修学校・各種学校の教育振興を図るため、教育振興費補助金等を交付する。

私立専修学校等教育振興費補助金	153,120千円
（うち教育改革推進特別補助金	38,510千円）
私立専修学校・各種学校連合会補助金	2,100千円
（うち個性を伸ばす教育奨励事業費補助金	1,400千円）
高等教育修学支援事業費	279,450千円

5 その他

・文部科学省所轄の私立学校は、大学9校、短期大学10校の計19校がある。

私立大学協会補助金 90千円

私立短期大学協会補助金 90千円

・私立学校教職員共済法により、組合員及び学校法人等の掛金軽減のため、日本私立学校振興・共済事業団に対して106,905千円を補助する。

・私立学校教員の福利向上を図るため、一般社団法人岐阜県私学教職員退職金社団の退職金資金積立に要する経費に対して189,338千円を補助する。

- ・私立学校教職員の資質向上、私学教育の振興を図るため、岐阜県私学団体連合会の研修等に要する経費に対して270千円を補助する。

第2章 調査統計

1 教育調査統計

教育の効果をあげるためには、教育の実態を正確に把握し、その進むべき方向を明らかにする必要がある。

このため、各種教育調査統計を実施しているが、教育総務課所管に係るものの概要は、以下のとおりである。

2 令和7年度の教育調査統計

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、令和6会計年度の学校教育費、社会教育費、教育行政費について、財源別・支出項目別に調査した。また、教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係並びに地方教育行政機関の組織等の状況について、あわせて調査した。

(2) 学校教員統計調査

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を対象として、教員の年齢別・職名別の構成や、個人属性、職務態様及び異動状況等を調査した。

(3) 子供の学習費調査

子供を公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校に通学させている保護者が支出した経費を、学校教育のために支出した経費、給食費として支出した経費、学習塾等の補助学習費やけいこごとなどのその他の学校外活動費として支出した経費に区分するとともに、世帯の年間収入をあわせて調査した。

3 令和8年度の教育調査統計計画

文部科学省の実施する調査を基礎とし、県の教育行政に必要な資料を得るため、次の統計調査を実施する。

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、令和7会計年度の学校教育費、社会教育費、教育行政費について、財源別・支出項目別に調査する。また、教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係についてあわせて調査する。

第3章 広報・広聴活動

1 概況

教育委員会の行う広報・広聴活動は、教育施策や方針及び当面する教育問題に対しての教育委員会の考え方の周知徹底を図るとともに、県民及び教育関係者の教育に対する意見要望等を聴取することを主としている。

2 令和7年度の事業

(1) 広報活動

ア 令和7年度版「岐阜県教育」の発行

A 5判165ページ年1回、210部発行。岐阜県の教育の現状として教育行政全般の解説をし、主として県内教育機関に配布した。また、県教育委員会ホームページに掲載した。

イ 教育便覧「2026年度版岐阜県教育のすがた」（日英併記）の発行

A 4判8ページ年1回、900部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況をグラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者等に配付した。

ウ その他の広報活動

県広報「岐阜県からのお知らせ」や、県教育委員会ホームページ等を活用して各種教育情報を発信した。

エ パブリシティ活動

教育委員会決定事項や各種調査の結果、事業など、県政記者クラブを通じて報道機関への情報提供を行った。

月別 種別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
記者会見	0	1	1	1	0	1	1	0	1	1	0	2	9
資料配布	6	9	9	9	13	8	13	4	8	7	10	7	103
計	6	10	10	10	13	9	14	4	9	8	10	9	112

(2) 広聴活動

教育行政施策に反映させるため、地域住民や教育関係者等から意見、要望等を聴く広聴活動として次のとおり開催した。

ア スクールミーティング 3校（小学校1校、中学校1校、高校1校）

3 令和8年度の事業計画

(1) 広報活動

ア 令和8年度版「岐阜県教育」の発行

A 5判約160ページ、210部発行。岐阜県の教育の現状と教育行政全般の解説

イ 教育便覧「2027年度版岐阜県教育のすがた」（日英併記）の発行

A 4判8ページ年1回、900部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況をグラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者、海外研修者等に配布する。

ウ その他の広報活動

県教育委員会ホームページ、県広報「岐阜県からのお知らせ」、県政広報番組、地デジ・データ放送、新聞紙面等を活用して各種教育情報を発信する。

エ パブリシティ活動

記者会見…県政記者クラブに対して、教育委員会決定事項、各種会議・調査結果、事業等の重要事項について発表する。

資料配布…県政記者クラブに対して、各種の事業・催事案内、通知、刊行物を配布

(2) 広聴活動

教育施策に反映させるため、県民及び教育関係者等から意見、要望を聴くため広聴会を次のとおり開催する。

ア スクールミーティング

学校における課題やニーズを把握し、「子どもの目線」での教育施策を推進するため、教育長が学校現場を訪問する折に、児童生徒や教職員、保護者などとの意見交流の場を設ける。

第4章 表 彰

1 岐阜県教育委員会表彰

(1) 岐阜県教育功労者表彰

岐阜県の教育及び学術の向上発展に関し、功績顕著な県内の団体及び個人のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対して表彰を行う。

- 一 学術の振興を図り、その成績優秀なもの
- 二 教育関係団体において多年職務に精励し、他の模範となるもの
- 三 多年学校における保健管理の振興に尽くしたもの
- 四 県教育委員会事務局及び県教育委員会の所管に属する県立学校に勤務する職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員で常にその職責を尽くし、他の模範となるもの
- 五 全各号に掲げるもののほか、美事善行のあるもの又は特に表彰することを適当と認められるもの

表彰は市町村（組合）の教育委員会及び県教育委員会事務局の本庁の各課長の推薦により、教育長を委員長とする表彰選考委員会で審査し、教育委員の会議において決定する。推薦は、原則5月末日までに行うものとし、表彰は8月中に行う。

○第77回岐阜県教育功労者表彰

式典 令和7年8月28日 県庁20階 2004会議室

- ・多年学校における保健管理の振興に尽くしたもの 82名

(2) 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

ア 永年勤続表彰

県教育委員会事務局及び県教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関に勤務する職員（岐阜県職員表彰規程（昭和29年岐阜県訓令甲第9号）に基づく表彰に該当すると認められる者を除く。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員で多年にわたりその職責を尽くし、他の模範として推奨に値するものを表彰する。

職員が次の各号のいずれかに該当すると県教育委員会が認める場合は、これを表彰する。

- (ア) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和32年岐阜県人事委員会規則第6号）第44条の5第1項及び第2項並びに第44条の6第1項に規定する学校に勤務する校長及び教員で勤続10年以上に達し、平素その職責を尽くして他の規範である場合
 - (イ) 勤続20年以上に達し、平素その職責を尽くして他の規範である場合
 - (ウ) 勤続30年以上に達し、平素その職責を尽くして他の規範である場合
 - (エ) その他特に表彰することが適当である場合
- 表彰は、毎年8月中に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、その都度行う

ことができる。

表彰は、市町村（組合）の教育委員会並びに県教育委員会事務局の本庁各課長、各教育事務所長及び各教育機関の長の推薦により行う。

○令和7年度岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

- ・勤続20年以上に達し他の規範であるもの 294人
(高等学校・特別支援学校74人、中学校76人、小学校119人、義務教育学校9人、事務局等16人)
- ・勤続30年以上に達し他の規範であるもの 290人
(高等学校・特別支援学校77人、中学校51人、小学校143人、義務教育学校7人、事務局等12人)

イ 退職教員表彰

教職員として多年にわたって勤務した者等が退職した場合において、特に県教育に貢献した者を表彰する。

○令和7年度退職教員表彰 201人

(高等学校・特別支援学校42人、小学校・中学校158人、事務局等1人)

2 岐阜県教育委員会教育長表彰

(1) 学校部活動等指導功労者表彰

学校部活動等の振興・発展を図るため、学校部活動等の指導者で次の項目に該当するものを表彰する。

ア 全国規模以上の大会等で、優勝又はこれに準ずる成績を収めた部等の育成に貢献したと認められる者

イ 同一種目の部等を永年指導し、部活動等の振興・発展に顕著な功績が認められる者

(2) 競技会等成績優秀者表彰

教育・文化の振興、発展を図るため、全国的又は国際的規模の競技会、コンクール等において優秀な成績を収めた次の項目に該当する個人又は団体を表彰する。

ア 全国的規模以上の大会等において入賞、又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体で、岐阜県文化・スポーツ栄誉賞又は岐阜県民栄誉大賞の受賞に至らなかったもの

イ 岐阜県文化・スポーツ栄誉賞又は岐阜県民栄誉大賞の対象となる競技会等に準ずる大会等で上位入賞、又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体

○令和7年度岐阜県教育委員会教育長表彰

式典 令和8年2月16日 ミナモホール

優秀部育成者 15人（高等学校15人）

永年指導者 16人（高等学校16人）

その他指導者 1人（高等学校1人）

成績優秀者 15人（高校生13人、中学生2人）

成績優秀団体 15団体（高等学校14団体、小中学生1団体）

第5章 研 修

第1節 令和7年度の事業

1 施設・設備の概要

総合教育センター（旧 教育センター）

- ・所在地 岐阜市藪田南5-9-1
- ・設置年月 昭和45年4月

2 令和7年度の事業概要

教育委員会では、学校教育の推進は、その直接の担い手である教員の資質や能力に負うところが大きいことから、全ての教員の資質と指導力の向上を図るため、教員研修の充実に努めている。平成12年度に現在の総合教育センターに名称変更され、教科指導、教員研修、教育研究の一体化を図るため、研修管理課と学校支援課の2課の協働による教員の資質向上に努めた。平成18年度には、新たな教育課題に対する組織強化・組織再編、定数削減等の方針により、学校支援課が学校政策課と統合し県庁へ移転し、研修管理課は教育研修課へと名称変更した。平成20年度には則武情報分室を、平成21年度には可児分室を閉鎖するが、その業務を総合教育センターへ縮小、移設し現在に至っている。

総合教育センターの事業は、「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」及び「第4次岐阜県教育振興基本計画」に基づいた研修体系を構築することで、教員一人一人がそれぞれのキャリアステージに応じ、自らの課題を明確にしながら自主的・自律的に研修を受講できる仕組みとなっている。また、今日的な教育課題への実践的な対応力を高めるため、研修講座を見直し、喫緊の課題に関する研修を充実させるとともに、研修のねらいや内容等に応じて、会場への集合による研修やオンライン（同時双方向型又はオンデマンド）による研修など開催方法を工夫し、効果的な研修の実施に努めている。令和元年度には、岐阜県独自の教員研修管理システムを導入し、研修の運営の効率化と受講履歴等の情報の集約化を図っている。令和7年度からは「全国教員研修プラットフォーム」に参加し、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を一層推進している。

(1) 研修事業

ア 基本認識

「『ふるさと岐阜』で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人」の育成に向け、より質の高い教育を行っていくために、教職員の資質や指導力の向上を図るための研修の充実に努める。

イ 重点

- (ア) 新たな研修プログラムによる自己課題の明確化と主体性の向上
- (イ) 今日的な教育課題に関する講座の充実による対応力の向上
- (ウ) 個別最適な学びと協働的な学びによる実践的指導力の向上

ウ 基本研修講座 67講座

参加人数 幼稚園 97人 小学校 2,330人 中学校 1,320人 義務教育学校 94人
高等学校 1,360人 特別支援学校 581人 その他 7人 合計 5,789人

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校は公立のみ 私立はその他に含む

エ 選択研修講座 178講座

参加人数 幼稚園 180人 小学校 3,238人 中学校 2,179人 義務教育学校 274人
高等学校 1,786人 特別支援学校 1,057人 その他 47人 合計 8,761人

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校は公立のみ 私立はその他に含む

(2) 主な教員派遣事業

ア 国外大学等プログラム（オーストラリア） 6人

イ 教職員等中央研修（独立行政法人教職員支援機構主催）

副校長・教頭等 5日間 8人、中堅教員・次世代リーダー教員 5日間 12人

ウ 生徒指導基幹研修（独立行政法人教職員支援機構主催）

小・中・高・特別支援学校等の教員等 5日間 2人

エ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研修

専門研修 2か月間 3人

研究協議会 1日間 4人
オ 教頭等民間派遣研修 2人 長期内地派遣研修 1人

(3) 教育情報事業

教育関係の資料は、図書 23,284冊、教育研究資料 49,135冊、教育雑誌 33,512冊、視聴覚資料 177点、その他新刊の教科書及び昭和40年以降の教科書19,386冊などを所蔵している。それらの資料は、総合教育センターのホームページからの検索が可能である。

(4) 科学教育等の事業

ア 岐阜県児童生徒科学作品展

県内小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象に科学教育の振興を図るため、第69回児童生徒科学作品展を開催した。令和6年度から、岐阜地方気象台長賞が新設された。応募点数は各地区展に出されたものを含めると、7,421点であった。

科学研究の一層の充実に資するため、科学作品展集録「科学の芽」第52集を刊行し、県内小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び関係教育機関に配布した。

第2節 令和8年度の計画

1 総合教育センター事業の内容

(1) 基本認識

「『ふるさと岐阜』で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人」の育成に向け、より質の高い教育を行っていくために、教職員の資質や指導力の向上を図るための研修の充実を図る。

(2) 研修コンセプト

【目指す姿】 自ら学び続ける教職員

【研修の基本方針】 指標に基づき、教職員が自らキャリアアップを図る研修の充実
ー岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標と研修履歴の活用ー

(3) 研修に関する重点

ア 新たな研修プログラムによる自己課題の明確化と主体性の向上

- ・選択研修の講座を177講座開設。
- ・指標に基づき全校種において、「学習指導」「生徒指導」「経営・分掌」「特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒への対応」「ICTや情報・教育データの利活用」の5つの観点から研修講座を設ける。また、自己課題に応じて研修講座を選択し受講する「基礎形成研修」を実施する。
- ・管理職は、指標を基に、各教職員の職責や経験に応じた人材育成及び学校が目指す教育を進めるために必要な専門性・能力の確保の観点から、研修履歴を活用しつつ、期首面談等で対話に基づく受講奨励を行う。
- ・各学校で行う校内研修、教育委員会が主催する研修において、PDCAサイクルで常に改善を図っていくことでよりよい研修プログラムを構築する。
- ・探究型、寄り添い型、往還型の研修等、これからの時代を生き抜く力を育成するために、新しい研修観に基づいたよりよい研修プログラムを構築する。

イ 今日的な教育課題に関する講座の充実による対応力の向上

- ・時代の変化に対応した新しい時代を生き抜くための力を育成するため、いじめ、不登校、外国人の子どもの教育、子どもの学力等、喫緊の教育課題をテーマにした研修プログラムを構築し、教職員の対応力の向上を図る。
- ・重点講話として、校種やキャリアステージに関わらず、どの教職員も今日的な教育課題について学べる研修を実施する。
- ・法令に基づく事務処理やコンプライアンス意識の向上を図るため、新任管理職を対象に、弁護士を講師とする研修を実施する。また、ハラスメントの発見・防止や業務遂行に係る適切な労務管理について、新任管理職を対象に、臨床心理士を講師とする研修を実施する。
- ・ICT活用指導力の向上を図るため、1人1台タブレット端末や学習支援ソフトの効果的な活用をテーマとした実技研修を実施するとともに、GIGAスクール構想によるICT環境下での学びの充実について、外部有識者の知見を得る講話や教科別の授業改善に係る講座を実施する。

ウ 個別最適な学びと協働的な学びによる実践的指導力の向上

- ・研修のねらいや内容等に応じて、個別最適な学びと協働的な学びの観点から研修方法等を工夫し、主体的・対話的で深い学びの実現や指導力の向上を図る。
- ・研修会場への参集による研修に加え、Web会議システム等を利用したオンライン研修（同時双方向型・オンデマンド型）も積極的に実施し、研修のねらい等に応じて、移動の負担を軽減し、受講しやすい研修の充実を図る。

(4) 内容（詳細は、総合教育センターHP <https://www.gifu-net.ed.jp/ggecc/>）

ア 基本研修（69講座）（経年研修 39講座・職務研修 30講座）

講 座 名 （ 略 称 ）	対 象
幼稚園等新規採用教員研修	幼 認
初任者研修	小 中 義 高 特
新規採用養護教諭研修	小 中 義 高 特
新規採用栄養教諭研修	小 中 義 特 (任用替を含む。)
新規採用実習助手研修	高 特
6年目研修	小 中 義 高 特 養 栄 (実習助手を含む。)
中堅教諭等資質向上研修	幼 認 小 中 義 高 特 養 栄 (実習助手を含む。)
新規常勤講師研修	小 中 義 高 特
新規養護助教諭研修	小 中 義 高 特
市町村立小中学校等事務職員1年目研修	小 中 義
市町村立小中学校等事務職員3年目研修	小 中 義
市町村立小中学校等事務職員5年目研修	小 中 義
県立学校はじめての学校図書館担当者研修	高 特
臨時的任用実習助手研修	高 特
特別支援学校採用教員研修	特
校長研修	小 中 義

講 座 名 (略 称)	対 象
新任校長研修	小 中 義 高 特
新任副校長研修	高 特
新任教頭研修	小 中 義 高 特
新任部主事研修	特
新任主幹教諭研修	小 中 義
新任指導教諭研修	小 中 義
新任3主任研修	高 特
新任研修主事研修	小 中 義 高 特
研修主事研修	小 中 義 高 特
県立学校 I C T活用担当者研修	高 特
県立学校情報管理担当者研修	高 特
県立学校はじめての情報管理担当者研修	高 特
特別支援学級(小・義)・言語通級指導教室 新任担当教員研修	小 義
特別支援学級(中・義) 新任担当教員研修	中 義
特別支援学校 新任担当教員研修	特
特別支援学校 介護員・介護専門職研修	特
特別支援学校 寄宿舎指導員研修	特
市町村立小中学校等事務職員主任研修	小 中 義
市町村立小中学校等事務職員主査研修	小 中 義
市町村立小中学校等事務職員課長補佐研修	小 中 義
学校司書エリアマネージャー研修	高
事例を通して学ぶいじめ事案対応研修	小 中 義 高 特
県立特別支援学校栄養教諭研修会	特

イ 選択研修(重点講話 5講座)

講 座 名 (略 称)	対 象
重点講話① 非認知能力の育成 非認知能力をどう捉え、生かすか	幼 保 認 小 中 義 高 特
重点講話② DX・情報社会 生成AIを活用した授業づくり	幼 保 認 小 中 義 高 特
重点講話③ 総合的な学習(探究)の時間 これが「総合的な学習の時間」の授業です!	幼 保 認 小 中 義 高 特
重点講話④ 特別支援教育 インクルーシブ教育と授業づくり	幼 保 認 小 中 義 高 特

講 座 名 (略 称)	対 象
重点講話⑤ 人権教育 自分らしさが認められる社会を目指して	幼 保 認 小 中 義 高 特

ウ 選択研修（スクールリーダー向け研修 8講座）

講 座 名 (略 称)	対 象
スクールリーダーアラカルト研修【リスクマネジメント】 学校外への説明責任	幼 保 認 小 中 義 高 特
スクールリーダーアラカルト研修【業務改善】 教員のウェルビーイングを高める「働きやすさ・働きがい」改革	幼 保 認 小 中 義 高 特
スクールリーダーアラカルト研修【生徒指導】 『生徒指導提要（改訂版）』が示す生徒指導の方向性	幼 保 認 小 中 義 高 特
スクールリーダーアラカルト研修【人材育成】 人を育てる仕事のあり方	幼 保 認 小 中 義 高 特
スクールリーダーアラカルト研修【教育課程・ICT】 ICTによる授業改善と校内研修の改革、学校DXの実現に向けて管理職として身に付けるべきリテラシー	幼 保 認 小 中 義 高 特
スクールリーダーアラカルト研修【危機管理・わいせつ対応】 「性犯罪から子どもを守る」4つの前提条件を理解して、よりよい就業環境を考える	幼 保 認 小 中 義 高 特
スクールリーダーアラカルト研修【学校マネジメント演習】 令和の学校マネジメント（情報収集）（企画）	幼 保 認 小 中 義 高 特
スクールリーダーアラカルト研修【学校組織マネジメント】 学校危機管理	幼 保 認 小 中 義 高 特

エ 選択研修（学習指導に関する研修 75講座）

講 座 名 (略 称)	対 象
幼児教育指導力向上講座 ～環境構成の工夫や関わり方について考えよう～	幼 保 認 特
感性を育む幼児教育講座 ～豊かな感性をもち、遊びや活動を楽しむ子供を育てよう～	幼 保 認 小 義 特
感性を育む絵画指導講座 ～子供の絵について、体験しながら考える一日～	幼 保 認 小 義 特
幼保小連携講座 ～「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を通してつながろう～	幼 保 認 小 義 特

講 座 名 (略 称)	対 象
他校種の教育活動から学ぶ ～校種の異なる学校の教育活動の参観を通して、発達段階に応じた指導を学ぶ～	小 中 義
食育・環境教育実践講座 ～土にふれよう、楽しく育てよう！～	幼 保 認 小 中 義 特
小学校授業セレクト講座 (小・義) ～教科の本質や指導のポイントを学び、楽しい授業づくりを目指そう～	小 義
各教科の実践に関わるオンライン相談会 ～あなたの困り感に寄り添います～	小 中 義 特
ステージアップ講座 (小・義 国語) ～資質・能力を育成し、児童が国語を学ぶ意義や喜びを実感する授業づくり～	小 義
ステージアップ講座 (小・義 社会) ～社会科の指導改善に取り組むあなたを1年間サポートします～	小 義
ステージアップ講座 (小・義 社会) ～資質・能力を育む社会科指導の改善～	小 義 特
ステージアップ講座 (小・義 算数) ～資質・能力を子供たちに育むための算数科の授業づくり～	小 義 特
ステージアップ講座 (小・義 理科) ～児童が主体的に問題解決に向かう授業づくりに向けて～	小 義 特
ステージアップ講座 (小・義 音楽) ～児童の学びがつながり、広がり深まる授業の在り方について、仲間と共に考え、学び合う～	小 義 特
ステージアップ講座 (小・義 図画工作) ～生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成を目指して～	小 義 特
ステージアップ講座 (小・義 体育) ～豊かなスポーツライフの実現に向けて～	小 義 特
ステージアップ講座 (小・義 家庭) ～授業づくりの悩みを解決、実践例を増やそう～	小 中 義 特
ステージアップ講座 (小・義 生活) ～質の高い深い学びの実現を目指す授業づくりに向けて～	小 義 特
ステージアップ講座兼英語指導力向上講座 (小・義) ～今の授業を見直し、さらに楽しくしよう！明日からできることを！～	小 中 義 高 特
小学校英語専科教員・英語科担当教員講座 ～専科・英語科教員としての指導力を向上させ、「中学校の英語学習に繋がる6年生出口で目指したい『英語の力』」を育成しよう～	小 中 義
e-Learning 小学校外国語講座 ～オンライン研修で指導力・英語力を向上させよう～	小 義 特

講 座 名 (略 称)	対 象
ステージアップ講座兼英語指導力向上講座 初めての小学校英語 (初級) ～まずは楽しい授業を目指して～	小 義 特
ステージアップ講座兼英語指導力向上講座 (小・中・義) ～外部講師から学ぶ、思考力・判断力・表現力等の高め方～	小 中 義 高 特
ステージアップ講座兼英語指導力向上講座 (出張講座) ～英語教員のあなたを一年間支えます！～	小 中 義
ステージアップ講座 (小・義・特 特別の教科 道徳)	小 義 特
ステージアップ講座 (中・義 国語) ～資質・能力を育成し、生徒が国語を学ぶ意義や喜びを実感する授業づくり～	中 義
ステージアップ講座 (中・義 社会) ～社会科の指導改善に取り組むあなたを1年間サポートします～	中 義
ステージアップ講座 (中・義 社会) ～資質・能力を育む社会科指導の改善～	中 義 特
ステージアップ講座 (中・義 数学) ～資質・能力を子どもたちに育むための数学科の授業づくり～	中 義 特
ステージアップ講座 (中・義 理科) ～生徒が科学的に探究する授業づくりに向けて～	中 義 特
ステージアップ講座 (中・義 音楽) ～生徒の学びがつながり、広がり深まる授業の在り方について、仲間と共に考え、学び合う～	中 義 特
ステージアップ講座 (中・義 美術) ～生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力の育成を目指して～	中 義 特
ステージアップ講座 (中・義 保健体育) ～豊かなスポーツライフの実現に向けて～	中 義 特
ステージアップ講座 (中・義 技術) ～技術の発達を主体的に支える力、技術革新を牽引する力を育もう～	小 中 義
ステージアップ講座 (中・義 家庭) ～生活を工夫し創造する資質・能力を育てる、楽しい家庭科授業～	小 中 義 特
ステージアップ講座兼英語指導力向上講座 (中・義) ～今の英語の授業を見直し、さらに楽しくしよう！明日からできることを！～	小 中 義 高 特
e-Learning 英語講座 ～オンライン研修で英語指導力を向上させよう～	中 義 高 特
ステージアップ講座兼英語指導力向上講座 (中・義・高) ～生徒の力を正しく把握し、指導に生かすためのテスト改善！テスト問題の種類を増やそう！～	中 義 高 特
ステージアップ講座兼英語指導力向上講座 (中・義) ～英語の研究の進め方～	中 義 特

講 座 名 (略 称)	対 象
ステージアップ講座兼英語評価改善・活用講座 (中・義) ～学習評価、適切にできていますか？～	中 義 特
ステージアップ講座 (中・義・特 特別の教科 道徳)	中 義 特
教科指導基礎力向上講座 (高) ～授業の基礎・基本を学び、教科指導力の向上を図ろう～	高
授業改善講座 (高 国語) ～実践から学び、実践で追究する！新時代を切り拓く力を育む国語の授業づくり～	高 特
授業改善講座 (高 地歴公民) A	高 特
授業改善講座 (高 地歴公民) B	高 特
授業改善講座 (高 数学) ～実践から学ぶ、授業力向上～	高 特
授業改善講座 (高 理科) ～実験は楽しい！実験の実践例から学ぶ～	高 特
授業改善講座 (高 音楽) ～資質・能力を確実に育成するために、音楽的な見方・考え方を働かせた学習活動の充実～	高 特
授業改善講座 (高 美術) ～生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力の育成を目指して～	高 特
授業改善講座 (家庭・福祉) ～「主体的・対話的で深い学び」の授業実践～	小 中 義 高 特
授業改善講座 (高 工業) ～ I C T の活用や学習活動と評価の工夫により、魅力ある授業をデザインする～	高 特
授業改善講座 (高 情報) ～実践に学ぶ！資質・能力を育む情報の授業！～	高 特
授業改善講座 (高 商業) ～実践から学ぶ、資質・能力を育成する授業！～	高 特
英語指導力向上講座 (高) ① ～明日から役立つ！「論理・表現」の授業と言語活動～	中 義 高 特
英語指導力向上講座 (高) ② ～様々な授業実践を参観しませんか？～	中 義 高 特
技術力向上講座 (家庭・福祉) ～高度な技術を調理に応用しよう～ ～介護技術を学ぼう～	小 中 義 高 特
技術を生かした農業の授業づくり講座 (高 農業) ～農業の「深い学び」につなげる専門力・授業力の向上～	高
モノづくりスキルアップ講座 ～各専門分野の技術や技能を学び、モノづくりスキルアップ！～	小 中 義 高 特
マーケティング戦略講座 (高 商業) ～地域に人を呼ぶ、地域のファンを作る実践的マーケティング授業～	高 特

講 座 名 (略 称)	対 象
授業改善講座 特別の教科 道徳の授業づくり (小・中・義・特)	小 中 義 特
道徳教育の推進講座 ～道徳教育の充実を図るための指導体制の在り方を学び合おう～	小 中 義 特
特別の教科 道徳 研究講座	小 中 義 特
総合的な学習の時間 (小・中・義) ～探究的な学習の充実に向けた指導～	小 中 義 特
総合的な探究の時間 (高・特) ～探究から始まる学びの充実～	高 特
日本の伝統音楽のよさを学ぶ ～日本の伝統音楽のよさを体験！講師から学ぶ「和太鼓」「箏」「篠笛」「邦楽発声」の基礎講座～	小 中 義 高 特
家庭科実技講習会 (小・中・義・高・特) ～家庭科の基礎的な実技の指導力を身に付けよう～	小 中 義 高 特
法曹三者から学ぶ司法の仕組 ～法曹三者の話から、司法の仕組に対する理解を深めよう～	幼 保 認 小 中 義 高 特
J E Tプログラム 岐阜県外国語指導助手の指導力向上研修～A L Tとの関係づくり、授業づくりに向けて～	小 中 義 高
薬物乱用防止教室講習会(体育保健領域・特別活動等) ～薬物乱用防止教室のさらなる充実のために～	小 中 義 高 特
養護教諭・栄養教諭の実践から学ぶ ～健康教育・食育の在り方～	小 中 義 高 特
理科実践講座 (小・中・義) ～教材開発、授業改善、指導力向上の自己課題に取り組む～	小 中 義
理科教育講座 (高) ～生徒も自分も納得する授業づくり！～	高 特
科学教育シンポジウム	小 中 義 高 特
研究開発講座 (高 理科実験教材開発) ～協働で開発しよう、実験教材～	高
教科指導力向上サポート講座 (高・特) ～教科担当主事が、訪問やオンライン等により、講義やワークショップ、授業研究会を行います！～	高 特

オ 選択研修（生徒指導に関する研修 16講座）

講 座 名 （ 略 称 ）	対 象
生徒指導特別講座 ～ネット依存（ゲーム障害）について知る～	小 中 義 高 特
特別活動 指導力向上講座（小・中・義） ～集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成する特別活動の在り方～	小 中 義
学級経営講座（小・義） ～児童がよりよく生きる力を獲得することができる学級経営の在り方を学ぼう～	小 義
学級経営講座（中・義） ～生徒がよりよく生きる力を獲得することができる学級経営の在り方を学ぼう～	中 義
高等学校のホームルーム経営	高
キャリア教育基礎講座（基礎形成） ～自校での教育活動を見つめ、キャリア教育をすすめよう～	小 中 義 高 特
キャリア教育実践講座 ～キャリア発達を促すキャリアアカウンセリングの充実を！～	幼 保 認 小 中 義 高 特
生徒指導基礎講座（小・中・義） ～事例を通して学ぶいじめへの対応～	小 中 義 特
生徒指導基礎講座（高・特） ～事例を通して学ぶ問題行動対応～	高 特
「魅力ある学校づくり」講座 ～発達支持的生徒指導でトラブルを未然に防止する～	小 中 義
臨床心理士による児童生徒の発達特性を踏まえた教育相談の在り方 ～子供の実態を捉えた教育相談の在り方を見つめ直そう～	幼 保 認 小 中 義 高 特
教育相談基礎講座 ～子供たちの心の成長を支えるために～	幼 保 認 小 中 義 高 特
教育相談実践研修会 ～教育相談課題の理解と対応～	幼 保 認 小 中 義 高 特
外国人児童生徒等への指導力向上講座 ～外国につながる子のことばの力を適切にみとり、日本語指導に生かせるようにしよう～	小 中 義 高 特
国際理解教育講座 ～国際理解教育、多文化共生を理解・体験する～	小 中 義 高 特
教員が知っておくべき最新の消費者問題と金融教育のポイント ～児童生徒を守るために～	小 中 義 高 特

カ 選択研修（経営・分掌に関する研修 20講座）

講 座 名 （ 略 称 ）	対 象
研修主事サポート出前講座（小・中・義） ～学び合い文化の醸成をめざして～	小 中 義
人権教育講座 ～日常とつなげる「人間尊重の気風がみなぎる学校づくり」～	幼 保 認 小 中 義 高 特
教師力を高めるメンタリングを身に付けよう！（高・特） ～メンタリングを通した「学ぶ力と育てる力」の向上～	高 特
ファシリテーション・グラフィック講座 ～要点を図示・構造化することで、会議の成果を明確にしよう！～	幼 保 認 小 中 義 高 特
カリキュラム・マネジメント基礎講座 ～各学校の資源、特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを考える～	小 中 義 高 特
保護者との信頼度向上講座 ～保護者との協力体制を築こう！～	幼 保 認 小 中 義 高 特
ファシリテーション講座 ～「場のデザイン力」「対人関係」「構造化」「合意形成」で、議論を活性化させよう～	幼 保 認 小 中 義 高 特
コーチング講座 ～力を引き出しモチベーションアップ！ コーチングを身に付け学校組織を豊かに～	幼 保 認 小 中 義 高 特
学校防災力向上講座 1 D I G（災害図上訓練）初級編	幼 保 認 小 中 義 高 特
学校防災力向上講座 2 H U G（避難所運営シミュレーション）初級編	幼 保 認 小 中 義 高 特
学校防災力向上講座 3 タイムライン作成初級編	幼 保 認 小 中 義 高 特
防災教育スペシャリスト養成研修 1 ～気象情報を活用しよう～	幼 保 認 小 中 義 高 特
防災教育スペシャリスト養成研修 2 ～「命を守る訓練」を見直そう～	幼 保 認 小 中 義 高 特
防災教育スペシャリスト養成研修 3 ～「危機管理マニュアル」を見直そう～	幼 保 認 小 中 義 高 特
防災教育スペシャリスト養成研修 4 ～災害時に学校はどう対応すべきか～	幼 保 認 小 中 義 高 特
市町村立小中学校等事務職員ミドルリーダー研修	小 中 義
市町村立小中学校等事務職員リーダー研修	小 中 義
コミュニティ・スクール 地域学校協働活動研修会	幼 保 認 小 中 義 高 特
岐阜県地域学校協働活動フォーラム 2 0 2 6	幼 保 認 小 中 義 高 特
学校司書資質向上研修（高・特）	高 特

キ 選択研修(特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒への対応に関する研修23講座)

講 座 名 (略 称)	対 象
ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり ～明日から生かせる理論と実践～	幼 保 認 小 中 義 高 特
発達障がいのある幼児児童生徒への支援 ～発達と感覚統合について作業療法士の視点から学ぶ～	幼 保 認 小 中 義 高 特
発達障がいのある児童生徒の発達段階を踏まえた指導の 在り方	幼 保 認 小 中 義 高 特
発達障がいのある子の性教育	幼 保 認 小 中 義 高 特
発達障がいのある子の「見る力」に対する指導	幼 保 認 小 中 義 高 特
発達障がいのある学生に対する支援の実際 ～高等教育機関における発達障がい学生に対する支援の 実際～	幼 保 認 小 中 義 高 特
レッツ！ポジティブ行動支援 ～望ましい行動を引き出すアプローチ～	幼 保 認 小 中 義 高 特
個別の教育支援計画の作成・活用 ～支援をつなぎ、理解を深める～	幼 保 認 小 中 義 高
医学・福祉の視点から学ぶ特別支援教育	幼 保 認 小 中 義 高 特
特別支援教育講座 医療的ケア専門研修 ～学校における医療的ケア～	幼 保 認 小 中 義 特
特別支援学級の実践者と学び合う授業づくり	小 中 義
集まれ！言語通級指導教室集合研修 ～地域、県内でつながり、互いに学び合おう～	小 中 義
高等学校の実践者から支援を学ぶ ～通級による指導～	小 中 義 高 特
多様なニーズに応じた特別支援教育オンデマンド研修	幼 保 認 小 中 義 高 特
知的障がいのある児童生徒の学び ～学習指導要領を基にした目標設定とキャリア発達支援 ～	特
特別支援学校の実践者と学び合う授業づくり	特
特別支援教育セレクト講座	幼 保 認 小 中 義 高 特

講 座 名 (略 称)	対 象
重複障がい学級の指導 ～コア・スクールで基礎を学ぼう～	特
重複障がい学級の指導 ～実践者から学ぶ「からだ」の授業～	特
重複障がい学級の指導 ～作業療法士と共に考える「個別課題」の授業～	特
重複障がい学級の指導 ～スイッチ教材をつくろう～	特
基礎から学ぶ動作法 ～動作法の概論、実技を学ぶ～	特
動作法を活用した「からだ」の授業 ～実技演習を通して学ぶ～	特

ク 選択研修（ＩＣＴや情報・教育データの利活用に関する講座 15講座）

講 座 名 (略 称)	対 象
生成 AI の教育における活用講座 ～普段使いするために～	小 中 義 高 特
これでばっちり！情報教育の基礎 ～ＩＣＴ活用・著作権・情報管理の基礎を学ぶ～	小 中 義
放課後学べる！ミニＩＣＴ講座 ～短時間でＩＣＴツールの基本的な使い方や使い慣れたソフトの新機能を学ぶ～	小 中 義 高 特
放課後学べる！ミニ著作権講座 ～短時間で学校教育における著作権について学びます～	幼 保 認 小 中 義 高 特
ＩＣＴ活用実践研修（小・中・義・高・特）	小 中 義 高 特
ＩＣＴ活用実践研修（特） ～１人１台端末の活用と実践～	特
小学校プログラミング講座 ～教育課程への位置付けを実践的に行う～	小 中 義 特
ホームページによる県立学校の情報発信講座 ～WordPress を活用した効果的な学校情報の発信～	高 特
校務のための表計算基礎・基本講座 ～校務処理の時短に役立つ機能の活用～	小 中 義 高 特
新しい学びの時代における著作権教育講座 ～１人１台端末環境、オンライン学習における著作権について学ぶ～	小 中 義 高 特
情報モラル教育指導者養成講座 ～事例から学ぶ、ネット社会の危険性とその対応～	小 中 義 高 特
動画編集講座 ～教材としての動画活用のために～	小 中 義 高 特

講 座 名 (略 称)	対 象
デジタル・シティズンシップ教育のすすめ	小 中 義 高 特
クラウドを活用した個別最適な学びと協働的な学び	小 中 義 高 特
e-Learning リスキリング ICT 講座 ～文書作成、表計算、プレゼンテーション	幼 保 認 小 中 義 高 特

ケ 選択研修（育児休業からの復帰支援のための研修 1講座）

講 座 名 (略 称)	対 象
育児休業からの復帰支援のための研修 ～育児と仕事の両立に向けて自分に合った働き方を考えよう～	幼 保 認 小 中 義 高 特

コ 連携研修（大学との連携 3講座）

講 座 名 (略 称)	対 象
スクールリーダー養成研修A	小 中 義 高 特
スクールリーダー養成研修B	小 中 義 高 特
スクールリーダー養成研修C	小 中 義 高 特

サ 連携研修（文化施設との連携 9講座）

講 座 名 (略 称)	対 象
授業に生かす考古学講座【文化財保護センター】 ～本物に触れる感動を！興味・関心を高める授業づくり～	小 中 義 高 特
博物館活用講座【岐阜県博物館】 ～自然観察やバックヤード見学等を通して博物館の魅力・活用方法を学ぶ～	幼 保 認 小 中 義 高 特
博物館活用講座【瑞浪市化石博物館】 ～地層の観察、化石採集・化石クリーニングを体験して博物館の魅力・活用方法を学ぶ～	幼 保 認 小 中 義 高 特
先端科学技術体験講座（LED、電子顕微鏡）【サイエンスワールド】 ～好奇心をくすぐる体験！～	小 中 義 高 特
ものから学ぶサイエンス体験講座【サイエンスワールド】 ～どんぐり・プラスチックについて様々な見方を働かせ、体験する～	幼 保 認 小 中 義 高 特
美術館活用講座【岐阜県美術館】 ～感性を働かせて、美術館での活動に浸る一日～	小 中 義 高 特
美術館活用講座【岐阜県現代陶芸美術館】 ～感性を働かせて、美術館での活動に浸る一日～	小 中 義 高 特

講 座 名 (略 称)	対 象
野外で学ぶ体験講座【森林文化アカデミー】 ～自然遊びを考えよう～ ～屋外を活用した授業展開を考えよう～	幼 保 認 小 中 義 特
JAXAに学ぼう ～宇宙教育の授業の取り入れ方～	小 中 義 特

シ 連携研修（他自治体との連携 2講座）

講 座 名 (略 称)	対 象
【福井県との連携研修】 総合や探求をアップデート！ ～社会調査における「問い」や「アンケート調査」～	幼 保 認 小 中 義 高 特
【福井県との連携研修】 プレゼンテーション力の向上	幼 保 認 小 中 義 高 特

第6章 教育改革

1 「岐阜県における教育改革の行動指針（平成13年7月版）」の策定

教育委員会では、平成8年度以降、各種委員会、協議会等における議論や提言を踏まえ、「21世紀をたくましく生き抜く人材の育成」を目指した教育改革を推進してきた。そうした中、平成13年7月には、岐阜県の目指す教育の全体像を明らかにするため、「岐阜県教育改革プログラム」を付加した「岐阜県における教育改革の行動指針（平成13年7月版）」を策定した。平成14年8月には教育の全国大会である「教育改革in岐阜」において、これまでの教育改革の成果を全国に発信し、岐阜県が先駆的に取り組んできた教育施策を「岐阜モデル」として紹介した。

平成16年には、これまでの教育施策を検証し、次の段階に向けた総括をするため、教育委員会・知事部局の全関係課において、教育改革の成果の総点検を行った。教育改革プログラムに従い、それぞれの分野でどのような成果があったのかをデータで示すことにより、施策の有効性を検証した。その結果は、平成16年12月開催の「岐阜県教育協議会」、同じく12月開催の県議会「人づくり対策特別委員会」、平成17年3月開催の「岐阜県教育改革懇談会」で説明し、ご意見をいただいた。

2 政策総点検の実施と「岐阜県教育ビジョン」の策定

県では、平成17年2月から、県民の目線で県政全般にわたる総点検を全庁的に実施してきた。教育委員会においても、今日の教育が直面する様々な課題が明らかになるとともに、政策総点検結果報告において、県民の期待や願いを反映した政策の方向性と施策・事務事業のあるべき姿が示された。

平成18年度は、岐阜県のみならず全国的にも、いじめや未履修の問題など教育をめぐる様々な問題が相次いで発生した。このため、平成19年6月に、各界の有識者により構成される「明日の岐阜県教育を考える県民委員会」を設置し、改めて岐阜県教育を総点検し、岐阜県教育が目指すべき基本的方向や今後推進すべき施策などについて幅広く議論を進めてきた。県民委員会における延べ50時間にわたる議論の成果を、「明日の岐阜県教育を考える県民委員会～中間とりまとめ～」として平成20年3月末にまとめた。また、平成18年12月の教育基本法改正により、地方公共団体における教育振興基本計画の策定が盛り込まれたことを受け、

岐阜県においても、県民委員会での議論等も踏まえながら、平成20年12月に「岐阜県教育ビジョン」を策定した。平成21年度以降は、「岐阜県教育ビジョン」（岐阜県教育振興基本計画）の進行状況を点検評価しながら、施策の推進に取り組んでいる。

3 新教育委員会制度への移行

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行され、「新教育委員会制度」が導入されることとなった。この制度は、教育行政における責任体制の明確化、地域の民意を代表する首長との連携の強化等を目的としており、教育委員長と教育長が一本化され、新「教育長」の設置、知事と教育委員会が協議を行う「総合教育会議」の設置、知事による教育に関する「大綱」の策定等が定められた。

新「教育長」の設置については、法律の施行日に新「教育長」を置いた。また、「岐阜県教育大綱」と「岐阜県教育振興基本計画」のどちらが教育の方針を定めているのかを明らかにするため、平成31年3月に大綱を「岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱」（2019年度～2023年度）と改めた。「岐阜県教育振興基本計画」との関係は、「大綱は施策の基本となる方針を示すもので、具体的な施策を示すアクションプラン的なものが教育振興基本計画である」と整理された。

4 第4次岐阜県教育振興基本計画の策定

「岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」の計画期間が令和5年度末で終了することから、「岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」の基本的な方向性を継承しつつ、教育を取り巻く新たな課題や社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、本県の教育を推進していくための指針として、新たに「第4次岐阜県教育振興基本計画」（計画期間：2024年度～2028年度）を策定した。策定に当たっては、外部有識者や保護者代表で構成される「第4次岐阜県教育ビジョン策定委員会」のほか、「スクールミーティング」における現場教職員や児童生徒を交えた意見交換、パブリック・コメントなどを通じ、多くの県民からの意見を反映した。

第4次岐阜県教育振興基本計画では、「『ふるさと岐阜』で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人」を目指す人間像として掲げ、また、子どもたちが変化のめまぐるしい予測困難な社会を生き抜いていくために、「自立力」「共生力」「創造力」の3つの力を育むこととした。

施策について、「知・徳・体」のバランスを踏まえた本県教育を展開する上で、「Ⅰ『豊かな人間性』の育成」「Ⅱ『未来を創る確かな学力と実践力』の育成」「Ⅲ『健やかな体』の育成」「Ⅳ『学びの多様なニーズに応える環境』の充実」の4つの施策と、更に28の具体的な施策を定めた。

なお、施策を進めるに当たり、(1)コロナ禍における体験活動や対面交流の減少を踏まえた、学びの中で育まれる対人関係を構築する力の育成、(2)これまでの岐阜県教育を通して一貫してきた「ふるさと教育」の継承、(3)少子化社会における、将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進の3つの観点により、28の具体的な施策の中から今後5年間で重点的な取組を進める3つの施策（「多様な人とつながり、関わる力の向上と心の教育の充実」「『ふるさと岐阜』での活動を通して学ぶふるさと教育の推進」「将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進」）を「重点施策」と位置付けた。

第4部 学校教育

第1章 各分野の教育

第1節 ふるさと教育

1 現 況

地域に暮らす様々な人たちとの関わりを深めながら、身近にある地域の自然、歴史、文化芸術、産業等について学び、それを受け継ぎ、発展させるとともに、地域に積極的に関わろうとする「ふるさと教育」の取組を推進し、児童生徒のふるさとに対する誇りと愛着を育んでいる。

具体的には、地域の山野や河川、生息する動植物等の自然環境、歴史的な出来事や発展に尽くした先人等の歴史、伝承されている芸能や民話、風習等の文化、農林、水産、工業、伝統工芸等の地場産業、地域との積極的な関わりをつくる活動等、地域の特色ある題材が取り上げられていたり、県内施設等の様々な教育資源を適切に活用したり、地域住民との関わりを深めたりしながら、体験的、課題解決的な学習を実践している。

(1) 岐阜県ふるさと教育表彰

児童生徒が、地域に暮らす様々な人たちとの関わりを深めながら、身近にある地域の自然、歴史、文化芸術、産業等について学び、それを受け継ぎ、発展させるとともに、地域に積極的に関わろうとする意欲や態度を育む「ふるさと教育」の実践を表彰することを通して、ふるさとに対する誇りと愛着を一層高め、地域に根ざし地域の特色を生かした教育について普及・啓発を図る。

〔令和7年度実績〕応募校109校

・公立小・中・義務教育学校106校 ・県立高等学校 3校

【最優秀賞4校】

山県市立大桑小学校、美濃加茂市立山之上小学校、中津川市立神坂中学校
岐阜県立海津明誠高等学校

(2) 岐阜県ふるさと教育週間

県内全ての公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、地域にかかわる学習などの学校の取組を公開することにより、保護者や地域住民と園児、児童、生徒が一緒になって地域への誇りと愛着を育む教育の充実を図ると同時に、開かれた学校づくりを進める。

〔令和7年度実績〕

県内全ての公立幼稚園(33)、小学校(335)、中学校(168)、義務教育学校(8)、
高等学校(66)、特別支援学校(23)で実施

(3) ふるさと魅力体験事業

県内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校の児童生徒がサラマンカホールにおいて芸術鑑賞すること及び岐阜県内の自然、歴史、文化芸術、産業等に関わる施設や名跡を訪れる体験学習を実施する。

〔令和7年度実績〕

小学校(33)、中学校(10)、義務教育学校(4)で実施

2 令和8年度の計画

(1) COREハイスクール事業

持続可能な地域創生の核（CORE）として、地域と連携した探究的な学びを推進する。（県立高等学校20校指定）

(2) 地域課題探究型学習推進事業

各県立高校において、文理横断的な視野で地域の課題解決に向け探究型の活動を実践。新たに分類した以下の類型により、事業を推進する。

「理数探究型」

…地域の教育資源等を活用して、主体的に課題を発見し解決を図る探究活動を中心とした理数教育を推進する。（県立高等学校7校指定）

「グローバル探究型」

…教科横断的な考え方やグローバルな視点をもって身近な社会課題等について探究することを通して、様々な分野で活躍できるリーダーを育成する。（県立高等学校5校指定）

「地域課題探究型」

…自治体、高等教育機関、企業等との協働により、地域の課題や魅力を探究することで、主体的に課題を発見・解決を図る能力を有する人材を育成する。（県立高等学校11校指定）

「産業教育探究型」

…専門高校において、産業界等と連携し、地域資源等を活用した実践的、体験的な活動を通して、地域産業を担う人材を育成する。（県立高等学校20校指定）

(3) ふるさと魅力体験事業

県内の市町村（市町村が構成する組合を含む。以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校で実施。児童生徒の「ふるさと岐阜」への誇りと愛着を育むため、県内の自然、歴史、文化芸術、産業等に係る施設や名跡を訪れたり、サラムンカホールにおいて芸術鑑賞を行ったりする。

(4) スーパーハイスクールセッション（SSS）

県内すべての公立及び私立高等学校を対象に募集し参加希望した、意欲ある生徒が一堂に集まり、学校の枠を越えて、自発的で自由なアイデアを出し合いながら、新たな課題解決と提言をまとめる。

(5) 地域創生キャリアプランナー設置事業

地域産業や企業等の理解を深めるキャリア教育の充実を図り、将来、地域創生の担い手となる人材の育成を目指す。（県立高等学校19校指定）

(6) 岐阜県ふるさと教育表彰

学校における「ふるさと教育」の優れた実践を顕彰することで、県内各学校の「ふるさと教育」の更なる促進、「ふるさと学習」の質の向上を目指す。

表彰式：令和9年2月（各最優秀校において、賞状の授与予定）

(7) 岐阜県ふるさと教育週間

実施期間：11月1日～14日のうち、学校が設定した日に公開する。

実施校：全ての公立幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校

第2節 キャリア教育

1 令和8年度の指導の重点

自己の能力・適正について理解を深め、将来の自己実現につなげるため、発達の段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育の実践を推進している。なお、次の点について一層の充

実を図る必要がある。

○キャリア教育の視点に立ったカリキュラム・マネジメントの推進

- ・キャリア教育について全職員の理解を深め、基礎的・汎用的能力の実態から育成すべき能力等を重点化するとともに、小・中学校の連携を図り、児童生徒の発達の段階に応じた全体計画及び年間指導計画を工夫改善する。（小・中・義務教育学校）
- ・一人一人が自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて自分のよさを生かし主体的に進路選択できるよう、一人一人が抱える課題に対して個別に対応した指導を行うカウンセリングと正確な情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンス機能を充実する。（小・中・義務教育学校）

○小・中・高等学校を一貫したキャリア教育の推進

- ・「キャリア・パスポート」を用いた効果的なキャリア教育の実践事例を収集、周知し、働くことや将来の自己実現に係る考え方の積み重ねと振り返りを通して、自己の能力や適性等を考える指導の充実を図る。（小・中・義務教育学校・高等学校）
- ・専門学科及び総合学科体験講座「キャリア・チャレンジ Day」や「高等学校フェア」により、中学生が高等学校の学習の成果や学校の魅力について、高校生から学び、目的意識を持って進路選択ができるようにする。（小・中・義務教育学校、高等学校）

○地域の産業界や関係機関と連携したキャリア教育の充実

- ・小・中学校に対し、地域で働く人々の姿や生き方に触れる職場体験活動や地域の企業人等から学ぶ職業講話の充実を図る。（小・中・義務教育学校）
- ・就業に関わる体験的な学習や外部の教育力を活用した教育活動を通して、望ましい勤労観・職業観を生徒自ら形成・確立できるようにする。（高等学校）
- ・生徒が自ら希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識、技能を身に付けるための指導を充実する。（高等学校）

2 令和7年度の事業

学習指導要領の趣旨を生かし、特に、総合教育センターにおける教員研修との連携を図りつつ、中学校、高等学校の進路指導部会や他の関係諸機関との実質的な協力態勢のもとに、全県的な規模において進路指導の充実・強化を図った。

(1) 教員の研修

- ・令和7年度の独立行政法人教職員支援機構主催「キャリア教育指導者養成研修」に岐阜県より5名が参加した。（中学校、特別支援学校、高等学校、岐阜市教育委員会）
- ・県教育委員会主催「キャリア教育基礎講座」を実施し、全校種（小・中・義・高・特）の教員を対象に、教職員支援機構主催「キャリア教育指導者養成研修」受講者による研修報告及び実践発表、受講者間のディスカッションを実施した。
- ・県教育委員会主催「キャリア教育実践講座」を実施し、キャリアカウンセリングに関する理論及びキャリア・パスポートの活用等についての演習を行った。
- ・県教育委員会主催高等学校新任三主任研修、6年目研修及び常勤講師研修における進路指導研修として、各校において、進路指導の目的・意義等に関する研修を行い、進路指導の重要性についての理解を深め、徹底を図った。
- ・高等学校教育研究会進路指導部会総会を各校の進路指導主事を対象に書面で開催し、当面する諸問題、特に、学校における進路指導の望ましい在り方についての理解を深めた。

(2) 進路情報資料の作成配布

- ・中学生、保護者、中学校の教職員に岐阜県高等学校についての理解を促すため、各高等学校紹介ホームページを充実させ、進路情報を提供した。

(3) 高等学校教育研究会進路指導部会においては、計画的・組織的で充実した進路指導の

在り方について研究協議を進めた。

3 令和8年度の計画

- (1) 教員の研修
 - ・令和8年度独立行政法人教職員支援機構主催「キャリア教育指導者養成研修」への推薦・派遣
 - ・県教育委員会主催「キャリア教育基礎講座」及び「キャリア教育実践講座」の開講
 - ・岐阜県高等学校教育研究会進路指導部会での所管事項説明、指導・助言
- (2) 進路情報の提供
 - ・中学生、保護者、中学校の教職員に岐阜県の高등학교についての理解を促すため、各高等学校紹介ホームページを充実させ、進路情報を提供する。
- (3) 高校生インターンシップ推進事業
 - ・県立高等学校と地域の産業界が連携し、高等学校の生徒に対し就業に関わる体験的な学習（インターンシップ）を実施することにより、勤労観、職業観を育成し、主体的に進路を選択する能力や問題を解決する資質や能力、人間としての調和のとれた豊かな人間性などの生きる力を育成する。
- (4) 高校生と中学生が共に学ぶキャリア支援事業
 - ・将来の社会的・職業的自立を図るため、中高の接続等に当たり、中学生に各高等学校の学びの特色や魅力、「高校での学びの先」について正しく理解させるとともに、目的意識を持った進路選択ができるよう支援する。

第3節 国際理解教育

1 農業高校生海外実習派遣事業

海外の農業の実情や実践的经营を学び、広い視野に立って積極的に農業に取り組む農業後継者の育成を図ることを目的に、農業関係高等学校に在籍する生徒10名を7月から8月にかけて海外へ派遣し実習を行っている。（15日間、アメリカ、ブラジル、オランダへの派遣）

2 外国語指導助手（ALT）事業

令和2年度から外国語教育とグローバル化に対応した学校教育の振興のため、外国語指導助手（ALT）等を54名に拡充し、県立高校63校全ての学校でALTとのティームティーチングによる授業を実施している。英語の授業支援だけでなく、スピーチコンテストの指導、英語キャンプやオンライン英語クラブ等、授業外でも国際理解教育を推進した。

第4節 科学教育

1 現況

科学教育担当教員の資質・能力の向上を図るため、理科及び数学の研修講座を総合教育センターにおいて開催している。設備については、昭和29年から施行された理科教育振興法によって整備を進めており、算数・数学設備についても国庫補助を得て充実が進められている。

- (1) 理科実践講座（小・中・義）、理科教育講座（高）

小・中・義務教育学校及び高等学校の理科担当教員が、理科教育における教科の本質的な課題や今日的な課題についての研究を行い、高度な教材開発・指導力を身に付ける

講座である。期間は6月から1月までに3日間、総合教育センター（高は総合教育センター他）に集合して実施している。受講者の旺盛な研究意欲と充実した研修内容があいまって、先進的な実践がなされ県内の理科教育の振興に大きな役割を果たしている。

(2) その他の各種講座

小・中・義務教育学校・高等学校の理科及び算数・数学担当教員が、学習指導要領や教科指導法等の理解を深めることができるように、指標に基づいた内容の講座を複数開設している。また、自己課題に応じて希望者が受講できる講座も複数開設している。総合教育センター等に集合又はWeb会議システムを利用して実施している。

(3) 理科設備及び算数・数学設備

ア 理科設備

昭和29年に施行された理科教育振興法に基づき、小・中・高等学校における理科教育設備の整備に努めている。国庫補助率は2分の1で令和7年度末における現有状況は下表のとおりである。

イ 算数・数学設備

算数・数学教育のため、昭和45年度から整備に努めている。国庫補助率は2分の1で令和7年度末における現有状況は下表のとおりである。

理科教育振興法に基づく理科、算数・数学設備現有状況（令和7年度）

学校種別	補助区分	9 条 分	
		理 科 設 備	算数・数学設備
小 学 校		41.4%	47.8%
中 学 校		39.0%	21.8%
高 等 学 校		11.5%	0.6%
特 別 支 援 学 校		2.0%	7.0%

2 令和8年度の計画

(1) 理科実践講座（小・中・義）、理科教育講座（高等学校）、科学教育シンポジウム

小・中・義務教育学校・高等学校の教員を対象に、高度な教材開発・指導力を身に付けることを目的とした「理科実践講座（小・中・義）」、「理科教育講座（高）」を、総合教育センター、県立高等学校に集合して実施する。また、これらの講座の成果を発表するとともに、講演や意見交換を通じて、科学教育の実践的な知見を深めることを目的とした「科学教育シンポジウム」を総合教育センターに集合して実施する。

(2) 各種講座

小・中・義務教育学校、高等学校の理科、算数・数学担当教員を対象に、学習指導要領や教科指導法等の理解を深めることを目的とした講座を、総合教育センター等に集合して実施する。（講座名などは教育研修課の章に掲載）その他、体験を主とした講座を、幼・小・中・義務教育学校、高等学校の一般教員を対象に県内関係施設を利用して実施する。

(3) 理科設備及び算数・数学設備

令和7年度の国庫助成金の交付状況は次のとおりである。各学校の理科設備及び算数・数学設備については令和8年度も引き続き整備充実に努める。

理科教育振興法に基づく令和7年度国庫補助金交付状況

(単位:千円)

補助区分 学校種別	9 条 分		合 計
	理 科	算数・数学	
小 中 学 校	16,288	254	16,542
高 等 学 校	8,608	0	8,608
特 別 支 援 学 校	297	0	297
計	25,193	254	25,447

(4) 科学教育等の事業

<科学教育シンポジウム>

ア 目 的

21世紀に生きる児童生徒に「生きる力」を培うため、授業実践をもとにして、今後の理科教育の在り方を研究する。

イ 研究テーマ

主体的・対話的で深い学びを取り入れた授業デザイン

ウ 内 容

- ・小・中・高等学校代表者による実践発表
- ・今後の理科教育の在り方に関する講演
- ・期日 令和9年1月27日(水) 場所 総合教育センター

<児童生徒科学作品展>

ア 目 的

児童生徒の自主的な研究活動を奨励することにより、自然科学への関心を高め、科学教育の振興を図る。

イ 重 点

- (ア) 自主的に科学作品に取り組む児童生徒層の拡充
- (イ) 作品展及び収録「科学の芽」第53集の刊行と科学研究の普及
- (ウ) 児童生徒の優秀作品を身近に参観できるような機会の設定

ウ 内 容

- (ア) 第70回岐阜県児童生徒科学作品展中央展の開催

小学校及び中学校の児童生徒の作品は、各地区で開催される地区展での優秀賞受賞作品、高等学校及び特別支援学校の生徒の作品は、中央展出品での入選作品を展示する。

- ・期日 令和8年10月17日(土)～10月18日(日)
- ・場所 総合教育センター

- (イ) 第70回岐阜県児童生徒科学作品展収録「科学の芽」第53集の刊行
(令和9年2月上旬刊行予定)

第5節 産業教育

1 現 況

小学科の設置状況 令和8年度入学生用（県立高等学校）

大学 科名	小学科名	学 校 数		大学 科名	小学科名	学 校 数	
		全日 制	定時 制			全日 制	定時 制
農業に関する学科 （11科）	生 産 科 学 科	2		工業に関する学科 （16科）	機 械 工 学 科	5	
	園 芸 科 学 科	5			自 動 車 工 学 科	1	
	動 物 科 学 科	3			航 空 機 械 工 学 科	1	
	流 通 科 学 科	1			電 子 機 械 工 学 科	5	
	食 品 科 学 科	6			電 気 工 学 科	7	
	生 物 工 学 科	1			電 子 工 学 科	3	
	園 芸 流 通 科	1			情 報 技 術 工 学 科	1	
	森 林 科 学 科	2			建 築 工 学 科	5	
	森 林 環 境 科 学 科	1			土 木 工 学 科	5	
	環 境 デ ザ イ ン 科	1			建 築 イ ン テ リ ア 工 学 科	1	
商業に関する学科 （5科）	環 境 科 学 科	4			設 備 シ ス テ ム 工 学 科	1	
					化 学 技 術 工 学 科	3	
	流 通 ビ ジ ネ ス 科	1			セ ラ ミ ッ ク 工 学 科	1	
	ビ ジ ネ ス 科	6	2		産 業 デ ザ イ ン 工 学 科	1	
	会 計 科	1			デ ザ イ ン 工 学 科	1	
	ビ ジ ネ ス 情 報 科	9			工 業 技 術 科		2
情報に関する学科 （1科）	グ ロー バ ル ビ ジ ネ ス 科	1					
				生活産業に関する学科 （4科）	服 飾 デ ザ イ ン 科	1	
	情 報 科	1			食 物 科	1	
					福 祉 科	3	
					生 活 デ ザ イ ン 科	8	

2 令和8年度の計画

(1) 産業教育施設・設備の充実

区分 \ 項目	事業費（千円）
産業教育振興設備整備費	165,984

(2) 指導事業等

- ・地域課題探究型学習推進事業（産業教育探究型）（県）

第6節 へき地教育

1 現 況

本県におけるへき地学校数は、小学校21校、中学校8校、義務教育学校2校であり、これへき地学校の数はここ数年、学校の統合などによって徐々に減少しつつある。なお、本県においては、へき地学校とほとんど変わらない教育条件のなかに置かれている小規模学校がかなり多い。教育活動の面においては、へき地及び小規模学校は、それぞれの学校のもつ課題を明確にとらえ、困難な条件を克服しながら、一人一人の児童生徒を育てる教育に情熱を傾け、積極的に実践を進めている。

2 令和7年度の主な事業その他

(1) へき地・複式教育教員研修会

- ・へき地・複式教育に携わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲を抱く教員を対象に、へき地・複式学校における学校・学級経営並びに学習指導、生徒指導等について研修、授業参観、研究協議、実践の交流を行い、へき地・複式教育そのものや少人数指導に対する理解を深めるとともに、その資質の向上を図った。

(2) 「岐阜県のへき地教育」の刊行

- ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、県内すべての市町村教育委員会、各小・中・義務教育学校に配布した。

3 令和8年度の計画

(1) 指導の重点

ア 「ふるさと教育」を核とした「カリキュラム・マネジメント」の推進

- 「ふるさと教育」を核とし、総合的な学習の時間と他教科等との関連を図ったカリキュラムを編成する。
- 地域の教育資源や人材等を有効に活用した体験活動を取り入れる。
- 小・中・義務教育学校の関連性や発展性、幼稚園等幼児教育施設、高等学校、特別支援学校等と連携を図った活動に取り組む。

イ ICT等を活用した「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けた授業改善

- 一人一人の特性や学習進度、学習到達度を把握し、個に応じたきめ細やかな指導・支援を工夫する。
- 仲間をはじめ、多様な他者と関わり、主体的に問題解決しようとする「協働的な学び」を実現する。

(2) 事業の概要

ア 教員の研修

- ・へき地・複式教育教員研修会、へき地教育に関わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲のある教員を対象にした研修を、各教育事務所に於いて実施する。
- ・令和8年度第75回全国へき地教育研究大会（岐阜県大会）を開催する。

イ 指導資料の作成

- ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、県内のすべての小学校・中学校・義務教育学校に配布する。

第7節 特別支援教育

1 現 況

障がいのある児童生徒に対する教育機関には、特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）あるいは、小・中学校、義務教育学校に設置されている各障がい別（知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱、弱視）の特別支援学級がある。また、平成5年度から通常の学級に在籍する軽度の言語障がい児、情緒障がい児などに対して、「通級による指導」を実施しており、平成18年度より新たにLD、ADHD等についても通級の対象に加えることになった。なお、障がいのため、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、訪問教育を実施している。

小・中・義務教育学校における特別支援学級については、学校と地域社会との緊密な連携のもとに、特別支援教育に対する正しい理解と協力を深め、障がいの重度・重複化、多様化に応じたきめ細かな教育が行われている。

高等学校における通級の指導については、自校型他校型通級による指導とあわせ、各地域の拠点校を中心とした巡回型通級を実施し、支援体制を強化している。

市町村教育委員会を中核とした教育支援委員会は100パーセントの設置率である。その組織や機能を確立し、特別支援教育の必要性の理解を得るとともに、児童生徒にとって最も適切な就学先を総合的に判断している。

学習指導面においては、児童生徒の障がいの種類や発達段階及び能力・特性等を生かした個別の指導計画を作成し、具体的な生活場面において役立つ知識、技能及び態度の学習により、その定着を図っている。

教員は研修会や講習会に積極的に参加し、自己研修を図るとともに、児童生徒の実態に応じた教育内容の改善を図り、教育実践を通して指導力の向上に努めている。また、学校経営の中で特別支援教育の組織の確立を図り、教員の有機的なつながりのもとでの児童生徒一人一人の実態に即した、手厚く、きめ細かな教育を行っている。

2 令和8年度の計画

(1) 教育支援地区研究協議会

- ア 目 的 障がいの教育相談・就学相談・就学事務等に従事する担当者を対象に、特別支援教育についての理解を促し、その資質向上を図るとともに、障がい児及び保護者への適切な教育支援を推進する。

イ 実施計画（教育事務所ごと）

岐阜	5月26日、9月24日	東濃	5月21日、9月11日
西濃	5月25日、9月18日	飛騨	5月27日、9月30日
美濃・可茂	5月13日、9月15日		

ウ 対 象

市町村教育委員会教育支援担当者等

(2) インクルーシブ教育システム構築事業

- ・特別支援学校や小・中学校の特別支援学級だけでなく、特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍するすべての学校において特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図り、より質の高い教育を提供できるシステムを構築する。
- ・主に通学している学校に加え、地域の学校や企業・公共施設等の多様な学びの場（人、場所、施設設備、行事等）を効果的に活用し、連続性かつ柔軟性のある学びのスタイルを構築する。

ア コア・スクールを核とした特別支援学校の専門性向上事業

各特別支援学校において、児童生徒一人一人の障がいの状態や発達段階に応じた適切な支援が行えるよう、特別支援学校教員の専門性の向上を図るための全県的なシステムを構築

- イ 「交流籍」による交流及び共同学習推進事業
県内全特別支援学校小・中学部在籍児童生徒に交流籍を設け、ニーズに応じた「交流籍」による交流及び共同学習を推進
- ウ 高等学校・特別支援学校の交流及び共同学習推進事業
生徒のニーズに応じ、互いの教育資源を活用した共同学習を推進
- エ 学校間・地域交流推進事業
近隣の学校との交流や地域行事への参加等を通じた交流及び共同学習の充実
- (3) 特別支援教育ネットワーク強化事業
障がいのある子どもが自立し社会参加するため、重点的に支援が必要な事業を実施し、就学前から高等学校卒業まで一貫した特別支援教育の推進を図る。
- ア 地域連携ネットワークシステムの強化事業
県及び各地区に医療、保健、福祉、労働、教育等の関係機関からなる特別支援教育連携協議会を設置し、特別支援学校を核とした地域の特別支援教育ネットワークの強化を図り、各市町村における関係機関の連携強化を推進する。
- イ 特別支援教育コーディネーター研修事業
県内の幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の新任特別支援教育コーディネーターを対象に、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するために必要な知識や情報の習得と実践力の向上を図る。
- ウ 特別支援学校のセンター的機能の充実事業
特別支援学校全般において、特別支援学校が幼稚園・小・中・義務教育学校、高等学校を支援し、センター的機能を果たすため、相談機能、研修機能、連携訪問機能の充実を図る。
- (4) 入院生徒等学習支援事業
入院または入院に伴う自宅療養する高等学校段階の生徒の学習機会を保障するため、遠隔授業を実施し、在籍学校、病院、長良特別支援学校（病弱コア・スクール）、県教育委員会等の関係機関が連携して、学習を継続するための支援を行う。
- (5) 発達障がい支援担当教員養成事業
発達障がいについて学びたい教員、発達障がいのある幼児児童生徒の支援を担当する教員及び、発達障がいを対象とする通級指導教室の担当に対し、発達障がい支援の経験に応じた研修を実施することにより、基本的な内容の習得及び専門性、実践的指導力の向上を図る。
- (6) 聴覚障がい支援充実事業
岐阜聾学校から遠距離にある飛騨及び東濃地域における聴覚障がいのある児童生徒への支援体制の充実を図るため、教職員を対象とした研修会、保護者を対象とした相談会、聴覚障がいに関する専門家の派遣を実施する。また、飛騨特別支援学校へ聴覚障がい支援専任教員を配置し、飛騨地域における聴覚障がい教育支援機能の強化を図る。
県立学校に在籍する聴覚障がいのある児童生徒に対して、音声情報を文字情報に変換するソフトを活用できる環境を整備し、学習支援の一助とする。
- (7) 視覚障がい児童生徒支援充実事業
岐阜盲学校における通級指導教室（弱視）では、岐阜県内の小・中・義務教育学校を対象に、弱視の児童生徒への指導の充実を図るため、通級指導教室担当教員による専門性を生かした支援を行う。
- (8) 高等学校特別支援教育支援員配置事業
発達障がいのある生徒が在籍する高等学校へ特別支援教育支援員を配置し、学習及び生活支援を行うことにより、個別の教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供するとともに、個別支援を実施できる仕組みを作る。
- (9) 高校通級体制強化事業
発達障がい等のある生徒の教育的ニーズに応じた支援を行うため、各地域の拠点校

を中心として、地域内すべての高等学校を対象に相談を行い、希望する生徒に巡回型通級を実施し、自校型・他校型通級による指導とあわせ、支援体制を強化する。

(10) 特別支援教育医療的ケアサポート事業

より高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、医療的ケア運営協議会を開催し、今年度の事業内容を中心に必要事項を協議する。あわせて、指導医の委嘱や看護師への研修・相談体制の充実により校内の医療的ケア実施体制を強化する。さらに、看護師派遣事業者等と連携した通学支援のモデル事業を通して、学習機会の保障と保護者等の負担軽減を図る。

(11) 医療的ケア児校外学習充実事業

校外学習等（日帰り、泊を伴う活動）に安全に参加できるよう医療的ケア実施体制を整備する。

(12) 特別支援学校就労支援総合推進事業

特別支援学校高等部生徒の職業教育の充実及び就労支援の強化を図る。

ア 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業の拡大

イ デュアルシステムの推進

校内作業学習と企業内作業学習（企業内実習）を２本柱として働く力を育成する。

(13) 就労支援コーディネーター設置事業

高等特別支援学校、高等特別支援学校機能を有する特別支援学校、要請に応じて高等学校の就労支援体制の充実を図るため、就労支援地域コーディネーターを配置する。

(14) 特別支援教育指導資料等の作成

「岐阜県の特別支援教育（令和８年度）」

第８節 定時制・通信制教育

１ 現 況

県内に設置されている定時制・通信制課程は、従来は学年制であった。平成８年度から華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制・通信制課程を、平成１０年度から他の県立高等学校の定時制・通信制課程を単位制に改編し、現在は全ての県立定時制・通信制課程が単位制になっている。平成１８年度から、県内唯一の昼間定時制高校である中津川市立阿木高等学校も単位制になった。県内に通信制課程をもつ公立高等学校は２校あるが、いずれも定時制課程との併置校である。

定時制・通信制課程は、従来の勤労青少年の教育機関としての役割に加え、学び直しの場、あるいは、一般社会人の生涯学習の場等、多様な生徒の修学の場として新たな役割を担っている。最近是不登校経験のある生徒、外国にルーツを持つ生徒など、特別な支援が必要な生徒も増加しており、これらの需要に応えるため、定時制・通信制課程の体制を整えている。

(1) 学校の設置及び定員数の状況

令和８年度のそれぞれの学校数は次のとおりである。

区分		普通科	工業科	商業科	生産科学科 総合生活科	合 計
定時制	県立	５校	２校	２校	－	９校
	市立	－	１校	－	１校	２校
通信制	県立	２校	－	－	－	２校

2 定時制・通信制教育での諸制度の活用

定通併修は、平成10年度から華陽高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校及び加茂高等学校の定時制課程との間で開始した。平成13年度からは、華陽フロンティア高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校、加茂高等学校及び多治見北高等学校の定時制課程の間で、斐太高等学校の通信制課程と高山高等学校の定時制課程との間でそれぞれ行った。平成16年度には、大垣商業高等学校が華陽フロンティア高等学校の通信制課程との間で開始したが、岐阜商業高等学校は自校三修制によりとりやめた。平成17年度の飛騨高山高等学校の誕生により、斐太高等学校と高山高等学校の間で行っていた定通併修は、同一高等学校内での制度になった。

3 定時制・通信制教育実施のための諸事業

平成17年度の「三位一体」改革により、国庫補助事業であった事業が、県の単独事業として実施することになった。

(1) 設備整備の充実

国庫補助金の税源移譲対象事業となり、平成21年度から高等学校管理費に統合された。

(2) 教科書等の購入の支援

定時制・通信制課程に在籍する有職生徒等の学習費負担の軽減を図るため、令和7年度は定時制課程では教科書購入費に約218千円を、通信制課程では教科書及び学習書購入費に約92千円を助成した。

(3) 修学奨励費の貸与

修学奨励費貸与事業は、学習意欲が旺盛であるが所得が少ない生徒に貸与されるもので、卒業した生徒は返還義務が免除されることになっている。令和7年度は、修学奨励費貸与事業費9,744千円が、定時制課程53人、通信制課程3人に貸与された。

4 令和8年度の施策の重点

(1) 創意ある教育課程の編成と学習指導の充実

単位制の利点を生かして、自校以外での学習の成果を単位認定する諸制度を活用した、弾力的な教育課程の編成と運用を研究する。また、日々の授業では、基礎学力の定着を目指し、指導法の改善に努めるとともに、学習内容の精選と重点化を図り、学習指導の効率化に努める。

(2) 多様な学びを支援する教育体制の充実と「学びの再チャレンジ」の推進

多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供に努め、切れ目のない教育体制の充実と学びの再チャレンジができる教育環境づくりに努める。

(3) 修学支援の推進

修学奨励費を貸与し、有職生徒等に教科書及び学習書（通信制課程のみ）の購入費を助成して、修学が困難な生徒に対する修学支援の推進を図る。

第9節 外国人児童生徒教育

1 現 況

県内の小・中・義務教育学校に外国人児童生徒は3,742人（令和7年5月1日現在）在籍しており、過去最高となった。また、その中で県内の小・中・義務教育学校に日本語指導が必要な外国人児童生徒は1,323人在籍しており、このうち母語としてはフィリピン語、ポルトガル語で約7割を占め、次いで中国語が多くなっているが、ベトナム語やネパール語等も増え、多言語化している。（「R7日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（文部科

学省))

外国人児童生徒の居住地域については、100名以上児童生徒が在籍している岐阜市、大垣市、瑞穂市、各務原市、関市、美濃加茂市、可児市、土岐市が集住地区である。他方で、日本語指導が必要な外国人児童生徒が4人以下と少数である公立小・中・義務教育学校は年々増加しており、散在傾向がみられる。

【令和7年度の主な事業】

(1) 外国人児童生徒適応指導員配置事業

計29名：小学校75校、中学校33校、義務教育学校3校、高等学校・特別支援学校28校
(計139校)

義務教育諸学校対応：13名（岐阜3名、西濃3名、美濃2名、可茂3名、東濃2名）
県立高特対応：16名

(2) 外国人児童生徒キャリア支援事業

外国人児童生徒の進学や就学が一層促進されるよう、指導体制や指導方法の工夫改善を図ることにより、日本語指導、教科指導等を充実させ、学力向上を総合的に推進するとともに、幼・小・中・高が連携した切れ目のない指導体制の構築及びキャリアガイドブック等の作成により、キャリア形成を支援した。

(3) 外国人児童生徒日本語初期指導支援事業

散在地域や小規模校において、日本語指導が必要な児童生徒を対象に、短期間の集中的なオンライン日本語初期指導が受けられる体制を整える。

外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議において、散在地域や小規模校における日本語指導が必要な児童生徒に対して、適切に初期の日本語指導ができるよう、日本語初期指導のカリキュラムや学習教材を開発・提供する。

散在地域や小規模校における、新たに外国人児童生徒を受入れるための体制整備や、適切な日本語初期指導を支援するための受入れの手引きを作成する。

【外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議】

第1回：令和7年5月15日（木）	13:30-16:00	総合教育センター
第2回：令和7年6月26日（木）	10:00-16:00	総合教育センター
第3回：令和7年10月22日（水）	9:30-16:00	総合教育センター
第4回：令和8年1月26日（月）	13:30-16:00	総合教育センター

2 令和8年度の計画

(1) 外国人児童生徒適応指導員配置事業

令和2年度より、配置ルールの見直しを図り、派遣対象校を外国人児童生徒の在籍数が少ない散在地域の派遣を希望する学校とし、市町村教育委員会からの依頼に応じて市町村立学校に派遣する。また、適応指導員等を急な編入等により困難さを抱えている学校に速やかに派遣できる体制を整えた。

【令和8年度4月配置状況】

計29名：小学校65校、中学校21校、義務教育学校2校、高等学校・特別支援学校28校
(義務教育諸学校対応：13名)

- ・岐阜教育事務所 3名（ポルトガル語1、タガログ語1、中国語1）
- ・西濃教育事務所 3名（ポルトガル語2、タガログ語1）
- ・美濃教育事務所 2名（ポルトガル語1、タガログ語1）
- ・可茂教育事務所 3名（ポルトガル語2、タガログ語1）
- ・東濃教育事務所 2名（ポルトガル語0、タガログ語2）

(高等学校・特別支援学校16名)

- ・各務原高校 1名（中国語1）
- ・大垣工業高校（定時制） 1名（ポルトガル語1）
- ・加茂高校（定時制） 3名（ポルトガル語1、タガログ語2）
- ・東濃高等学校 5名（ポルトガル語2、タガログ語2、中国語1）
- ・土岐紅陵高校 1名（タガログ語1）
- ・華陽フロンティア高校 2名（タガログ語1、中国語1）
- ・可茂特別支援学校 3名（ポルトガル語1、タガログ語2）

※「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）」を活用

(2) 外国人児童生徒日本語初期指導支援事業

散在地域や小規模校において、日本語指導が必要な児童生徒を対象に、短期間の集中的なオンライン日本語初期指導が受けられる体制を整える。

外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議において、散在地域や小規模校における日本語指導が必要な児童生徒に対して、適切に初期の日本語指導ができるよう、日本語初期指導のカリキュラムを開発・提供する。

散在地域や小規模校における、新たに外国人児童生徒を受入れるための体制整備や、適切な日本語初期指導を支援するための手引きを作成する。

【外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議】

- | | | |
|-------------------|-------------|----------|
| 第1回：令和8年5月14日（木） | 13:30-16:00 | 総合教育センター |
| 第2回：令和8年6月25日（木） | 13:30-16:00 | 総合教育センター |
| 第3回：令和8年10月23日（金） | 13:30-16:00 | 総合教育センター |
| 第4回：令和9年1月25日（月） | 13:30-16:00 | 総合教育センター |

第10節 情報教育

1 現 況

教育の情報化は、「情報教育」、「教科指導におけるICT活用」、「校務の情報化」の3つの側面を通じた教育の質の向上を目指し、児童生徒の情報活用能力の育成やICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実践、校務の効率化と負担軽減等を図るものである。

令和3年度までに学校間総合ネットを基盤として、情報ネットワークの高速化や校務支援システムの導入、各種デジタル教材、普通教室及び特別教室のICT環境、児童生徒1人1台タブレット端末のほか、県立学校においては普通教室及び特別教室のICT環境と学習支援ソフトの整備を行った。継続的に、教員のICT活用指導力の向上を目指した研修等に取り組んでおり、文科省の「教育の情報化の実態等に関する調査」における教員のICT活用指導力は、全国平均を上回る水準を維持している。

2 令和8年度の計画

- (1) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応や教員のICT活用指導力の向上を目指した研修講座の実施

県内の全教員が文部科学省の「教員のICT活用指導力の基準（チェックリスト）」の全ての項目に「できる」又は「ややできる」と回答することができるよう、指導力の向上を目指した研修の充実を図る。

- ・各種学校において、DXによる社会変革に対応した教育活動が行えるよう、教員を対象とした研修講座を開設する。
- ・初任者及び基礎形成期（5年目まで）の教員を対象とし、ICTを活用した授業実践

等に関わる研修の充実を図る。

- ・情報モラルや情報セキュリティに関わる研修を継続的に実施する。
- ・ＩＣＴ活用担当者による校内研修を支援し、全教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図る。

(2) 学校間総合ネットの利活用

学校間総合ネットを各学校で安全に安心して利用するための情報セキュリティ対策を徹底しながら、児童生徒の学びの質の向上や校務処理の効率化を推進する。

- ・遠隔地の学校間交流や教員研修等でのテレビ会議システムやWeb会議システムの効果的な活用を推進する。
- ・普通教室や特別教室におけるＩＣＴ環境整備（ホワイトボード化・電子黒板機能付きプロジェクタ・無線アクセスポイント・１人１台タブレット端末等）を踏まえ、効果的にＩＣＴを活用した授業実践を推進するため、ＩＣＴ活用の研修の充実を図る。
- ・教科のホームページやe-Learning等のデジタル教材・コンテンツの整理・充実を図る。

第11節 道徳教育

1 現 況

本県の小・中・義務教育学校における道徳教育は、昭和33年度から教育課程に位置付けられ、その全面実施以降、当初の混乱、動揺期を経て、次第に安定化、定着化の方向をたどり、今日では充実期を迎えている。特に、昭和56年度から道徳教育徹底指導事業を継続推進し、3年間を一つのサイクルとして県内の全小・中・義務教育学校及び市町村教育委員会訪問を計画的に行い、道徳教育の充実を図ってきた。

しかしながら、社会の変化に伴い、児童生徒の「心の教育」に関する様々な課題も指摘されており、各学校や地域ぐるみによる、より充実した道徳教育の推進が期待される。

そこで、本県では、第7期までの21年間の成果と課題を踏まえ、第8期の平成14年度から16年度までの3年間「地域ぐるみの道徳教育推進事業」として、学校・家庭・地域社会が連携して取り組む道徳教育の充実を図った。第9期の平成17年度から平成19年度までは、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実と学校・家庭・地域社会の計画的な連携による道徳教育の推進を、第10期の平成20年度から平成22年度まで及び第11期の平成23年度から平成25年度までは、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実に重点を置いた道徳教育の推進を図ってきた。第12期の平成26年度から平成28年度までは、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて日常生活や体験活動等との関連を図った意図的・計画的な道徳教育を推進してきた。

また、平成27年3月末に学校教育法施行規則及び学習指導要領が一部改正され、小学校では平成29年度は「特別の教科 道徳」（小学校）の教科書採択、平成30年度は「特別の教科 道徳」（中学校）の教科書採択がなされ、小学校は平成30年4月1日から、中学校では平成31年4月1日から「特別の教科 道徳」が全面実施されている。

2 令和8年度指導に当たって

小・中・義務教育学校教育指導に当たっては、道徳教育の重点として、「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進-「生命を尊重し、夢や希望を育む」「自己有用感を高める」-」を設定した。あらゆる機会と場をとらえ、この具現のための力点を定め、指導・助言に努めている。

高等学校における道徳教育は「人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図る」と学習指導要領に規定されており、中学校までの道徳の学習等を通じて深めた道徳的諸価値についての理解を基に、各校が道徳教育を展

開するため指導・助言に努めている。

本年度は、「道德教育徹底指導事業」として、道德教育地域支援事業（道德教育パワーアップ実践事業）」や岐阜県道德教育振興会議を開催、教育事務所ごとの訪問指導等による指導・助言を通して、その充実を図る。

(1) 道德教育徹底指導事業

ア 道德教育パワーアップ実践校

道德教育を先進的に実践し、その成果を普及するために「道德教育パワーアップ実践校」を輪之内町立福東小学校、高山市立国府中学校に指定し、県全体で研究協議会を開催する。

イ 岐阜県道德教育振興会議の開催

地域ぐるみの豊かな心を育てる活動の推進として、家庭や地域における「心がつながるボランティア活動（1家庭1ボランティア運動）」を県民運動とし推進している。道德教育振興会議実践協力校として中津川市立第一中学校、可児高等学校を指定している。指定された学校は、県の教育課題や振興会議が設定する重点課題について、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育を、校長の方針のもと、全教職員が共通理解して、一体となって推進し、実践内容や成果について道德教育振興会議に報告する。

(2) 研究協議会（教育課程研究協議会）

学校における「特別の教科 道德」を要とした道德教育の充実を図り、学習指導要領の趣旨等の理解について周知・徹底を図っている。

(3) 訪問指導

教育事務所ごとに各地区の実情や要望に応じた訪問指導等を計画し、道德教育の充実と道德科の授業改善を図るため、指導・助言をしている。

(4) 研究団体

岐阜県小中学校教育研究会の道德部会は、本県の道德教育を推進する研究組織である。発足以来先進的な取組を進め大きな成果をあげ、今日に至っている。

第12節 学校図書館教育

1 現 況

(1) 令和7年度の状況

令和7年度は、①児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし豊かな心や人間性、教養、想像力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を生かす活動を充実させ、計画的・継続的に利活用するよう推進してきた。研修や図書館教育推進事業、学校訪問教育などの機会をとらえ、充実した言語活動の事例として読書活動との関連を意図した実践を紹介することで、国語科の「読むこと」の学習において、読んだことから自分の考えや意見を表現する言語活動を位置付けることが普及してきており、読書活動、言語活動の充実が図られている。様々な教科において、学校図書館を活用した学習の充実に向けて、年間図書館利用計画を作成して取り組んでいる。また、センター機能が充実するよう、図書館担当者の研修機会の確保について各市町村教育委員会の担当者にその実施を働きかけた。

(2) 令和7年度地区別学校図書館教育優秀賞

<岐阜地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	岐阜市立則武小学校	優秀賞	岐阜市立陽南中学校
最優秀賞	岐阜市立岐阜中央中学校	優秀賞	羽島市立堀津小学校
最優秀賞	岐阜市立岐阜清流中学校	奨励賞	岐阜市立岩小学校
優秀賞	岐阜市立早田小学校	奨励賞	岐阜市立芥見小学校

<西濃地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	海津市立海津小学校	奨励賞	神戸町立神戸小学校
優秀賞	大垣市立赤坂小学校	奨励賞	安八町立名森小学校
優秀賞	養老町立池辺小学校	奨励賞	安八町立結小学校
優秀賞	関ヶ原町立関ヶ原小学校	奨励賞	池田町立八幡小学校
優秀賞	安八町立牧小学校	奨励賞	垂井町立不破中学校
奨励賞	養老町立養老小学校	奨励賞	安八町立登龍中学校
奨励賞	垂井町立宮代小学校	奨励賞	大垣市・安八郡安八町組合立東安中学校

<美濃地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	美濃市立中有知小学校	優良賞	関市立上之保小学校
優秀賞	関市立富岡小学校	優良賞	郡上市立八幡中学校
優秀賞	郡上市立八幡小学校	奨励賞	郡上市立川合小学校
		奨励賞	郡上市立口明方小学校

<可茂地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	美濃加茂市立下米田小学校	優秀賞	可児市立広見小学校
最優秀賞	八百津町立八百津中学校	優秀賞	白川町立黒川小学校
		優秀賞	坂祝町立坂祝中学校

<東濃地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
総合優秀賞	土岐市立妻木小学校	奨励賞	多治見市立小泉小学校
優秀賞	土岐市立駄知小学校	奨励賞	土岐市立西陵中学校
優秀賞	瑞浪市立瑞浪小学校	奨励賞	瑞浪市立日吉小学校
優秀賞	瑞浪市立明世小学校	奨励賞	恵那市立恵那西中学校
優秀賞	恵那市立恵那東中学校	奨励賞	中津川市立坂下小学校
優秀賞	恵那市立上矢作中学校	奨励賞	中津川市立第二中学校
優秀賞	中津川市立付知北小学校	努力賞	土岐市立駄知中学校
		努力賞	瑞浪市立瑞浪南中学校
		努力賞	中津川市立蛭川小学校

<飛騨地区>

賞	学 校 名
優秀賞	飛騨市立神岡小学校
優秀賞	下呂市立竹原小学校
奨励賞	下呂市立竹原中学校

2 令和8年度の指導の重点

令和7年3月に策定された「第5次岐阜県子どもの読書活動推進計画」の目標である、「生涯にわたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身に付ける子どもを目指した、豊かな心を育む読書活動の推進」を目指し、開かれた学びの場としての環境を整備し、学校図書館の機能を高めるとともに、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実し、豊かな人間性を育成する。

- (1) 本との出会いの提供
 - ・学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置と研修の充実
 - ・必読書・推薦図書の設置
- (2) 楽しみながら進める読書の習慣化
 - ・読書習慣を身に付ける活動の充実
 - ・読書指導計画の見直し
- (3) 本から学ぶ力の育成
 - ・「学習センター」「情報センター」「読書センター」としての機能の充実
 - ・公立図書館の利用促進
- (4) 読書から生まれた自分の考えを表現する機会の提供
 - ・体験と読書を結びつけた表現活動の実施
 - ・自分の考えと読書を結びつけた対話活動
- (5) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進
 - ・多様な子どもたちの読書活動の支援
 - ・タブレット端末の活用

3 令和8年度の計画

- (1) 学校図書館教育優秀賞
地区ごとに実施し、総合優秀賞、優秀賞、奨励賞等を決定する。
(審査期間：令和8年9月から令和9年2月まで)

第13節 人権教育

1 現 況

- (1) 岐阜県人権教育基本方針(平成23年12月 5 日教育長決定・平成30年3月29日一部改訂)の概要

- ・これまでの同和教育及び人権同和教育の成果の継承
- ・様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力の育成
- ・全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりの推進
- ・個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養う教育・啓発の推進
- ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育の推進
- ・重要な人権問題の一つである同和问题への一層の理解
- ・様々な人権問題の解決を目指した普遍的文化の構築
- ・学校・家庭・地域社会が一体となった計画的、継続的な人権教育の推進

- (2) 人権教育で培う「3つの力」

行 動 力：日常生活の中の人と人との関わりにおける差別事象に対して、正しく行動することができる力

- ・差別的な言動に対して、それを正そうとする態度
- ・相手の立場を尊重した行為

自己啓発力：生活を振り返り、自己の心の中にある偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとする力

- ・相手の立場に立った共感的理解
- ・自己の心の弱さに気づき、それを克服しようとする意欲

認 識 力：身近な生活の中にある不合理なことや差別事象を捉えたり、見抜いたりすることができる力

- ・確かな根拠に基づく科学的思考や判断
- ・差別の構造や歴史的経緯の理解

2 令和8年度の計画

- (1) 研究指定校、総合推進地域事業を中心とする研究推進

ア 文部科学省指定

研究指定校事業：御嵩町立御嵩小学校

総合推進地域事業：多治見市立笠原中学校校区

イ 人権教育協議会研究協力校

瑞穂市立徳積小学校、瑞穂市立徳積中学校、県立各務原高等学校

- (2) 人権教育推進事業の充実（市町村が行う人権教育関係事業への補助金交付）

ア 地域ぐるみの人権教育の推進及び啓発の推進に関する事業

イ 人権教育における教職員の指導力向上を目指した実践研究に関する事業

ウ 人権教育の具体的な実践研究に関する事業

エ 人権教育に関しての相談活動の推進に関する事業

オ 人権教育の学校研究に関する事業

- (3) 指導資料の作成

人権教育の推進のための具体的な指導の在り方を研究し、各小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において活用できる資料を作成する。

- (4) 研修会の充実

ア 人権教育幹部研修会

県内全ての小・中・義務教育学校の校長及び副校長、人権教育主任(教務主任)を対象とする。

- ・岐阜会場：5月13日(水)、5月27日(水)
- ・西濃会場：5月11日(月)、6月11日(木)
- ・美濃会場：5月12日(火)、5月19日(火)、5月20日(水)、5月21日(木)
- ・可茂会場：5月27日(水)、6月12日(金)
- ・東濃会場：5月19日(火)、6月10日(水)
- ・飛騨会場：5月29日(金)、6月23日(火)

イ 人権教育教員研修会

県内全ての小・中・義務教育学校から、各校1人以上が参加する。

- ・岐阜会場：10月1日(木)、10月26日(金)
- ・西濃会場：10月22日(木) ・美濃会場：11月17日(火)
- ・可茂会場：11月12日(木) ・東濃会場：10月14日(水)
- ・飛騨会場：10月15日(木)

ウ 高等学校、特別支援学校人権教育教員研修会

- ・県内の全ての公立・私立の高等学校・特別支援学校から、前期は人権教育担当者、後期は数学の担当教諭が、それぞれに各校1名以上が参加する。
- ・令和8年度の実施日と会場

前 期(オンラインでの開催)	後 期(オンラインでの開催)
5月27日(水)	11月4日(水)

エ 高等学校、特別支援学校人権教育担当者連絡会

- ・県内全ての公立・私立の高等学校、特別支援学校から、各校1人以上が参加する。
- ・県内全ての公立・私立の高等学校、特別支援学校の人権教育担当者が、高等学校等における人権教育の在り方について研修する。

オ 総合教育センター研修講座

総合教育センター研修講座に、人権教育の専門研修を位置付ける。

第14節 幼稚園教育

1 現 況

幼稚園教育は、一人一人の幼児の成長に応じて、また、その生活経験に即して遊びを通した総合的な指導を行い、望ましい人格形成の基礎を養う重要な使命と任務を担っている。本県の幼稚園教育は、関係者の努力によって漸次充実してきた。今後更に、幼稚園教育の振興を図っていくには、質的な充実を考えていくことが肝要である。

現在本県の幼稚園教育は公立33園、私立86園<令和7年5月1日現在>で行われている。また、私立幼稚園は、学校法人立となっている。

2 令和8年度の計画

(1) 幼稚園教員研修事業

ア 新規採用教員研修(園外研修)

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
幼稚園等 新規採用 教員研修 (幼・認)	公立及び私 立の幼稚園 等の新規採 用教員	85	園外 8 日 園内10日	5 月 20 日、6 月 15 日 7 月 15 日、11 月 26 日 (27 日) 2 月 3 日 ※地区別研修を除く	総合教育 センター等

イ 中堅教諭等資質向上研修 (幼・認)

事業の名称	対象	人数	期間	期 日	会 場
中堅教諭等 資質向上研 修 (幼・認)	教職経験が 満11年を経 過した幼稚 園等教員	7	園外 8 日 園内10日	6 月 3 日、8 月 26 日 10 月 7 日 (28 日) ※残り 5 日は自己課題に基 づく研修を管理職の指導 等のもと設定	総合教育 センター等

ウ 幼稚園教育課程研究協議会 (園長・教諭・保育士等)

期日・開催方法	内 容
7 月 31 日 (金) ※ W e b 会議 シ ステムにて配 信 ※ サテライト会 場にて視聴可	【目 的】 幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う諸課題に関する専門的な講義や研究協議を通して、幼稚園教育の振興・充実を図る。 【内 容】 全体会：講話及び説明 分科会：実践発表及び研究協議 【参加者】 ・公立幼稚園、認定こども園（保育所型を除く）の全教員（園長を含む）の 3 分の 1 程度 ・希望する私立の幼稚園、認定こども園（保育所型を除く）の教員（園長を含む） ・希望する保育行政担当者、保育所、認定こども園（保育所型）の保育士（所長を含む）

(2) 幼児教育推進事業

岐阜県幼児教育推進会議

- ・「岐阜県幼児教育アクションプラン」の検証を進め、幼児教育における課題の解決を図るとともに、岐阜県幼児教育センターの設置に向けた検討委員会を開催し、県内の幼児教育水準の向上を図る。

第15節 生徒指導

1 現 況

本県では、平成18年度の中津川市と瑞浪市において重大な事件が発生した。これにより、「命を大切に教育の充実」や「小中高における校種間の情報連携強化の必要性」「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」ということを再認識するとともに、「いじめは人間として許されない」「いじめられている子どもは、守り抜く」という認識のもと、全教

職員が丸一となって取り組む必要を痛感し、さまざまな取組をしてきた。

しかしながら、基本的な生活習慣に関わる諸問題はもとより、不登校や中途退学、いじめや暴力行為などの諸問題も依然として深刻な状況がみられる。また、インターネットや携帯電話（スマートフォン）を媒介とした周りの目に見えにくいネット問題等、昨今の学校における生徒指導上の諸問題は極めて多岐にわたり、学校外における少年非行の多様化も進んでいる。

これらの背景には、高度情報化や都市化、少子化等による家庭、学校、地域などを含めた社会全体の急激な変化の中で、子どもや大人の意識や行動が変化してきていることが考えられ、これまでの家庭、学校、地域の個別的教育力では青少年の健全育成に十分に対応できなくなっている状況もある。

こうした状況を踏まえ、家庭、学校、地域が互いに連携し、社会全体で子どもたちをはぐくむチームとしての学校づくりに取り組む。また、時代の変化と新たな社会環境の中に生きる子どもたちの育ちを踏まえ、児童生徒の一人一人の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助を行い、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指していく。

2 施策

＜小・中学校・義務教育学校＞

(1) 事業の推進

- ア 自殺未然防止・不登校児童生徒支援事業（ＳＯＳの出し方に関する教育）
- イ いじめ防止総合対策事業（いじめ防止対策事例演習会）
- ウ スクールカウンセラー等活用事業（文科省補助事業 全160中学校区、全10義務教育学校）
- エ スクールソーシャルワーカー活用事業（文科省補助事業 県内6つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを、学校安全課にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー2名、暴力行為等防止支援員5名を配置する）
- オ スペシャリストサポート事業（未然対応・危機対応）
- カ いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援事業（予防教育・予防研修、暴力行為等未然防止アドバイザー1名）

(2) 組織体制づくり

- ア 地域担当生徒指導主事の配置（6教育事務所に小中担当7名）
- イ 不登校対策指導主事の配置（地域担当生徒指導主事7名併任）

(3) 連絡協議会、研修の実施

- ア 生徒指導主事連絡協議会
- イ 中学校高等学校生徒指導連絡会
- ウ 小中新任生徒指導主事講座
- エ 教育相談実践研修会
- オ 総合教育センター講座
- カ スクールカウンセラー等連絡協議会
- キ 小中校生徒指導連携強化委員会兼家庭教育推進会議
- ク 岐阜県不登校児童生徒の社会的自立支援連携協議会（岐阜県学校・フリースクール等連携協議会）

＜高等学校・特別支援学校＞

(1) 事業の推進

- ア 自殺未然防止・不登校等児童生徒支援事業（ＳＯＳの出し方に関する教育）
- イ いじめ防止総合対策事業（いじめ防止対策事例演習会、学校いじめ対策チーム派遣、県いじめ防止等対策審議会設置、県立学校いじめ防止等対策組織運営）

- ウ スクールカウンセラー等活用事業(文部科学省補助事業 全 88 公立高等学校・特別支援学校)
- エ スクールソーシャルワーカー活用事業(文科省補助事業 県内 6 つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを、学校安全課にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー 2 名を配置する)
- オ スペシャリストサポート事業(未然対応・危機対応)
- カ いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援事業(予防教育・予防研修)
- (2) 組織体制づくり
 - ア 地域担当生徒指導主事の配置(高特担当 7 名)
 - イ 県立学校いじめ防止等対策組織の設置(全県立学校に弁護士・SC 等を配置)
 - ウ 県いじめ防止等対策審議会の設置(条例に基づく県教育委員会の附属機関)
- (3) 連絡協議会、研修の実施
 - ア 県高等学校・特別支援学校生徒指導主事会議
 - イ 県高等学校・特別支援学校教育相談担当者会議
 - ウ 地区別高等学校・特別支援学校生徒指導主事会議
 - エ 地区別高等学校・特別支援学校教育相談担当者会議
 - オ 中学校高等学校生徒指導連絡会
 - カ 総合教育センター講座
 - キ スクールカウンセラー等連絡協議会
 - ク 小中学校生徒指導連携強化委員会兼家庭教育推進会議

第16節 教育相談

1 現 況

- (1) 目 的

幼稚園、学校、保護者及び関係機関との連携を密にした教育相談を推進する。
- (2) 重 点
 - ア 不登校、いじめ等に関する相談活動
 - イ 高等学校段階の不登校・ひきこもりの者を対象に将来の社会的自立に向けた支援
- (3) 相談の内容
 - ア 不登校に関する相談
 - イ いじめに関する相談
 - ウ 学校生活に関する相談
 - エ 家庭生活に関する相談
 - オ 特別支援教育に関する相談
 - カ 学校教育相談の在り方に関する相談
 - キ 進路に関する相談
 - ク その他教育全般に関する相談
- (4) 相談事業の概要
 - ア 来所相談
 - ・相談日時 月曜日～金曜日の 9 : 00～17 : 00 (予約制)
 - イ 電話相談
 - ・子供 SOS 24 365日24時間対応
 - フリーダイヤル 0120-0-78310
 - ・教育相談ほほえみダイヤル(各教育事務所)
 - 月曜日～金曜日の 9 : 30～16 : 15

ウ ICTを活用した相談

- ・LoGoフォームを用いて相談窓口を開設
- ・相談期間 令和8年5月及び8～9月、令和9年1月の年間3期実施予定

(5) 令和7年度の教育相談実施回数

	電話相談	面接相談
総合教育センター	1,190回	110回
教育事務所	210回	42回
計	1,400回	152回

- ・電話相談回数は増加した。主な相談は、学校生活に関する保護者からの相談であった。面接相談回数も、増加した。主な相談は、不登校に関する相談であった。

2 令和8年度の計画

(1) 校内教育支援センター

- ・学校や教室に居づらくなり落ち着かない時など、不登校の兆候がある早期段階において、学校内で安心して心を落ち着ける場所があり、個別の学習支援や相談支援を受ける体制を整備することで、生徒が早期に学習や進学への意欲を回復し、自らの進路を主体的に捉えて、社会的な自立を目指すための支援を行う。

(2) 岐阜県教育支援センター「G-プレイス」

- ・岐阜県内の高校生や中途退学者等、高等学校段階の不登校・引きこもりの者を対象に、将来の社会的自立に向けた支援を行う。
- ・本人、保護者及び関係者に対して、相談者の状況に応じて、教育相談、心理相談、適応指導、学習支援、体験活動、進路相談等を行う。

(3) 教育相談連絡協議会

- ア 各教育相談業務専門職の関わる事例について、具体的な指導や連携の在り方等を検討し合うとともに、専門家からの指導、助言を通して、地域における教育相談業務を一層充実させる。

イ 年3回開催

(4) 教育相談実践研修会

- ア 児童生徒がかかえる学校適応上の諸問題を解決するための教育相談活動の一層の充実を図り、各学校及び各関係諸機関で教育相談業務に携わる教職員及び担当者、各種相談員の専門的知識・技能の習得と、資質の向上を目指す。

イ 大学教官や精神科医を招き、教育相談の今日的な課題に関する講演や演習を行う。

ウ 年1回開催

(5) 岐阜県不登校児童生徒の社会的自立支援連携協議会（学校・フリースクール等連携協議会）

- ア 学校等とフリースクール等との相互理解・連携協力に係る内容や方法、取組などを協議し、必要に応じて、不登校児童生徒支援の現状や課題について意見を伺い、各所属の好事例なども幅広く共有する機会とする。

イ 年3回開催

第17節 P T A 活動の奨励

教育をめぐる価値観の多様化や安全・安心な地域づくりの実践など、時代の変化に対応するため、家庭・学校・地域社会の一層の連携強化を図ることが急務であり、そのための P T A 活動を積極的に推進する必要がある。また、地域における様々な体験活動や奉仕活動など、具体的な実践活動を通して、家族や地域の人々とのふれあいを深めるなど、児童生徒の社会参加を促進するための P T A の諸活動に対して支援する。

(1) 岐阜県 P T A 連合会活動の奨励

県内小中学校の P T A の発展を推進し、児童生徒の健全な成長を図るための諸活動を支援する。

(2) 岐阜県高等学校 P T A 連合会活動の奨励

県内高等学校及び特別支援学校（高等部）P T A で組織され、それぞれの単位 P T A の連絡協調を図るとともに、その健全な発達を促進するための活動に対して支援する。

第18節 異学年集団による学び合い

1 現 況

(1) 目的

令和 8 年度から、児童生徒の自己肯定感や自己有用感、コミュニケーション能力等の非認知能力、並びに、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等の認知能力の伸長を目的として、義務教育段階における異学年集団による学び合いに計画的に取り組む市町村教育委員会を支援している。本事業を通して、異学年集団による学び合いが子どもに与える影響を検証し、その成果と課題を整理した上で県内に広く共有する。

(2) 実施形態

- ・ 3 つ以上の異なる学年に属する児童生徒で構成された異年齢集団を編成する。
- ・ 国語、社会、算数・数学、理科、生活科、外国語活動・外国語（英語）から 1 教科以上を選択し実施する。
- ・ 年間 10 単位以上の学習活動を行う。
- ・ 効果検証を実施する。

具体的な授業の内容や指導方法については、各市町村・学校の実情に応じて工夫して実施している。

2 令和 8 年度の計画

【異学年集団による学び合いを実施する団体および推進校】

- ・ 岐阜市教育委員会（岐阜市立藍東学園）
- ・ 羽島郡二町教育委員会（笠松町立松枝小学校）
- ・ 北方町教育委員会（北方町立北学園・北方町立南学園）
- ・ 池田町教育委員会（池田町立温知小学校）

第 2 章 指導計画

第 1 節 令和 8 年度研究開発事業等

本県における学校教育は、各学校はもとより、各地域及び研究団体の熱意ある研究によって年々充実し、その成果も着実にあがってきている。

<小・中・義務教育学校>

1 教育研究推進の基本的方向

- (1) 一人一人の教員の資質と指導力の向上を図り、各市町村及び各学校の主体的研究を促進する。
- (2) 文部科学省の研究指定校や研究開発事業指定地区をそれぞれ指定して本県の実教育水準の向上を図る。

令和 8 年度 研究指定校及び指定市町村

- 主 催：「文」文部科学省 「ス」スポーツ庁 「国」国立教育政策研究所 「県」岐阜県
「団」諸団体
予 算：「委」委託事業 「支」支出委任事業 「補」補助事業
「執」県や団体が講師派遣や物品など直接に予算執行する事業
指 定： ☆ 新規事業での新規指定 ○ 既存事業での新規指定
□ 既存事業での継続指定（指定最終年度も含む）

(1) 義務教育課

番	主催	年 度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	文	○R8	幼児教育の理解・発展推進事業 (中央協議会)	旅						
2	文	○R7～R8	人権教育研究指定校事業	委				御嵩小		
3	文	○R7～R9	人権教育総合推進地域事業	委					笠原小中	
4	県	☆R8	子ども主体の授業改善事業 (27 名)	執	8 名	4 名	3 名	3 名	5 名	4 名
5	県	☆R8	ICT の効果的な利活用事業 (12 名)	執	1 名	3 名	3 名	1 名	2 名	2 名
6	県	□○R8	英語教育推進事業	執	竹鼻小 生津小 那加中 南学園	中川小	瀬尻小 郡南中	太田小	笠原小中	北小
7	文	○R8～R9	道徳教育の充実 道徳教育パワーアップ実践事業 (道徳教育地域支援事業)	委		輪之内町 福東小				高山市 国府中
8	県	□R7～R8	道徳教育振興会議実践協力校 (岐阜県道徳教育振興会議)	執					中津川・ 第一中	
9	県	□R8～R9	人権教育協議会研究協力校 (岐阜県人権教育協議会)	執	穂積小 穂積中					
10	県	○R8	ふるさと教育 水と森に学ぶ推進 事業 (森林活用推進課)	執		養老・ 高田中		美濃加茂・ 三和小	恵那・ 明智小	

番	主催	年 度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
11	県	○R7～R9	金融経済教育研究校 (県金融広報委員会／県環境生活部 県民生活相談センター)	執		垂井・東 小(R7・R8) 上石津学 園(R8・R9)				
12	文	□○R8	地域と学校の連携・協働体制構築 事業・コミュニティ・スクール導入 促進、取組充実	補	羽島市				瑞浪市	
13	団	○R8	人権推進校 (岐阜県方法務局人権擁護課)	執	羽島・ 桑原学園	養老・ 高田中	郡上・ 北濃小	七宗・ 七宗中	多治見・ 池田小・ 中津川・ 蛭川中	高山・ 北稜中
14	県	□R6～R8	ふるさと魅力体験事業	委	早田小、芥 見小、三輪 北小、草薨 中、(羽)中 央中、那加 第三小、鶴 沼第二小、 藤原第一 小、梅原小、 板尾小、伊 自良北小、 伊自良中、 本田小、弾 正小、下羽 栗小、南学 園、北学園 (岐南)西小、 笠松小、福 寿小、足近 小	北方小、清 水小、掛斐 川中	瀬尻小、倉 知小、南ヶ 丘小、富岡 小、富野小、 博愛小、武 儀小、上之 保小	伏見小、和 知小、東白 川小、土田 小	南姫小、脇 之島小、下 石小、恵那 北中、付知 北小、落合 中、阿木中	
15	県	☆R8～R10	異学年集団による学び合い支援 事業	補	藍東学園、 松枝小、北 学園、南学 園	温知小				

(2) 学校安全課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	文	□R8 ～9	学校安全総合支援事業	委					恵那市	

(3) 体育健康課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	団	○R7 ～8	生きる力をはぐくむ歯・口の 健康づくり推進事業（日本学 校歯科医会）	委						国府小
2	団	□R7 ～8	学校歯科保健推進指定校 (岐阜県歯科医師会)	補				可児市 御嵩町		
3	団	○R8	岐阜県学校歯科保健研究大会 (岐阜県歯科医師会)	補				可児市 御嵩町		
4	団	○R8	岐阜県学校保健研究大会 (岐阜県学校保健会)	補		大垣市				
5	県団	○R8	栄養教諭を中核とした食育推 進指定校事業	執		神戸中 海津特支				

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
6	文	○R8	がん教育総合支援事業 がん教育推進指定校授業研修会 兼指導者講習会	委	鶴沼中 桜尾小 岐南中 穂積中 弾正小 北 方 南 学園 長良高	下宮小 神戸小 神戸・北小 神戸中 牧小 名森小 結小 登龍中 東安中 大野中 高田中 揖斐高	桜ヶ丘小 洞戸小	坂祝小 八百津中 白川中	池田小 南姫小 北陵中 妻木小 釜戸小 瑞浪南中 大井第二小 明智小 恵那北中	竹原小 下呂中 山之村小中 飛騨高山高
7	県	○R8	健康教育支援事業 〔いのちの授業講師派遣〕	執	蘇原中 巢南中 市岐商高 ゆめみちほろ支援	大垣・東中 養老東部中 大垣西高	美濃中	蘇南中 西可見中	瑞浪中 西陵中 土岐紅陵高	宮中 下呂中 飛騨高山高 益田清風高 飛騨特支

2 ふるさと魅力体験事業

(1) 目的

岐阜県が世界に誇る自然・歴史・文化芸術・産業等について体験的に学ぶため、児童生徒が県内施設や史跡を訪問する。また、県有施設であるサランカホールにおいて、一流の音楽に触れることで、児童生徒の感性を育む機会の充実を図る。

(2) 内容

- ・県内の自然、歴史、文化芸術、産業等に関する施設や史跡等を1か所以上訪れ、体験学習を実施する。
- ・サランカホールにおける文化公演（コンサート）に参加する。

※令和8年度は、6回の文化公演を予定。

3 教科学習新システム構築・運営事業

各小・中学校において1人1台端末及びネットワーク環境が整備される中、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの力を最大限に引き出す「個別最適化な学び」と「協働的な学び」を実現するために、教育データの効果的な利活用による学びの改革が求められている。本県では、平成29年度より県内の全公立小学校に、個のつまずきに応じて学び直しができる機能を有した「教科学習Webシステム」を導入し、学校での授業や家庭学習において利用が進んでいる。しかし、システム内に蓄積される学習履歴（スタディ・ログ）を十分に活用できていないという課題があった。そこで、平成31年度から3年間、国委託事業「学校における先端技術の活用に関する実証事業」に取り組み、「教科学習Webシステム」で生成されるスタディ・ログを分析し、授業改善や学習支援につながる情報をタイムリーに提供できるようにする等、新たなシステムの構築について実証を重ねてきた。本事業では、この国事業で得られた知見を生かし、各学校において、スタディ・ログ等を有効に活用し、全ての児童が自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整して学び続け、学ぶ意義や楽しさを実感する授業改善を図るよう、引き続き教科学習新システムを運営していく。

＜高等学校＞

1 教育研究推進の趣旨

高等学校における学校運営及び教育指導における当面の課題について実践的に解明し、本県における高等学校教育の改善・充実に資する。

2 令和8年度文部科学省研究指定事業等

(1) スーパーサイエンスハイスクール

学 校 名	研 究 領 域	指定年度	研 究 主 題
恵 那 高 校	理 数 系 教 育	R6～R10	知的なときめきから探究へ、すべての生徒を科学的で自立した「探究イノベーター」として育成するために、「問い」の創出と探究を促すメタ思考の深化、協働的な探究、授業改善を促進して、課題研究を自走させる支援体制及び学校の枠を超えた普及体制を構築し、地域の理数教育の水準の向上を図る。

3 COREハイスクール事業

(1) 目的

持続可能な地域創生の核(CORE)として、地域と連携した探究的な学びを展開し、地域や学校の魅力を再発見し、地域の活性化に貢献できる人材を育成する。

(2) 指定校20校

各務原高等学校、山県高等学校、羽島高等学校、揖斐高等学校、池田高等学校、不破高等学校、海津明誠高等学校、郡上北高等学校、武義高等学校、関有知高等学校、八百津高等学校、東濃高等学校、瑞浪高等学校、土岐紅陵高等学校、恵那南高等学校、坂下高等学校、益田清風高等学校、飛騨神岡高等学校、華陽フロンティア高等学校、東濃フロンティア高等学校

(3) 内容

- ・自治体・地元企業との連携による地元の特産品を素材とした商品開発
- ・地元小・中学生との交流事業
- ・地元企業・自治体等と連携した地域イベントへの参画
- ・デュアルシステムによる企業実習 等

4 地域課題探究型学習推進事業

(1) 事業目的

各県立高校において、文理横断的な視野で地域の課題解決に向け探究型の活動を実践。新たに分類した以下の類型により、事業を推進する。

「理数探究型」、「グローバル探究型」、「地域課題探究型」、「産業教育探究型」

(2) 「理数探究型」の概要

① 目的

現行の高等学校学習指導要領から設置されている新科目「理数探究基礎」及び「理数探究」が設定されたことを受けて、主体的・協働的に課題に取り組み、自ら学ぶことのできる生徒の育成を推進するための探究的な学習（課題発見・解決

型学習) のカリキュラムを研究・開発する。

② 研究指定校 (県立高等学校 7校)

岐阜高等学校、岐阜北高等学校、岐山高等学校、大垣北高等学校、
大垣東高等学校、多治見北高等学校、恵那高等学校

③ 内容

ア 探究的な学習 (課題発見・解決型学習) のカリキュラム開発

「総合的な探究の時間」や、「理数探究基礎」および「理数探究」等において、
数理・データサイエンス・A I等を適切に活用した指導方法の開発を目指す。

イ 研究成果を他者に伝える能力の育成

- 1 プレゼンテーションやディスカッション等の実施
- 2 学校内外でのポスター発表やステージ発表への参加
- 3 各種研究発表大会での発表等を実施

1～3により、研究の成果を適切かつ確に他者に伝える能力の育成を図る。

ウ 知的好奇心を刺激する教育環境の実現

大学等の高等教育機関、研究機関、企業等と連携・協力し、探究的な学習
を行うために必要となる充実した教育環境の実現を図る。

(3) 「グローバル探究型」の概要

① 目的

教科横断的な考え方やグローバルな視点をもって身近な社会課題等について探
究することを通して、新たな社会的価値を創造する資質・能力の育成を図り、国
際的素養を備え、様々な分野で専門性を生かして活躍できるリーダーの育成を図
る。

② 研究指定校 (県立高等学校 5校)

長良高等学校、加納高等学校、関高等学校、可児高等学校、斐太高等学校

③ 内容

ア 探究の手法について学び、生徒自身が主体的に探究活動に取り組むことがで
きる能力を習得する。

イ 教科横断的な考え方やグローバルな視点を養うための取組を実施する。

ウ 実社会における課題を主体的に発見、研究し、課題解決のための提案や提言
を行う活動を実施する。

エ 探究活動の実施に当たっては、以下の点に留意して生徒を指導・支援する。

- ・教科横断的な考え方やグローバルな視点をもって探究活動に取り組む。
- ・情報の収集や分析に当たって、ビッグデータやA I (人工知能) 等の情報
技術を効果的に活用する。

オ 海外の学校、海外に展開する地域の企業、自治体等との連携・協働を推進す
る。

(4) 「地域課題探究型」の概要

① 目的

自治体、高等教育機関、企業等との協働により、地域の課題や魅力を探究するこ
とで、主体的に課題を発見・解決を図る能力を有する人材を育成する。

② 研究指定校 (県立高等学校 11校)

岐阜総合学園高等学校、羽島北高等学校、各務原西高等学校、
本巣松陽高等学校、大垣南高等学校、大垣西高等学校、郡上高等学校、
加茂高等学校、多治見高等学校、中津高等学校、吉城高等学校

③ 内容

ア 地域の魅力を知るとともに、地域課題を発見・把握する。

- イ 外部機関と連携・協働したワークショップ・フィールドワーク等、地域課題探究を進めるために必要な取組を実施する。
- ウ 情報技術の利活用によるデータの分析、論点の整理等、実践的な探究学習による課題の解決策の模索・提案を行う。
- エ 成果を発表する機会を設定し、成果を適切かつ的確に他者に伝える能力の育成を図る。

(5) 「産業教育探究型」の概要

① 目的

- ア 地域産業の動向や社会の変化に柔軟に対応できる専門的な知識及び技術を高めるとともに、実践力を備えた人材の育成を図る。
- イ 地域への愛着と誇りをもち、地域を支え、将来の担い手として活躍できる資質・能力を身に付けた専門的職業人の育成を図る。
- ウ 地域や企業等と連携し、地域資源を活用した探究的な学びを深化させ、持続可能な地域社会を創出する能力の育成を図る。

② 研究指定校（県立高等学校 20校）

岐阜城北高等学校、岐阜商業高等学校、岐南工業高等学校、岐阜各務野高等学校、岐阜農林高等学校、岐阜工業高等学校、大垣養老高等学校、大垣商業高等学校、大垣工業高等学校、大垣桜高等学校、加茂農林高等学校、東濃実業高等学校、可児工業高等学校、多治見工業高等学校、土岐商業高等学校、恵那農業高等学校、中津商業高等学校、中津川工業高等学校、飛騨高山高等学校、高山工業高等学校

③ 内容

- ア 地域の担い手育成協議会の設置及び運営
 - ・産業界等から委員（3名）を選出し、各校ごとに年2回の協議会を開催する
 - ・協議会は、各校の取組内容について、産業界等から助言を得る場とする
- イ 担当学会議及び生徒交流会の設置
 - ・教育委員会主催による担当学会議及び生徒交流会を開催し、指定校間において取組内容や状況等についての情報交換をする
 - ・指定校は、同地区内の中学校において一年間の研究の成果と課題についての発表及び報告をする

5 地域創生キャリアプランナー設置事業

(1) 目的

就職希望者に対する就職支援に加え、大学等卒業後の地元就職を含めた進路情報、地域や地元企業に関する地域課題を高校生へ提供することで、地域産業や企業等の理解を深めるキャリア教育の充実を図り、将来、地域創生の担い手となる人材の育成を目指す。

(2) 配置校 19校（内5校は拠点校）

山県高校、羽島高校、揖斐高校、池田高校、海津明誠高校、郡上北高校、東濃高校、加茂高校、八百津高校、瑞浪高校、恵那南高校、東濃フロンティア高校、坂下高校、吉城高校

<拠点校>

華陽フロンティア高校（定時制）、不破高校、関有知高校、土岐紅陵高校、飛騨神岡高校

(3) 内容（キャリアプランナーの職務）

- ・キャリア教育、就職指導に関する教職員へのノウハウの提供
 - ・地元企業の就職情報の収集及び生徒、保護者等への情報提供
 - ・外部機関とのコーディネート（企業訪問等による新規求人開拓業務含む。）
 - ・面接指導、マナー指導、相談等、生徒への就職指導全般
 - ・その他キャリア教育に関する講話等、校長がキャリア教育、就職指導において必要と認める業務
 - ・大学や専門高校卒業時に必要な資格等に関する情報収集及び高校への情報提供
 - ・大卒者・専門学校卒業者にに関する求人情報の情報収集及び高校への情報提供
 - ・地域、地元企業の声や課題等の情報収集及び探究的な学習活動等で取り上げる地域課題の高校への情報提供
- さらに、各地域の拠点校に配置されるキャリアプランナーは、以下の職務を加える。
- ・域内の配置校と地元企業が必要としている人物像等について情報共有を図り、各校でのキャリア教育を支援する。

6 県立高校遠隔授業推進等事業

(1) 目的・概要

教育機会の確保や、多様かつ高度な教育に触れる機会の提供を目的として、小規模校を中心に単位認定を行う遠隔授業を実施（令和7年度から）。

(2) 実施校

（配信センター）華陽フロンティア高等学校通信制課程

（受信校）海津明誠高等学校、郡上北高等学校、恵那南高等学校、飛騨神岡高等学校

第2節 訪問指導

＜幼稚園・小・中・義務教育学校＞

1 令和7年度の事業と実績

(1) 義務教育課指導主事

ア 指定校等の訪問指導

指定の趣旨に即し、研究を推進するための学校訪問を重視する。

イ 研究団体の領域、支部育成のための指導

各部会の主体的な活動を強化し、研修の実績を高めるため、計画の段階から、その方針や施策について指導・助言し、研修意欲を盛り上げる。

ウ 幼稚園教育向上のための教員研修の重視

幼稚園教育の重要性に伴い、その教育に携わる教員の研修を重視する。

エ 人権教育推進のための教員研修の充実と地域の実情把握

(2) 教育事務所指導主事

義務教育課の訪問と一体となってその成果を高めるとともに、各管内の実情に応じた重点施策を設定して訪問指導をする。

2 令和8年度の重点と具体策

(1) 事業の目的

本事業の実施により、「小・中学校及び幼稚園教育指導の方針と重点」の具現を図る

とともに、国や県の教育行政の重点諸施策を効果的に推進し、もって本県教育水準の向上を図る。

義務教育課は、主として県内の市町村教育委員会、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の実態を把握して教育行政の諸施策に反映させる。

教育事務所教育支援課（以下「教育支援課」という。）は、主として管内の市町村教育委員会、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の教育活動の充実を図るとともに、教員の指導力の向上を図ることを目的として訪問を実施する。

(2) 事業内容

ア 市町村教育委員会訪問

市町村教育委員会の職務内容のうち、学校教育に関する事項について必要な指導・助言又は援助を行う。また、各市町村教育委員会の方針と重点の策定等に当たって必要な指導・助言を行う。

イ 学校訪問

市町村教育委員会の要請等に基づき、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校を訪問し、「方針と重点」に照らして、学校の抱えている諸課題に対して、具体的に指導・助言又は援助を行う。

指定校等の訪問に当たっては、当該校の主体的な取組を尊重しつつ、指定の趣旨に基づき、意図的、計画的な指導・助言又は援助を行う。

ウ 管理職等の教育団体への訪問

市町村教育委員会、校長会、教頭会等関係団体の要請に基づき訪問し、管理職としての教育指導力の充実・強化のために必要な指導・助言又は援助を行う。

義務教育課は、全県レベルの会を訪問することを原則とし、全県の動向や実態を把握することも兼ねる。

教育支援課は、管内、市町村レベルの会を訪問することを原則とする。

エ 市町村教育委員会、教育研究団体主催の研修事業訪問

要請に基づいて市町村教育委員会及び岐阜県小・中学校教育研究会が主催する研修事業において指導・助言を行う。

なお、義務教育課と教育支援課との分担は、ウに準ずる。

(3) 事業の実施に当たって

ア 訪問事業の実施に当たっては、市町村教育委員会の要請に基づくことを原則とするが、教育事務所等の計画による訪問も実施する。

特に、学校訪問の内容・回数については、教育事務所としての施策の構想・展望に加えて指定校等の有無、その他の実情を勘案し、事前に市町村教育委員会と十分協議して決定する。

イ 学校訪問は、専門分野の指導・助言又は援助を通して、当該校の全体的な教育指導力の向上を図ることを主眼とする。

そのため、日程の組み方、研究会の運営等については、事前に市町村教育委員会及び当該校と連絡協議を深めておく。

ウ 幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の主体的な取組を推進するために、訪問の在り方を工夫し、数少ない訪問の機会を効果的に生かすよう努める。

エ 国立大学法人附属学校、岐阜市の教育実習校等は、その使命から県内の教育界へ及ぼす影響を考慮し、訪問については教育事務所と十分連絡を取りあう。

オ 指定校等の訪問については、教育事務所が主体となって計画的に実施し、その回数は実態に応じて教育事務所で決定する。

＜高等学校＞

1 令和7年度の事業と実績

(1) 高校教育課訪問

全日制・定時制・通信制の公立高等学校、公立特別支援学校を対象に、学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談や授業参観、授業研究、教育活動全般の参観を通して実態を把握し、今後の施策に生かすとともに、学校組織やその運営方法の改善、教科等の指導の充実に向けての支援を行った。

2 令和8年度の重点と具体策

(1) 高校教育課訪問

ア 訪問の趣旨

学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談及び教育活動の参観を通して実態を把握し、学校組織や運営の活性化、学校の抱える課題の解決、指定事業の充実、学習指導要領の趣旨を具現する教科指導の徹底等が図られるように指導・援助を行う。

イ 訪問の概要

① 基本方針

全日制・定時制・通信制の公立高等学校を対象に、基本訪問、要請訪問を、公立特別支援学校を対象に、基本訪問を実施する。

② 訪問の形態・方法等

(ア) 基本訪問では、授業参観（研究授業等を含む）及び面談を通して、人事と指導の両面から人的情報を収集するとともに、指導方法等に課題や悩みを持つ教員や、先進的な取組をしている教員等への支援助言を行う。

(イ) 要請訪問では、学校からの要請に応じて、学校の抱える課題の解決等につながる支援・指導を重点的に行う。

第3節 教育課程講習会

1 小・中・義務教育学校

令和8年度教育課程研究協議会

ア 目的

学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。

イ 主催

岐阜県教育委員会、市町村教育委員会

ウ 参加者

小学校、中学校及び義務教育学校とも各教育事務所管内に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。

エ 実施方針

- ・令和8年度については、各教育事務所より参集型で開催とする。
- ・令和8年度は、3か年計画の第3年次とする。
- ・開催日は、令和8年7月1日（水）から令和8年7月31日（金）の間で、各教育事務所間で調整の上、決定する。

- ・会場は、各教育事務所と市町村教育委員会で協議の上、確保する。
- ・部会を複数地区で合同開催する場合は、関係教育事務所間で調整の上、決定する。

オ 開催部会

<小学校>

- ・管理職部会、各教科・領域等の部会（国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語・外国語活動、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び特別支援教育）

<中学校>

- ・管理職部会、各教科・領域等の部会（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び特別支援教育）

2 高等学校

(1) 令和7年度高等学校教育課程講習会・研究会

高等学校学習指導要領について、その趣旨の徹底及び必要な研究協議を行うとともに、高等学校の教育課程の実施に伴う指導上の諸問題を研究協議してその解明を図り、高等学校教育の改善充実を図るために実施した。

ア 主 催 岐阜県教育委員会

イ 参 加 者 公立高等学校及び私立高等学校の各教科担当者のうち、全教員の約4分の1が参加した。

ウ 期日・会場 8月20日（水）オンライン

エ 研究部会 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、生活産業、情報、農業、工業、商業

オ 講 師 高校教育課、教育研修課等関係指導主事及び県教育委員会から依頼を受けた者。

(2) 令和8年度教育課程講習会の実施計画

高等学校学習指導要領について、その趣旨の徹底及び必要な研究協議を行うとともに、高等学校の教育課程の実施に伴う指導上の諸問題を研究協議してその解明を図り、高等学校教育の改善充実を図るために実施。

ア 目 的 学習指導要領（平成30年3月告示）の内容の理解促進を図る。

イ 主 催 岐阜県教育委員会

ウ 参 加 者 公立高等学校及び私立高等学校の教員等

エ 期日・会場 8月19日（水）オンライン

オ 研究部会 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、生活産業、情報、農業、工業、商業

カ 講 師 高校教育課、教育研修課等関係指導主事及び県教育委員会から依頼を受けた者。

3 特別支援学校

令和8年度特別支援学校教育課程研究協議会【集合型・オンライン併用による開催】

ア 目 的 特別支援学校教育課程に関する研修を実施することにより、教職員の指導力の向上を図り、特別支援学校教育の改善・充実に資する。

イ 主 催 岐阜県教育委員会

ウ 参 加 者 特別支援学校教員のうち約340人
 エ 期日・会場 7月29日（水） 可茂特別支援学校、羽島特別支援学校
 オ 講 師 特別支援教育課指導主事及び県教育委員会から依頼を受けた者。

第4節 年間研修計画

1 令和8年度幼稚園・小・中・義務教育学校研修事業の運営

(1) 義務教育課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	へき地・複式教育研修会	・へき地・複式教育に携わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲のある教員を対象とする。 ・各教育事務所の実情に応じた同数を実施する。	へき地・複式学校に初めて勤務する教員等	1日	教育事務所で定める
2	小 学 校 教育 課 程 研究 協 議 会	・3年計画で行う。 ・学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。	岐阜県内の小学校及び義務教育学校に勤務する教員	半日又は1日	教育事務所で定める
3	中 学 校 教育 課 程 研究 協 議 会		岐阜県内の中学校及び義務教育学校に勤務する教員	半日又は1日	教育事務所で定める
4	幼稚園教育課程研究協議会	・公私立の幼稚園、認定こども園、保育所、各施設を所管する県市町村の行政担当者を対象とし、関係課で連携を図りながら、募集、運営、指導を進める。 ・午前中は全体会とし、行政説明と有識者による講話を位置付け、今日的な課題に係る周知を図る。午後からは地区別分科会とし、各地区の実態に即した協議を行う。	公・私立幼稚園教諭の該当者、希望する保育士等	1日	We b会議システムにて配信 サテライト会場にて視聴可
5	教科書無償給与事務連絡会	・市町村及び希望する学校の担当者が参加する。	市町村及び学校の担当者	半日	教育事務所で定める

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
6	人 権 教 育 幹部研修会	・「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、正しい認識と理解を一層深めるとともに、様々な人権問題を解決できる実践力を高める人権教育推進の方途について徹底を図る。 ・小・中・義務教育学校の校長、副校長、教頭、人権教育主任等を対象とする。 ・人権教育教員研修会の参加者を除く。 ・各教育事務所において運営に当たる。	該当者 (令和8年度 校長、副校 長対象)	半日	教育事務所で 定める
7	人 権 教 育 教員研修会	・「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、全教育活動を通じ、同和問題をはじめ様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚を身に付ける教育活動の在り方について理解を深め、教職員の資質能力の向上を図る。 ・各小・中・義務教育学校1名の参加を原則とする。(初任者、教務主任、人権教育主任を除く)。 ・本研修未受講者又は前回受講から5年以上経過している者を優先する。 ・学校長の判断で複数名の参加も可とする。 ・昨年度の参加者は除く。 ・各教育事務所において運営に当たる。	該当者 各校1名	半日	教育事務所で 定める

(2) 特別支援教育課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	教 育 支 援 地 区 研 究 協 議 会	・特別支援教育に対する具体的な理解、障がいのある子ども及びその保護者に対する就学相談、就学支援等の進め方を協議する。 ・地区によっては、地区特別支援教育連携協議会と同日開催とする。	市町村の教育 支援担当者	半日を 2回	教育事務所で 定める
2	特 別 支 援 教 育 コ ー デ ィ ー ネ ー タ ー 研 修 会	・発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できるよう、特別支援教育コーディネーターとして必要な知識や情報の習得と実践力を身に付ける。	新任及び未受 講の特別支援 教育コーディネ ーター (幼・小・中・ 義)	原則 半日を 2回	県で定める

(3) 学校安全課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
1	学 校 安 全 会 講 習 会	・生活安全、交通安全、防災教育等について、安全管理・安全教育及び管理職としての危機管理対応の内容について研修する。 ・今年度は、「危機管理マニュアルの見直し」をテーマに、各校の危機管理マニュアルを持ち寄り、内容の確認、点検の観点についての講習を実施する。 ・教育事務所ごとで実施する。	管内公立の幼稚園、小・中・義・高等学校及び特別支援学校の教頭又は安全教育担当者・市町村教育委員会担当者1名	0.5日	各教育事務所及びWeb
2	学 校 防 災 力 向 上 講 座	・災害時の対応についてのスキルアップを目指したHUG訓練やDIG訓練を行う。	学校の防災担当者及び防災教育に関心のある教員	各0.5日	総合教育センター
3	防 災 教 育 スペシャリスト 養 成 研 修	・危機管理マニュアルの見直し、気象台などの外部機関との連携、被災後の学校の再開に向けた取組等の事例に基づいた研修を4講座実施する。	・学校の防災担当者及び防災教育に関心のある教員 ・新任教頭の希望者	各0.5日	Web又は総合教育センター
4	情 報 モ ラ ル 指 導 者 養 成 講 座	・情報モラル教育を推進するための指導者の養成を行う。 ・最新の身近なネットトラブルを知り、情報モラル教育に関する講話を行うときに大切にすべきポイントを学び、講話の実践を通して指導者としての指導力を高める。	各地区において指導的立場として活躍が期待できる教員	1.5日	Web
5	小・中 学 校 新 任 生 徒 指 導 主 事 講 座	・生徒指導主事の職務、生徒指導上の問題への対応についての研修を行う。 ・各教育事務所にて運営に当たる。	新任生徒指導主事	半日	教育事務所です定める
6	小・中 生 徒 指 導 主 事 連 絡 協 議 会 講 座	・生徒指導主事としての任務の理解と管内における取組及び諸問題について協議・交流を行う。 ・各教育事務所において運営に当たる。	小中生徒指導主事	半日	教育事務所です定める

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
7	小・中・高 生徒指導 連携強化 委員会	・地域の実態に応じた具体的な連携方法を協議研究し、生徒指導連携体制の強化を図る。 ・幼・保の園長、小・中・義・高の校長等、市町村教委関係者及び関係諸団体（含PTA）の代表で構成する。 ・①「あったかい言葉かけ県民運動」②「居場所と絆づくり交流会」③「安心ネット啓発運動」①～③の順で配置。 ・各教育事務所において運営に当たる。	生徒指導 関係者	2 日	教育事務所で 定める

(4) 体育健康課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
1	小学校体力向上マネジメント講習会	・各運動種目の効果的な指導の在り方について研修する。 ・中央講習会参加者の伝達講習として実施する。 ・以下の実施種目を行う。 岐阜：器械運動系 西濃：陸上運動系 美濃・可茂：表現運動系 東濃：ボール運動系 飛騨：体づくり運動系	体育主任、又はそれに準ずる者（各校1～2名）	2 日 注）内 1 日は自校での伝達	教育事務所で 定める
2	中学校体力向上マネジメント講習会	・美濃・可茂地区において、「ダンス」飛騨地区において、「体づくり運動」における指導内容の理解と実技による指導方法及び、保健分野における指導のための講習会を実施する。	各校体育担当教員（1～2名程度）	2 日 注）内 1 日は自校での伝達	教育事務所で 定める
3	高等学校体育実技指導者講習会及び体力向上マネジメント講習会	・高等学校の保健体育担当教員に対して、学校体育実技「陸上競技」の指導方法ならびに体力向上マネジメント講習会を実施する。	高校体育担当教員 （公立：各校1名 私立：希望者）	1 日	県で定める
4	武道指導者講習会	・中学校及び高等学校の保健体育担当教員のうち武道の指導経験の浅い教員（希望者）を対象とする。 ・初めて武道を経験する生徒への指導方法等を中心に全国指導者研修会受講者による実技研修を実施する（剣道）。 ・県内全地区を対象とする。	中学校及び高等学校の保健体育担当教員の希望者	半日	OKBぎふ清流アリーナ

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
5	運 動 部 活 動 指導者研修会	・指定する3種目(トレーニング法・ソフトテニス・バドミントン【女子指導法】)について、指導経験の浅い教員や運動部活動指導員を対象に、効果的な指導方法を研修する。 ・県内全地区を対象とする。	中学校、高等学校及び特別支援学校の希望者	各半日	県で定める
6	学 校 保 健 講 習 会	・健康教育の現状と課題を踏まえた取組について研修する。 ・中央研修の内容について情報共有し、指導体制の改善を図る。	小・中・義務教育学校の養護教諭	半日	教育事務所 所で定める
7	市町村教育委員会 学校給食 担当者会	・国や県の学校給食に関する事業概要の説明等により、給食管理及び食に関する指導の在り方を内容とする。 ・衛生管理の徹底等について研修する。	市町村教育委員会の学校給食担当者 1～2名	半日	総合教育センター
8	栄養教諭・ 学校栄養 職員研修会	・給食管理・衛生管理の徹底を図る。 ・学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導の在り方について研修する。	栄養教諭及び 学校栄養職員	1日	ミナモ ホール (岐阜市)

(5) 教育研修課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
1	幼 稚 園 等 新 規 採 用 教 員 研 修 (幼・認)	・教育公務員特例法第23条及び附則第5条の規定に基づき、関係通知〈通達文及び幼稚園等新規採用教員研修に関する文部省モデル〉を踏まえて実施する。 ・義務教育課に設置されている「幼稚園教育担当」や私学振興課、子育て支援課と連携を密にして研修を行う。 ・就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。 ・園内研修は、園長・研修指導員(公立)、園長等(私立)により行う。	公・私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の新規採用教員 (岐阜市含む)	園内 10日 園外 8日	勤務校 総合教育センター OKBぎふ清流アリーナ 岐阜県博物館 教育事務所が指定する場所等
2	初 任 者 研 修 (小・中・義)	・教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知〈通達文及び初任者研修実施要項都道府県〉を踏まえて実施する。 ・連携校研修は教育事務所が行う。 ・市町村教育委員会での研修に普通救命講習を位置付ける。また、2日間のうち、1日を「地域における豊かな社会性を育む研修」として位置付け、企業や公共施設等での体験的な研修とする。	初任者	校内 150時間 校外 14日以上	勤務校 総合教育センター 教育事務所・ 市町村教育委員会が指定する場所

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
3	新 規 採 用 養 護 教 諭 研 修	・校内研修指導者は、原則として養護教諭の退職者で、校内研修指導者としての資質を有する者とする。 ・校外研修は、教育センターで10日、教育事務所で1日行う。 ・配置校研修は、各教育事務所で設定し、実施する。	新規採用養護教諭 (岐阜市含む)	校内 60時間 校外 11日	勤務校 総合教育センター 教育事務所が 指定する場所
4	新 規 採 用 栄 養 教 諭 研 修	・校内研修は、配置校において研究授業及び授業研究会を行う。 ・配置校での研究授業の機会を食育推進の一環ととらえる。 ・校外研修は、総合教育センターで3日、現地校で2日、研究授業会場で1日行う。	新規採用栄養教諭	校内 13日 校外 6日	勤務校 総合教育センター 現地校研修会場 研究授業会場
5	基 礎 形 成 研 修 (小・中・義)	・管理職との面談を基に自己の課題を明確にした上で、必要な講座を選択し、受講することで教員としての基礎を固める。 ・2～3年目の2年間に、自己課題に応じた研修を、3講座以上、4～5年目の2年間に、2講座以上受講する。 ・校外研修は、センター研修の選択講座から、自己課題に応じた研修を選択して受講する。 ・校内研修は、研修の重点を明確にし、研究授業の公開や授業研究会等を実施する。	2年目～5年 目教員 ※初任研を修了 した者で、令和8 年4月1日で教 職経験が満1年 から満4年を経 過した教員	校内 自己課題 による 校外 2～3年 目：3講 座以上 4～5 年目： 2講座 以上	勤務校 総合教育センター
6	6 年 目 研 修 (小・中・義)	・校内研修では、学習指導、生徒指導、経営・分掌に関する研修を行う。 ・校外研修は4日実施する。 ・総合教育センターで各種教育活動、メンター養成研修、教員のライフプランに関する研修等を実施する。 ・岐阜大学と連携し、教科教育に関わる研修を岐阜大学又は教育センターで実施する。 ・総合教育センターの選択講座から1講座以上受講する。	6年目教員 ※教職経験が 満5年を経過 した教員及び 前年度までの 該当者で当研 修を未受講の 教員	校内 3日 校外 4日 (0.5日 ×2、 1日×2)	勤務校 岐阜大学 総合教育センター
7	6 年 目 研 修 (養護教諭)	・校内研修では、保健教育の研究授業を実施する。実施した研究授業の指導案を提出することで報告書とする。 ・校外研修3日間のうち、1日は大学連携講座とし、主に健康相談にかかわる研修を実施する。	6年目養護教諭 ※教職経験が 満5年を経過 した養護教諭 及び前年度ま での該当者で 当研修を未受 講の養護教諭 (岐阜市含む)	校内 1日 校外 3日	勤務校 総合教育センター
8	6 年 目 研 修 (栄養教諭)	・校内研修では、指導案を作成して食に関する指導の研究授業を実施する。実施した研究授業の指導案を提出することで	6年目栄養教諭 ※教職経験が 満5年を経過	校内	勤務校 総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
		報告書とする。 ・校外研修3日間のうち、総合教育センターでの全体研修を1日、大学連携として行う個別的な相談活動に関わる研修を1日実施する。残る1日は地区別の公開授業代表者による授業公開参観を実施する。	した栄養教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の栄養教諭 (岐阜市含む)	1日 校外 3日	研究授業会場
9	中堅教諭 資 質 向 上 研 修 (幼・認)	・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・義務教育課の「幼稚園教育担当」や私学振興課、子育て支援課との連携を密にして研修を行う。 ・就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。	12年目教員 ※原則、教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員 (岐阜市含む)	園内 10日 園外 8日	勤務園 総合教育センター 研究授業会場
10	中堅教諭等 資 質 向 上 研 修 (小・中・義)	・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・「共通研修」2日間のうち、総合教育センターで中堅教員としての資質や能力の向上を図る研修(外国人児童生徒への教育の推進、キャリア教育への推進等)を1日、教育事務所で教科等の専門性や実践力を向上させる研修を1日実施する。 ・校外研修のうち1日は、地域貢献活動を行う。 ・7～11年目に行う「選択研修」は、自己課題に応じて、県や市町村教育委員会(総合教育センター等)が主催する講座や、校種の異なる学校等を訪問して行う研修等を受講する。	12年目教員 ※原則、教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	校内 18日 校外 7日 以上	勤務校 総合教育センター 教育事務所が指定する場所 選択研修会場
11	中堅教諭等 資 質 向 上 研 修 (養護教諭)	・校内研修を5日間行い、指導者は原則として、管理職とする。 ・校外研修の6日間のうち、3日間は全体研修(養護教諭の職務、保健室経営、学校組織マネジメント研修、中堅教員のライフプランに関する研修等)を行い、残る3日間は「自己課題に応じた研修(選択研修)」を行う。	12年目養護教諭 ※原則、教職経験が満11年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の養護教諭 (岐阜市含む)	校内 5日 校外 6日	勤務校 総合教育センター 選択研修会場
12	中堅教諭等 資 質 向 上 研 修 (栄養教諭)	・校内研修を5日間行い、指導者は原則として、管理職とする。 ・校外研修6日間のうち、3日間は全体研修(学校給食管理等に係る研修、組織マネジメント研修、中堅職員のライフプランに関する研修)を行い、残る3日間は「自己課題に応じた研修(選択研修)」を行う。	12年目栄養教諭 ※原則、勤務経験が満11年を経過した栄養教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の栄養教諭 (岐阜市含む)	校内 5日 校外 6日	勤務校 総合教育センター 選択研修会場

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
13	市 町 村 立 小中学校等 事 務 職 員 1 年目研修	・職務に必要な知識と技能を習得するとともに、事務職員としての使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 ・「学校事務職員になるに当たって」「給与、服務、福利厚生に関する事務について」「小中学校等事務職員の職務と共同学校事務室等について」「学校事務職員の各種実践」「表計算ソフトによる給与事務等の処理について」「小中学校等事務職員のキャリアステージにおける育成指標について」等の内容を扱う。	1 年目市町村立小・中・義務教育・市立特別支援学校事務職員 (岐阜市含む)	校外 3 日	総合教育センター
14	市 町 村 立 小中学校等 事 務 職 員 3 年目研修	・職務に必要な知識と技能を習得するとともに、事務職員として使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 ・「公務災害、給与、服務、福利厚生に関する事務について」「ICT 活用・情報管理について」「岐阜県がめざす学校事務職員像について」等の内容を扱う。	3 年目市町村立小・中・義務教育・市立特別支援学校事務職員 (岐阜市含む)	校外 1 日	総合教育センター
15	市 町 村 立 小中学校等 事 務 職 員 5 年目研修	・職務に必要な知識と技能を習得するとともに、事務職員として使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 ・「育成指標を基に自身の現在および未来のキャリアを描く」「共同学校事務室における役割・適正かつ効率的な学校事務について」「効果的な学校事務の実施に向けた担当業務の工夫改善について」等の内容を扱う。	5 年目市町村立小・中・義務教育・市立特別支援学校事務職員 (岐阜市含む)	校外 1 日	総合教育センター
16	新 任 校 長 研 修 (小・中・義)	・岐阜県教育行政上の基本的事項や校長の役割について理解を深めるとともに、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 ・「労務管理（ハラスメント防止含む）」「学校組織マネジメント（働き方改革を含む）」等の内容を扱う。 ・「危機管理（リスクマネジメント）」では、事例を基にしながら具体的な対応について法規を基に演習を行う。 ・外部講師による専門的な内容を盛り込んで実施する。	新任校長 (岐阜市含む)	校外 2 日 オンライン 1 日	教育事務所 が指定する 場所 総合教育センター 勤務校
17	新 任 教 頭 研 修 (小・中・義)	・岐阜県教育行政上の基本的事項や教頭の役割について理解を深めるとともに、校長を補佐し、校務を整理し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するために必要な資質や能力の向上を図る。 ・「人材育成」「職場のメンタルヘルス」「学校の経理事務」「学校保健・学校安全と危機管理」「アンガーマネジメント（ハラスメント防止含む）」「特別支援教育」「労務管理」「コンプライアンス」「防災教育」等の内容を扱う。	新任教頭 (岐阜市含む)	校外 1.5 日 オンライン 1 日 選 択 講 座 1 ～ 2 講座	教育事務所 が指定する 場所 勤務校 総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
		・「学校経理事務」は義務教育課と、「メンタルヘルス」は外部講師との連携による講義を設定する。 ・「コンプライアンス」については、学校での諸問題について、事例を基にしながら演習を行う。			
18	新任主幹教諭研修 (小・中・義)	・主幹教諭の役割について理解を深めるとともに、生徒指導、へき地教育に関わる学校の課題に対して、校種や地域をまたいで組織的・機動的に問題を解決するなど、必要な資質・能力を育成する。 ・岐阜大学教職大学院との連携により開講する「スクールリーダー養成研修A」を受講する。	新任主幹教諭 (岐阜市含む)	校外 0.5日 オンライン 1.5日	総合教育センター 勤務校
19	研修主事研修 (小・中・義)	・教職員の資質向上や学校課題への対応に向けた校内研修を通して学び合い文化の醸成を目指すために、日常的な校内での学びを活性化させるための資質・能力の育成を図る。	研修主事	(新任のみ) オンライン 0.5日 校外 0.5日	勤務校 教育事務所 が指定する 場所
20	新任指導教諭研修 (小・中・義)	・指導教諭の役割について理解を深めるとともに、特別支援教育、多文化共生についての幅広い知見を身に付け、指導教諭としての使命感を高めたり、地域の学校や校内に実践を広めたりするなど必要な資質・能力の向上を図る。	新任指導教諭 (岐阜市含む)	校外 1日 選択 1日	勤務校 総合教育センター
21	特別支援学級・言語通級指導教室新任担当教員研修 (小・中・義)	・オンライン研修は、午前にはオンデマンド配信による講義、午後は地区及び校種ごとに演習等を実施する。 ・岐阜県の特別支援教育、特別支援学級や通級指導教室における授業づくり、教育支援、交流及び共同学習、教育課程の編成、個別的教育支援計画(個別の指導計画を含む)の作成等、担当者として必要な基礎的な知識や技能の習得を目的とする。 ・校内研修では、指導案を作成し、在勤校において研究授業を実施する。校内研修終了後には、報告書を提出する。	小・中・義務教育学校の特別支援学級新任担当教員及び言語通級指導教室新任担当教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の担当教員	オンライン 3日 校内 1日 校外 1日	勤務校 教育事務所 が指定する 場所
22	新規常勤講師研修 (校内研修)	・新規常勤講師に対し、初任者研修の校内研修に準じた研修を実施し、教職員として必要な資質・能力を身に付け、実践できるようにする。 ・新規常勤講師研修を受講後、5年以内に岐阜県の小学校・中学校・義務教育学校で教諭として採用された場合は、初任者研修における校内研修を一部軽減し、校務に専念できる時間を確保する。	これまでに教職の経験(ほかの地方公共団体、他校種、私学を含む)がなく、当該年度内に本県の小学校・中学校・義務教育学校に新規採用された常勤講師	校内 30時間	勤務校

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
23	養護助教論 研 修	・児童生徒理解や、保健室経営等に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得することで実践的指導力を高める。	これまでに教職経験及び本講座の受講経験がない新規養護助教諭	オンライン 0.5日	勤務校
24	市町村立 小中学校等 事務職員 主任研修	・市町村立小中学校等事務職員の主任として、主体的に学校運営に参画するために必要な知識・技能を習得するとともに、事務主任としての使命感の高揚を図る。 ・「事務職員（主任）に期待すること」「岐阜県がめざす学校事務職員像について」「カリキュラム・マネジメントについて」等の内容を扱う。	市町村立 小・中・義 務教育・市 立特別支援 学校事務職 員の新任主 任 (岐阜市含む)	校外 1日	総合教育センター
25	市町村立 小中学校等 事務職員 主査研修	・市町村立小中学校等事務職員の主査として、組織的に学校運営に参画するために必要な知識・技能を習得するとともに、事務主査としての使命感の高揚を図る。 ・「事務職員（主査）に期待すること」「学校事務職員としてめざす姿（共同学校事務室等のリーダーとして）」「教職員等中央研修（事務職員研修）参加報告及び質疑応答」「学校組織マネジメントについて」等の内容を扱う。	市町村立 小・中・義 務教育・市 立特別支援 学校事務職 員の新任主 査 (岐阜市含む)	校外 1日	総合教育センター
26	市町村立 小中学校等 事務職員 課長補佐 研 修	・市町村立小中学校等事務職員の課長補佐として、学校経営を適切に補佐するために必要な知識・技能を習得するとともに、課長補佐としての使命感の高揚を図る。 ・「事務職員（課長補佐）に期待すること」「岐阜県がめざす学校事務職員像について」「リソース・マネジメントとリーダーシップについて」「共同学校事務室等について」等の内容を扱う。	市町村立 小・中・義 務教育・市 立特別支援 学校事務職 員の新任課 長補佐 (岐阜市含む)	校外 1日	総合教育センター
27	スクー ルリー ダー養 成 研 修	・岐阜大学教職大学院との協働により、教育法規や組織マネジメント、学校改革等にかかわる研修を実施し、将来の管理職としての資質向上を図る。 ・スクールリーダー養成研修A、B、Cでは次の内容を扱う。 A:教育法規、教育改革 等 B:学校評価、組織マネジメント 危機管理 等 C:カリキュラムマネジメント、 地域との連携・協働等	所属長が受講を認めた者 新任主幹教諭(小中義)及び新任3主任研修(高特)の 悉皆研修を兼ねる	オンライン 各1日	勤務校

◇岐阜教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研修内容	期 間	会場地
4 6 10 1	生徒指導・ 教育相談 担当者会	市町教育委員会、関係 機関の生徒指導担当者 及び不登校対策担当者	岐阜地区内各学校の生 徒指導・教育相談、不 登校対策充実に向けて の支援の在り方につい て検討する	4月13日 6月19日 10月30日 1月28日	総合教育 センター
5 10	講師研修会	常勤講師で初任者研修 及び当研修の未受講者 (悉皆) すでに受講済みで、参 加を希望する常勤講師 (希望)	教職の基礎を固めるた め、児童生徒理解や学 習指導等に関する基礎 的な知識や技能を習得 することで実践的指導 力を高めるとともに、 教育公務員の使命感や 学校組織の一員として の自覚を高める	5月21日 5月29日 10月22日 10月28日 希望する 事務所指定 研修校公表会 開催日	総合教育 センター 事務所指定 研修校
5	へき地・複式 教育研修会 ※西濃地区と 共同開催	へき地・複式学校に初 めて勤務する教員(悉 皆) へき地教育及び少人数 指導について学びたい 教員(希望)	へき地・複式学校にお ける学校・学級経営並 びに学習指導、生徒指 導等について研究協議 を行い、指導力の向上 を図る	5月28日	山県市立 大桑小学校

◇西濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会場地
5	小・中・義務 教育学校 生徒指導主事 連絡協議会	小・中・義務教育学校 生徒指導主事、 主幹教諭全員	生徒指導主事としての任 務の理解と生徒指導上の 課題	5月28日	Web開催
5	小・中・義務教 育学校新任生 徒指導主事 講座	小・中・義務教育学校 の新任の生徒指導主 事 全 員	生徒指導主事の役割と生 徒指導上の問題への対応	5月28日	Web開催
5 10	小・中・義・高・ 特生徒指導連 携強化委員会	児童生徒の健全育成 に関わる関係者及び 団 体	校種間、関係機関等にお いて、生徒指導上の今日の 課題に対する適切な対応を 目指した連絡、連携の強化	5月13日 10月21日	Web開催 Web開催

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
4 6 10 12	講 師 研 修	常勤講師で初任者研修及び当研修の未受講者 すでに受講済みで、参加を希望する常勤講師	教職の基礎を固めるための、児童生徒理解や学習指導、教員の服務等	① 4月20日 ② 6月25日 ③ 10月28日 ④ 12月7日	①西濃総合庁舎 ②関ヶ原町立関ヶ原小学校 ③大垣市立興文中学校 ④西濃総合庁舎
5	へき地・複式教育研修会 ※岐阜地区と共同開催	へき地・複式学校に初めて勤務する教員（悉皆） へき地教育及び少人数指導について学びたい教員（希望）	へき地・複式学校における学校・学級経営並びに学習指導、生徒指導等について研究協議を行い、指導力の向上を図る。	5月28日	山県市立大桑小学校

◇美濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
4	小・中学校新任生徒指導主事講座	小・中学校の新任の生徒指導主事全員	・生徒指導主事の役割と任務 ・生徒指導上の問題への対応	4月14日	中濃総合庁舎
5	小・中学校生徒指導主事連絡協議会	小・中学校の生徒指導主事全員	・生徒指導にかかわる状況と重点 ・児童虐待の理解と対応について ・生徒指導体制・教育相談体制の確立に向けて ・いじめ・不登校の未然防止の取組	5月8日 5月13日 5月15日	美濃市教育委員会 郡上市総合文化センター 関市役所
6	へき地・複式教育研修会	へき地・複式学校に初めて勤務する教員	・へき地・複式学校における学習指導、学級経営、生徒指導等の在り方	7月3日	郡上市立明宝小学校

◇可茂教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小中高特生徒指導連絡協議会	生徒指導主事、生徒指導担当主幹教諭、各教育委員会担当者	・校種の違い、本年度の状況を踏まえた生徒指導上の諸問題について	5月19日	Web開催

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会場地
5	小・中学校新任 生徒指導主事 講 座	小・中学校の新任生 徒指導主事	・生徒指導主事の職務、地 区における方針や取組 について	5月19日	Web開催
6	へき地・複式 教育研修会	へき地・複式学校に 初めて勤務する教 員及びへき地・複式 教育や少人数指導 等について学ぶ意 欲のある教員	・へき地・複式学校にお ける地域社会の実情（ふる さと教育等の特色ある 教育実践）、小規模・少人 数の特性を生かした教 育の在り方及び、へき 地・複式学校における学 習指導の在り方	6月24日	八百津町立 八百津東部中学校

◇東濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会場地
5 6 9	講 師 研 修	講師経験5年目ま での常勤講師及び 非常勤講師の希望 者	・教科指導、生徒指導、特別 支援教育等の講話 ・受講者のニーズに応じた 演習、グループ研修	5月14日 6月11日 9月18日	恵那総合庁舎
6 1	小 中 義 高 特 生徒指導連携 強化委員会	児童生徒の健全育 成に関わる関係者 及び団体	・校種間、関係機関等にお いて、生徒指導上の今日 的課題に対する適切な対 応を目指した連絡、連携 の強化	6月5日 1月26日	瑞浪市立 瑞浪中学校 恵那総合庁舎 及び各会場
11	へき地・複式 教育研修会	初めてへき地・複式 の小・中学校に勤務 する教員及び少人 数指導の在り方等 について学ぶ意欲 のある教員	・へき地・複式学校にお ける学校・学級経営、学習指 導ならびに生徒指導につ いて	11月13日	恵那市立 上矢作小学校 または 中津川市立 加子母中学校 (午前) 恵那総合庁舎 (午後)
4 10 3	主幹教諭及び 指導教諭 連絡会議	小・中・義務教育学 校主幹教諭及び指 導教諭、市教育委員 会生徒指導担当	・機能的な生徒指導、特別 支援教育等の連携の在り 方について協議 ・東濃管内の指導の充実に 向けた配置校、配置区等 における実践交流	4月13日 10月21日 3月10日	恵那総合庁舎 多治見市立 小泉中学校 恵那総合庁舎

◇飛騨教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
4 6 10	新規常勤講師 研 修	小・中学校及び義務 教育学校の新規採 用常勤講師及び希 望者	・児童生徒理解や学習指導 等に関する基礎的・基本 的な知識や技能について	4月21日 6月8日 10月21日	飛騨総合庁舎
6	へき地・複式 教育研修会	へき地・複式学校に 初めて勤務する者 及び希望者	・へき地・複式学校の特性 とそのよさを生かした学 級、学校経営について ・少人数授業のデメリット を解消する取組について	6月3日	飛騨市立 山之村小中学校
5	新任生徒指導 主事講座	小・中学校及び義務 教育学校の新任生 徒指導主事	・生徒指導主事としての職 務、いじめや不登校等の 未然防止、早期発見、早期 対応の在り方について	5月26日	Web開催
5	生徒指導主事 連絡協議会	小・中学校及び義務 教育学校の生徒指 導主事・主幹教諭	・生徒指導主事としての職 務の理解と管内における いじめや不登校の未然防 止に係る取組について ・自校の学校いじめ防止基 本方針の見直しのポイント について	5月26日	Web開催
5	主幹教諭・ 指導教諭実践 交流会	小・中学校及び義務 教育学校の主幹教 諭・指導教諭	・主幹教諭・指導教諭の役 割についての研修 ・学校(校区)の課題に向け ての実践の計画や手立て の在り方について	5月22日	飛騨総合庁舎

2 令和8年度高等学校・特別支援学校関係研修計画

高校教育課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
高 等 学 校 ・ 特別支援学校人権 教育担当者連絡会	人権教育担当者	約120	1 回	1月28日	オンライン開催
高等学校教育課程 講習会（各教科等）	各教科担当教員	約800	1 回	8月19日	オンライン開催

特別支援教育課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
特別支援教育コー ディネーター研修会	高・特の新任及び未受講 の特別支援教育コーディ ネーター	約80	半日を 2 回	5月21日 10月23日	オンライン開催

体育健康課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
特 別 支 援 学 校 給食調理従事者会議	栄養教諭・ 学校栄養職員・ 調理従事者	40	半日	8月21日	揖斐特別支援学校
高等学校・特別支援 学校学校保健講習会	保健主事・養護教 諭	240	2回	7月3日 2月4日	県庁 オンライン開催

教育研修課関係

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
1	初任者研修	・教職の基礎形成を図るため、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得する。 ・「求められる教師像」「社会人のマナー」「教師の服務」「発達障がい理解と対応」「メンタルヘルス」「情報モラル教育」「コンプライアンス」「主権者教育」等の内容を扱う。 ・「初任者研修の手引き（指導者用）」内の実施要項や計画書を基に校内研修を実施する。	初任者	校内 150時間 校外 15日	総合教育センター 県立学校 勤務校
2	新規採用実 習助手研修	・実習助手としての基礎的・基本的な知識・技能を習得する。	新規採用 実習助手	オンライン 1日 校外 3日	勤務校 総合教育センター 県立学校
3	基礎形成研 修	・管理職との面談を基に自己の課題を明確にした上で、必要な講座を受講し、所属校での実践を通して教員としての基礎を固める。 ・校内研修は、2、3年目に年1回以上の研究授業と授業研究会を実施する。4、5年目は、メンターとして、若手教員と積極的に関わる。 ・校外研修は、2、3年目の2年間に、自己課題に応じた講座を3講座以上受講する。4、5年目は自己課題に応じた講座を自主的に選択し、受講する。 ・高特は2、3年目のみ	2年目～ 5年目教 員 ※初任研 を修了し た者で、 令和8年 4月1日 で教職経 験が満1 年から満 4年を経 過した教 員	校内 2、3年 目は毎年 度1回以 上、研究 授業と授 業研究会 を実施 4、5年 目は、メ ンターと して若手 教員に関 わる 研修計画 による 校外 2、3年 目の2年 間に3講 座以上を 受講 4、5年 目は自主 的に受講	勤務校 総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
4	6 年目研修	〈教諭〉 ・学校の中核教員として実践力の向上を図るため、学習指導を中心とした日々の実践を振り返り、専門的な知識を基盤とした実践的指導力を身に付けるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・「生徒指導について（いじめ対応演習）」「適正な部活動の在り方」「メンタルヘルス」「教職員の使命と責任」「外国人児童生徒等への教育」「人権教育・主権者教育」の内容を扱う。 ・校外研修のうち1日は、教科教育又は特別支援教育に係る内容について、岐阜大学と連携して実施する。 ・高等学校の校外研修3日目は、初任者研修と合同のクロス研修を行う。 ・校内研修は、各種教育活動に係る研修を3日間実施する。	6 年目教員 ※教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の者。	オンライン 1 日 校外 高2日 特1日 校内 3 日	勤務校 総合教育センター 岐阜大学
		〈実習助手〉 ・日々の実践を振り返り、専門的な知識や実践的指導力を身に付けるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・オンライン研修は、6 年目研修（教諭）と合同で実施する。 ・高等学校の校外研修は、県立学校又は総合教育センターで新規採用実習助手研修と合同のクロス研修を行う。 ・特別支援学校の校外研修は、県立学校で新規採用実習助手研修及び中堅教諭等資質向上研修（実習助手）と合同のクロス研修を行う。	6 年目 実習助手 ※教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の者。	オンライン 1 日 校外 1 日	勤務校 総合教育センター 県立学校

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
5	中堅教諭等 資質向上研 修	〈教諭〉 ・活力ある学校運営の実践力の向上を図るため、教育公務員特例法第24条に基づき、個々の能力、適性に応じた研修を通して、幅広い知見を習得するとともに、学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教員として、学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力の向上を図る。 ・「生徒指導について（いじめ対応演習）」「教職員の服務（コンプライアンス）」等の内容を扱う。 ・校内研修は教科指導、生徒指導、経営・分掌に係る内容を行う。	12年目教員 ※教職教員経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の者	オンライン 1日 校外 1日 地域貢献活動 1日 選択 4日以上 校内 18日	勤務校 総合教育センター
		〈実習助手〉 ・活力ある学校運営の実践力向上のため、今日的課題を踏まえ、中堅の実習助手として自覚を高めるとともに、専門的な知識、指導力の向上を図る。 ・オンライン研修は中堅教諭等資質向上研修受講（教諭）と合同で実施する。 ・高等学校は、県立学校で教科別研修を行う。 ・特別支援学校は、県立学校で新規採用実習助手研修、6年目実習助手と合同のクロス研修を行う。	12年目 実習助手 ※教職教員経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の者	オンライン 1日 校外 1日	勤務校 県立学校
6	新 任 校 長 研 修	・岐阜県における教育行政上の基本事項や校長の役割について理解を深めるとともに、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 ・「ハラスメント防止（労務管理含む）」「学校組織マネジメント」「リスクマネジメント」「メンタルヘルス」「人事管理上の課題」等の内容を扱う。 ・講座の一部を小・中・義務教育学校の「新任校長研修」との合同で開催する。	新任校長	校外 3日 オンライン 1日	総合教育センター 勤務校

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
7	新任副校長 研 修 (高等学校)	・岐阜県における教育行政上の基本的事項や副校長の役割について理解を図るとともに、校長を助け、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 ・「働きやすい職場環境づくり」「副校長経験者の講話」を設定する。	新任副校長	校外 0.5日	総合教育センター
8	新 任 教 頭 研 修	・岐阜県における教育行政上の基本的事項や教頭の役割について理解を深めるとともに、校長を補佐し、校務を整理し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するために必要な資質や能力の向上を図る。 ・「人事管理上の課題」「アンガーマネジメント」「メンタルヘルス」「生徒指導上の諸課題」「部活動の在り方」「学校財務の運営管理」等の内容を扱う。 ・「令和の学校マネジメント」(情報収集)・(企画)のワークショップを実施する。	新任教頭	校外 4日 選択 1日	総合教育センター (勤務校)
9	新任部主事 研 修 (特別支援 学校)	・岐阜県における教育行政上の基本的事項や部主事の役割について理解を深めるとともに、学部組織を協働的に経営するため資質や能力の向上を図る。 ・労務管理、ハラスメント防止等に関する研修を行う。 ・実践交流においては、特別支援学校の部主事経験者を助言者とする。	新任部主事 ※当該年度における新任部主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の部主事	校外 2日	総合教育センター
10	新任3主任 研 修	・3主任の役割や労務管理等に関する研修を行う。 ・スクールリーダー養成研修A～Cのうち1講座を選択受講し、組織マネジメントやカリキュラムマネジメント、危機管理等に関する研修を通して、スクールリーダーとしての資質や能力の向上を図る。	新任教務主任、新任生徒指導主事、新任進路指導主事	オンライン 1.5日	勤務校

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
11	研 修 主 事 研 修	・ 研修主事の役割について理解するとともに、教職員の資質向上や学校課題への対応に向けた校内研修や日常的な校内での学びを活性化するための資質・能力の育成を図る。	研修主事	オンライン 0.5日 校外 1日	勤務校 総合教育センター
12	新規常勤講師研修 (養護助教諭を含む)	・ 本講座の受講経験がない常勤講師を対象に、教職の基礎を固めるため、生徒理解や学習指導等に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを基盤とした実践的指導力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・ 「個人情報管理」「服務規律」等の内容を扱う。 ・ (特別支援学校の希望者のみ) 県立特別支援学校での研修を実施する。	常勤講師研修を未受講の常勤講師	オンライン 1日 校外 1日 + (特支) 希望者 1日 ----- 養護助教諭 校外 1日 オンライン 0.5日	勤務校 総合教育センター 県立特別支援学校 ----- 総合教育センター 勤務校
13	新規常勤講師校内研修 (特別支援学校)	・ 特別支援学校の新規常勤講師に対し、初任者校内研修に準じた研修を実施し、教職員として必要な資質・能力を身に付け、実践的指導力の向上を図る。 ・ 新規常勤講師研修を受講後、5年以内に岐阜県の特別支援学校教諭として採用された場合は、初任者研修における校内研修を一部軽減することで、校務に専念できる時間を確保する。	これまでに、教職の経験がなく(他の地方公共団体、他校種、私学を含む)、当該年度内に本県の特別支援学校に新規採用された常勤講師又は前年度内に常勤講師として新規採用され、常勤講師研修を未実施で当該年度も引き続き常勤講師として任用された職員	校内 90時間	勤務校
14	特別支援学校採用教員研修・特別支援学校新任担当教員研修	・ 特別支援学校の教諭として必要な児童生徒理解や学習指導等に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを基盤とした実践的指導力を高める。 ・ (希望者のみ) 県立特別支援学校での研修を実施する。	初任者研修免除者(初任者研修受講済み) 新任特別支援学校担任(小中学校籍で特別支援学級新任担当教員研修未受講の者)	校外 3日 希望者 1日	総合教育センター 県立特別支援学校

第3章 令和8年度公立高等学校入学者選抜

1 日 程

- 全日制・定時制
 - ・岐阜県立高等学校出願資格承認願締切 令和7年11月4日～12月19日
 - ・第一次選抜・連携型選拔出願期間 令和8年2月6日～2月12日
 - ・第一次選抜・連携型選拔出願変更期間 令和8年2月13日～2月17日
 - ・第一次選抜検査期日 令和8年3月4日（5日）
 - ・連携型選抜検査期日 令和8年3月4日（5日）
 - ・第一次選抜追検査期日 令和8年3月10日（11日）
 - ・第一次選抜・連携型選抜合格発表、第二次選抜募集人員発表 令和8年3月13日
 - ・第二次選拔出願期間 令和8年3月14日～3月16日
 - ・第二次選拔出願変更期日 令和8年3月17日
 - ・第二次選抜検査期日 令和8年3月19日
 - ・第二次選抜合格発表 令和8年3月24日
- 通信制
 - ・岐阜県立高等学校出願資格承認願締切 令和7年11月4日～12月19日
 - ・通信制前期選拔出願期間 令和8年2月6日～2月12日
 - ・通信制前期選拔出願変更期間 令和8年2月13日～2月17日
 - ・通信制前期選抜検査期日 令和8年3月4日又は5日
 - ・通信制前期選抜追検査期日 令和8年3月10日又は11日
 - ・通信制後期選抜募集人員発表 令和8年3月13日
 - ・通信制後期選拔出願期間 令和8年3月24日～3月25日
 - ・通信制後期選抜検査期日 令和8年3月26日
 - ・通信制後期選抜合格発表 令和8年3月27日

2 学力検査

第一次選抜・連携型選抜		第二次選抜	
3月4日（水）		3月19日（木）	
9：20～10：10	国語	9：20～9：50	国語
10：30～11：20	数学	10：05～10：35	数学
11：40～12：30	英語	10：50～11：20	英語
13：20～14：10	理科		
14：30～15：20	社会		

3 出願者と合格者の状況

学校別状況表は、教育統計資料編に掲載

(全日制)

(単位:人)

分野	設置者	定員	第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜			合格者総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普通	県立	6,940	6,940	6,528	6,174	762	41	39	6,221
理数	県立	230	230	199	198	32	10	10	208
農業	県立	900	900	873	860	40	2	2	864
工業	県立	1,440	1,440	1,288	1,270	169	12	10	1,286
	市立	160	160	153	153	7	0	0	155
	計	1,600	1,600	1,441	1,423	176	12	10	1,441
商業	県立	1,340	1,340	1,296	1,229	111	4	4	1,242
	市立	280	280	237	237	43	3	3	240
	計	1,620	1,620	1,533	1,466	154	7	7	1,482
生活産業	県立	645	645	508	505	140	10	10	513
情報	県立	80	80	76	75	5	0	0	75
音楽	県立	40	40	14	14	26	0	0	16
美術	県立	40	40	38	39	1	0	0	40
総合	県立	830	830	792	760	68	2	1	768
総計	県立	12,485	12,485	11,612	11,124	1,354	81	76	11,233
	市立	440	440	390	390	50	3	3	395
	計	12,925	12,925	12,002	11,514	1,404	84	79	11,628

(注1) 出願者数には、「帰国生徒等に係る入学者の選抜」、「外国人生徒等に係る入学者の選抜」及び「県外募集実施校に係る入学者の選抜」を含めない。

(注2) 「帰国生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が6、合格者数が5で外数である。

(注3) 「外国人生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が10、合格者数が8で外数である。

(注4) 「県外募集実施校に係る入学者の選抜」は、受検者数が30、合格者数が30で外数である。

(注5) 第一次選抜・連携型選抜の合格者数及び第二次選抜募集人員は、令和8年3月13日時点での数値である。

(注6) 合格者総数は、第一次選抜、連携型選抜、帰国生徒選抜、外国人生徒選抜及び県外募集選抜における合格者数に第二次選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を減じた数である。

(定時制)

(単位：人)

分野	設置者	定員	第一次選抜			第二次選抜			合格者総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普通	県立	460	460	257	248	212	13	10	257
職業	県立	160	160	50	50	110	3	3	53
	市立	120	120	27	26	94	0	0	26
	計	280	280	77	76	204	3	3	79
総計	県立	620	620	307	298	322	16	13	310
	市立	120	120	27	26	94	0	0	26
	計	740	740	334	324	416	16	13	336

(注1) 第一次選抜の合格者数及び第二次選抜募集人員は、令和8年3月13日時点での数値である。

(注2) 合格者総数は、第一次選抜の合格者数に第二次選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を減じたものである。

(通信制)

(単位：人)

分野	設置者	定員	通信制前期選抜			通信制後期選抜			合格者総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普通	県立	320	320	132	130	190	9	9	137
総計	県立	320	320	132	130	190	9	9	137
	計	320	320	132	130	190	9	9	137

(注1) 通信制前期選抜の合格者数及び通信制後期選抜募集人員は、令和8年3月13日時点での数値である。

(注2) 合格者総数は、前期選抜の合格者数に後期選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を減じたものである。

第4章 教科書の採択

1 令和9年度使用教科用図書の採択

○小・中学校用教科書について、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない。ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができる。

○特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない。ただし、次項のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

○学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について、特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができる。その

際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定する。また、調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用〕」を十分に活用し、教科書の採択に当たって、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定する。

- 高等学校用教科書については、各高等学校に設置された教科書選定委員会を選定された教科用図書の報告を受け、県教育委員会が採択を行っている。なお、全ての県立高等学校及び県立特別支援学校の教科書選定委員会には、学校外の学識経験者等を委員として加えている。

2 令和8年度教科書センター及び分館

センター名	郵便番号	所在地	設置施設	設置校種
中 央	500-8384	岐阜市藪田南5-9-1	岐阜県総合教育センター内	小・中・高・特
岐 阜 県	500-8368	岐阜市宇佐4-2-1	岐阜県図書館内	小・中・高
岐 阜	501-6292	羽島市竹鼻町55	羽島市役所内	小 ・ 中
各務原分館	504-0911	各務原市那加門前町3-1-3	各務原市立中央図書館内	小 ・ 中
山 県 分 館	501-2114	山県市佐賀588-2	高富中央公民館内	小 ・ 中
瑞穂分館	501-0224	瑞穂市稲里28-1	瑞穂市図書館内	小 ・ 中
本巣分館	501-0465	本巣市軽海424	本巣市図書館内（しんせいほんの森）	小 ・ 中
岐南分館	501-6013	羽島郡岐南町平成7-38	岐南町図書館内	小 ・ 中
笠松分館	501-6083	羽島郡笠松町常盤町6	笠松中央公民館（図書室）内	小 ・ 中
北方分館	501-0431	本巣郡北方町北方1857	北方町ホリモク生涯学習センター [※] 内	小 ・ 中
岐 阜 市	500-8076	岐阜市司町40-5	岐阜市立中央図書館内	小 ・ 中
岐阜市分館	501-3133	岐阜市芥見南山3-10-1	岐阜市教育研究所内	小・中・高
岐阜市第2分館	500-8521	岐阜市橋本町1-10-23	岐阜市立図書館分館内	小 ・ 中
西 濃	503-0838	大垣市江崎町422-3	西濃教育事務所内	小・中・高・特
養老分館	503-1251	養老郡養老町石畑483-2	養老町民会館内	小 ・ 中
神戸分館	503-2306	安八郡神戸町北一色821-1	神戸町立図書館内	小 ・ 中
大垣分館	503-0911	大垣市室本町5-51	大垣市立図書館内	小 ・ 中
海津分館	503-0654	海津市海津町高須605	海津市海津図書館内	小 ・ 中
揖斐川分館	501-0603	揖斐郡揖斐川町上南方27-9	揖斐川町立いびがわ図書館内	小 ・ 中
垂井分館	503-2121	不破郡垂井町2443-1	タレイピアセンター内	小 ・ 中
美 濃	501-3756	美濃市生櫛1612-2	美濃教育事務所内	小・中・高・特
関 分 館	501-3802	関市若草通2-1	関市まなびセンター内	小・中・高
美濃分館	501-3701	美濃市1571-2	美濃市図書館内	小 ・ 中
郡上分館	501-4222	郡上市八幡町島谷207-1	郡上市図書館分館内	小 ・ 中
可 茂	505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1	可茂教育事務所内	小・中・高・特

美濃加茂分館	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1	みのかも文化の森内	小 ・ 中
可児分館	509-0214	可児市広見1-5	可児市教育研究所内	小 ・ 中
白川分館	509-1105	加茂郡白川町河岐1728	美濃白川楽集館内	小 ・ 中
御嵩分館	505-0192	可児郡御嵩町御嵩1239-1	御嵩町教育委員会内	小 ・ 中
東 濃	509-7203	恵那市長島町正家字後田1067-71	東濃教育事務所内	小・中・高・特
多治見分館	507-8787	多治見市音羽町1-233	多治見市教育研究所内	小・中・特
中津川分館	508-0038	中津川市新町2-34	ひと・まちテラス1階	小・中・特
瑞浪分館	509-6195	瑞浪市上平町1-1	瑞浪市教育委員会事務局内	小・中・特
恵那分館	509-7292	恵那市長島町正家1-1-1	恵那市教育委員会事務局内	小・中・特
土岐分館	509-5192	土岐市土岐津町土岐口2101	土岐市教育研究所内	小・中・特
飛 騨	506-8688	高山市上岡本町7-468	飛騨教育事務所内	小・中・高・特
高山分館	509-3505	高山市一之宮町3100	高山市教育研究所内	小 ・ 中
高山第2分館	506-0838	高山市馬場町2-115	高山市図書館「煥章館」内	小 ・ 中
下呂分館	509-2517	下呂市萩原町萩原1166-8	はぎわら図書館内	小 ・ 中
飛騨分館	509-4292	飛騨市古川町本町2-22	飛騨市図書館内	小 ・ 中
飛騨第2分館	506-1111	飛騨市神岡町東町378	飛騨市神岡図書館内	小 ・ 中
白川分館	501-5629	大野郡白川村鳩谷614-1	白川村立白川郷学園内	小 ・ 中

・展示の期間や曜日は、会場（教科書センター）によって異なります。

3 令和8年度使用教科書

県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校が使用している教科用図書は、下記の岐阜県教育委員会のホームページ上で公開している。

ホームページアドレス：

（小中）<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/16597.html>

（高特）<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/452513.html>

○ 小 学 校：令和8年度使用教科書一覧

種 目	岐 阜	岐阜市	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
国 語	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村
書 写	光 村	光 村	光 村	光 村	東 書	光 村	光 村
社 会	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
地 図	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国
算 数	東 書	大日本	大日本	大日本	大日本	東 書	大日本
理 科	東 書	東 書	東 書	東 書	啓林館	東 書	東 書
生 活	東 書	啓林館	啓林館	東 書	東 書	東 書	東 書

音 楽	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
図画工作	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文
家 庭	開隆堂	東 書	東 書	開隆堂	東 書	開隆堂	東 書
保 健	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
英 語	開隆堂	東 書	東 書	光 村	東 書	東 書	啓林館
道 徳	光 村	東 書	光 村	日 文	日 文	光 村	光 文

○ 中学校：令和 8 年度使用教科書一覧

種 目		岐阜	岐阜市	西濃	美濃	可茂	東濃	飛騨
国 語		光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村
書 写		東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	光 村	光 村
社 会	地 理 的 分 野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	帝 国	東 書
	歴 史 的 分 野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	帝 国	東 書
	公 民 的 分 野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
地 図		帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国
数 学		東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
理 科		東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
音 楽	一 般	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
	器 楽 合 奏	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
美 術		日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文
保 健 体 育		東 書	学 研	東 書	東 書	大修館	東 書	東 書
家 庭 技 術	技 術 分 野	東 書	東 書	東 書	開隆堂	東 書	東 書	東 書
	家 庭 分 野	東 書	東 書	東 書	開隆堂	東 書	東 書	東 書
英 語		東 書	東 書	東 書	三省堂	東 書	東 書	東 書
道 徳		光 村	日 文	東 書	日 文	光 村	東 書	学 研

○ 高等学校

県立高等学校は、学校ごとに選定し、県教育委員会が採択している。

○ 特別支援学校

県立の特別支援学校は、高等学校と同様に採択している。

◇ 学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書（一般図書）

国語…85冊 生活・社会…41冊 算数・数学…42冊 生活・理科…29冊
 生活・保健…25冊 生活・職業…31冊 外国語（英語）…12冊 音楽…23冊
 図工・美術…50冊 道徳…15冊

◇ 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書

国語… 6 種 社会… 5 種 算数・数学… 4 種
 理科… 3 種 英語… 2 種 音楽… 2 種
 道徳… 2 種 生活… 1 種 職業・家庭… 1 種

第5部 健康教育と学校体育

第1章 令和8年度健康教育の方針と重点

県民が生涯を通じて、心身ともに健康で明るく豊かな生活を送るために、健康教育を推進するとともに、生涯にわたって継続して運動に親しむことが重要な課題である。

これを踏まえ、以下のような方針と重点を設定して、積極的に諸施策の推進に努める。

一方 針一

○運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

一重 点一

○自主的に健康管理する能力や態度の育成

○運動に親しむ資質や能力の育成と体力の向上

○健康に関する管理・教育の充実と健康被害・事件事故等の未然防止

第1節 学校保健

1 現 況

健康を保持増進し、安全の確保を図ることは、あらゆる教育活動の基盤を培うものであり、健康な心と体で充実した生活を送ることは人生の目的である。

本県においては、関係機関、団体との連携を密にしながら、学校保健についての諸施策を積極的に推進してきた。この結果、郡上市立三城小学校が最優秀校を受賞した。また、全日本学校歯科保健優良校表彰では、関市立金竜小学校、七宗町立神淵小学校及び岐阜県立大垣特別支援学校が優秀賞（全国1位）を、山県市立富岡小学校が日本歯科医師会会長賞を受賞するなど、岐阜県の健康教育に関する取組が高く評価された。

しかし、児童生徒の健康課題を見ると、薬物乱用、歯周炎、視力低下、感染症やアレルギー疾患の対応、生活習慣病の低年齢化、不登校やいじめなどの心の健康問題など新たな課題が生じてきている。

このため、各学校においては、計画的な健康管理の徹底と日常生活に密着した保健管理・教育の充実を図り、進んで健康で安全な生活を営む能力や態度の育成に努めなければならない。これらの推進に当たっては、全校体制による組織的活動の充実強化と、家庭や地域社会と一層緊密な連携を図ることが必要である。

2 令和7年度の事業実績

(1) 学校保健指導

ア	高等学校・特別支援学校保健講習会	参集・オンライン開催
イ	小・中学校保健講習会（各教育事務所ごとに開催）	参集開催
ウ	環境衛生活動優良校・学校歯科保健優良校	93校（園）
エ	歯・口の健康づくり推進指定校（2025～2026）	高山市立国府小学校
オ	学校保健総合支援事業	がん教育モデル授業33校実施
カ	薬物乱用防止教室講習会	郡上市立白鳥中学校
キ	食物アレルギー対策事業	専門医等の派遣 13回

(2) 児童生徒の健康管理

- ア 尿検査（県立学校全員） 受診38,274人（うち要二次1,118人）
- イ 心電図集団検診（県立高校1年＋県立特別支援学校〈小・中・高1年〉）
受診12,851人（うち要精検520人）
- ウ 胸部X線直接撮影（県立高校1年＋県立特別支援学校〈小・中・高1年〉）
受診12,411人（うち要精検38人）
- (3) 各種団体との連携
 - ア 県医師会、県歯科医師会、県学校薬剤師会との連携
 - イ 県学校保健会との連携並びに指導助言
 - ウ 県教育研究会保健部会・養護教諭部会との連携並びに指導助言

3 令和8年度の施策

「生涯を通じて健康で安全に生き抜く力を身に付けた児童生徒の育成」を重点とし、次に掲げる施策を積極的に推進する。

- (1) 学校保健推進体制の充実強化
 - ア 外部講師の協力を得たがん教育の推進
 - イ 危機管理対応シミュレーション研修の実施
- (2) 指導者の資質の向上
 - ア 各種講習会の内容の充実と運営の改善
 - イ 学校保健に関する実践的研究の推進
 - ウ 医師、歯科医師、薬剤師、大学の教授、臨床心理士等の講師派遣
- (3) 保健教育指導・管理の充実強化
 - ア 保健に関する施策の促進
 - イ 健康診断と事後措置の徹底
 - ウ 疾病異常のある児童生徒の管理と指導の強化
 - エ 学校環境衛生検査の実施
 - オ 様々な健康課題に対する健康相談の実施
 - カ 学校・家庭・地域社会の連携強化

4 令和8年度の子な事業計画

- (1) 保健教育の充実
 - ア 学校保健活動の振興
 - ・学校保健に関する指導助言
 - ・外部講師の協力を得たがん教育の推進
 - ・生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業（高山市立国府小学校）
 - ・学校歯科保健推進指定校（可児市・御嵩町）
 - ・環境衛生活動、学校歯科保健優良校等表彰事業
 - イ 指導者の資質の向上
 - ・学校保健講習会等の開催
 - ・薬物乱用防止教室講習会の開催
 - ・健康教育指導者養成研修への受講者派遣
- (2) 保健管理の充実
 - ア 学校環境衛生活動の推進
 - ・学校環境衛生活動調査（W e b 調査）の実施
 - ・優良校等の取組の普及啓発

イ 児童生徒の健康診断

・心電図集団検診の実施

(県立高校1年生、県立特別支援学校高等部1年生
中学部1年生、小学部1・4年生)

・岐阜県方式による学校検尿の実施

(県立学校全員)

・結核対策委員会の開催

・胸部X線直接撮影 (高校1年生)

(3) 組織活動の充実

ア 危機管理対応研修の充実

イ 関係団体等の連携強化

ウ 健康教育支援事業

エ 食物アレルギー対策事業

・教育事務所を通じての指導助言

・学校保健関係団体等の指導助言

・地域における連携体制の強化

・市町村が主催する研修会へ専門医を派遣

(4) 国庫補助事業の指導

ア 要保護児童生徒援助費補助金

イ ヘき地児童生徒援助費等補助金

第2節 学校給食

1 現 況

学校給食は、これまで「児童生徒の心身の健全な発達に資する」ことをねらいとして、学校の教育活動の一環として実施されてきた。このため、本県においては、学校給食の普及はもちろん、栄養のバランスのとれた魅力ある食事の提供と、給食の時間を通して望ましい食習慣の形成や勤労奉仕の精神、連帯感、責任感等の育成が図られるよう努めてきた。この結果、学校給食の実施率は小・中学校とも100パーセント普及し、食事内容は年々向上してきている。

しかし、近年、食生活の多様化が進み、偏った栄養摂取など児童生徒の食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、学校において食育を推進することが喫緊の課題となっている。同時に、本来食に関する課題を中心となって担うべき家庭においても、保護者自身の食生活の在り方が問題になっている。

このような中、平成17年に食育の推進を国民運動として総合的・計画的に推進するための「食育基本法」が施行され、翌年には「食育推進基本計画」が決定された。また、平成21年には学校給食法が改正され、学校における食育の推進が目的に位置付けられるとともに、学校給食管理に加えて食に関する指導も本務とする栄養教諭が、学校給食を活用した食に関する指導を充実させることについても明記された。

これらを受け、本県においては、「岐阜県教育振興基本計画」の重要施策の一つに食育の推進を掲げ、学校給食の果たす今日的役割を認識し、時代に即応した魅力ある学校給食が実施するよう取り組み、「児童生徒が食に関する正しい知識と適切な判断力を養う」ことができるよう、学校の教育活動全体を通して食に関する指導を行っているところである。特に、学校給食は、食事についての正しい理解と健全な食生活を営むための判断力の育成や望ましい食習慣、社交性や協同の精神、感謝の心や勤労を重んずる態度、食文化についての理解などの場として位置付く大切な教育活動である。したがって、学校の実態や児童生徒の発達段階に応じて魅力ある給食の時間を設定するとともに、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進を図っていかねばならない。そのため、食育推進の中核を担う栄養教諭を平成21年度以降、3人から80人に大幅に増員し、それ以降も配置を進めた。令和5年度は県立

特別支援学校においても栄養教諭の任用替えを進め、17人の栄養教諭を配置した。また、各学校の食に関する指導の全体計画や年間指導計画を作成したり、校内食育推進委員会を設置したり、校内での指導体制の充実を図ってきた。さらに、家庭や地域との連携による食育推進委員会等の組織体制の整備を進めているところである。

学校給食施設設備においては、その整備に努力してきたところであるが、施設の老朽化、調理員の雇用等の状況を踏まえ、外部調理委託等へ切り替えていくなど、学校給食の安定的な供給を図るために、提供形態に係る調整を進める。また、学校給食への県内産農産物の活用については、安全安心な食事の提供や食に関する指導の充実を図るために、農政部事業である「学校給食地産地消推進事業」及び「学校給食県産農産物導入促進支援事業」の積極的な活用への働きかけや、栄養教諭等に対する研修の充実により、県内産農畜水産物の一層の需要拡大を図っている。

2 令和7年度の事業実績

(1) 学校給食指導

ア 研修会の実施

- ・栄養教諭・学校栄養職員研修会
- ・市町村教育委員会及び県立学校給食担当者会

イ 学校及び研究団体の指導

- ・計画及び要請による学校給食等に関する指導・助言

ウ (公財) 岐阜県学校給食会に対する定期的な運営会議による指導監督

エ 国庫補助事業の指導

- ・要保護・準要保護児童生徒援助費補助

(2) 学校給食の衛生管理指導

ア 市町村の学校給食施設設備に係る指導・助言及び国庫補助事業の適正な指導監督

イ 学校給食の衛生管理等に関する調査研究 (文部科学省支出委任)

- ・市町村学校給食施設6箇所
- ・県立学校6校
- ・市町村立学校6校

(3) 学校給食の栄養管理指導

給食物資の適正な品質確保と管理の徹底

- ・学校給食用パン抜き取り検査

(4) 学校給食の物資管理

給食物資の適正な品質確保と管理の徹底

- ・学校給食用パン抜き取り検査

(5) 食に関する指導

G I F U食のマイスタープロジェクト事業

- ・県内全ての小学6年生児童(16,749人)に「家庭の食育マイスター」委嘱状を交付し学校と家庭をつなぐ食育を推進
- ・小学生を対象とした「食のプロフェッショナル・味覚の授業」により、食の楽しさや大切さを学ぶ食育を推進
- ・「中学生学校給食選手権」における食の実践力の育成(応募校33校)
- ・「高校生食育リーダー」において食の専門家を希望する高校へ派遣し、ライフスタイルに応じた食生活を切り拓く力の育成(派遣校14校19講座)

(6) 学校給食等実態調査

児童生徒の実態及び食に関する指導等の状況把握

3 令和8年度の施策

子どもたちが自ら望ましい食生活を実践できる態度を身に付けることができるよう、次の3つの柱で栄養教諭を中核とした学校における食育を推進する。

(1) 食に関する意識の向上

＜具体的な取組例＞

- ・食に関する指導の全体計画に基づき、教科等の指導と給食時間における指導の指導内容を関連付けた指導
- ・デジタル化に対応した指導
- ・G I F U食のマイスタープロジェクト事業の活用

(2) 朝食欠食者の減少

＜具体的な取組例＞

- ・効果的な朝食指導の方法の工夫
- ・研修会等での実践交流

(3) 地場産物の活用維持

＜具体的な取組例＞

- ・「給食の時間」や「食育の日」における指導の充実
- ・「食文化」を学ぶ食に関する指導の充実
- ・地場産物を活用する献立の工夫
- ・G I F U食のマイスタープロジェクト事業の活用

4 令和8年度の子な事業計画

(1) 給食管理の充実・衛生管理の徹底

- ア 県内産農畜水産物の利用促進
- イ 学校給食用牛乳飲用の推進
- ウ 学校給食の衛生管理等に関する調査研究（文部科学省支出委任）の推進

(2) 食に関する指導の充実

- ア 指導者の資質の向上
 - ・栄養教諭及び学校栄養職員に対する研修会の開催並びに指導助言
- イ G I F U食のマイスタープロジェクト事業
 - ・家庭の食育マイスター
 - ・食のプロフェッショナル・味覚の授業
 - ・中学生学校給食選手権
 - ・高校生食育リーダー
- ウ 栄養教諭を中核とした食育推進指定校事業
 - ・神戸町立神戸中学校、海津特別支援学校を指定

(3) 学校給食等に関する調査の実施

- ア 学校給食等実態調査の実施
- イ 学校給食地場産物使用割合調査の実施
- ウ 学校給食栄養報告の実施
- エ 学校給食実施状況等調査の実施

第3節 学校安全

1 現 況

学校を取り巻く諸環境は、社会情勢に伴い大きく変化している。従来からの交通安全や防犯に加え、災害安全が重要になってきている。特に、学校における防災管理及び防災教育の推進が求められている。

学校安全の推進に当たっては、校内の組織体制の充実はもとより、家庭、地域、警察等と密接な連携を図ることが必要である。

また、「自分の安全は自分で守る」という観点から、すべての教育活動を通して、児童生徒自身の「危険予測能力」「危険回避能力」「危険対処能力」等の育成に努めなければならない。

2 令和7年度の事業実績

(1) 学校安全

- ア 安全に関する資料や交通事故等に関する資料等の配布
- イ 学校安全指導者養成研修（中央研修会）
- ウ 学校安全講習会
 - ・令和7年5月15日（木）～令和7年6月11日（水）オンライン及び参集で実施
- エ 学校安全指導者（防災・交通安全）派遣事業
 - ・指導者の派遣実績 延べ187校
- オ 高校生防災アクション
- カ 学校教育ネット安心・安全推進事業
 - ・ネットパトロールの実施
- キ 危機管理マニュアルの点検、見直し
 - ・学校教育活動等における熱中症事故の防止、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を重点とした危機管理マニュアルの点検

3 令和8年度の施策

(1) 学校安全

危機管理マニュアルの見直し（学校や地域、児童生徒の実態に応じたものに改善）、安全な学校生活を送ることができる環境づくりに心がけると同時に、安全管理・教育に関する意識の高揚を図る。

- ア 防災管理・教育の推進（指導者派遣事業）
- イ 危機管理体制の見直し（危機管理マニュアルの見直し、改善）
- ウ 交通事故防止の徹底、交通安全教育の推進、通学路安全推進体制の構築
- エ 効果的な安全点検の実施
- オ 高校生防災アクションの実施
- カ 情報モラル教育の推進

4 令和8年度の主な事業計画

(1) 学校安全

- ア 安全に関する資料や交通事故等に関する資料などの配布
- イ 学校安全指導者養成研修
- ウ 学校安全講習会（交通安全・生活安全・災害安全）
- エ 学校安全指導者（防災・交通安全）派遣事業
- オ 学校防災力向上講座等の研修事業

- カ 学校安全総合支援事業
- キ 学校教育ネット安心・安全推進事業
- ク 学校防災強靱化推進事業

第4節 部活動・地域展開

1 現 況

教育活動の一環として行う部活動は、スポーツ・文化芸術活動の楽しさに加えて、体力の向上や人間的な成長、友達づくりが充実するなど多くの効果をあげると同時に、学生生活の充実の一助となっている。

一方、部活動は多くの課題を抱える状況にある。顧問の業務負担や実技指導の問題、行きすぎた指導、部員数の減少などがあげられる。このような状況下において、部活動の意義を改めて踏まえるとともに、休日の部活動を地域クラブ活動へ移行していくために、令和8年度部活動地域展開・地域クラブ活動推進事業を実施し、持続可能な運営の在り方を検討し、実践していく必要がある。

2 令和7年度の事業実績

(1) 部活動・地域クラブ活動

ア 運動部指導者派遣・研修事業

対象学校・派遣人数・回数 高等学校、特別支援学校・89人・年間24回（1人につき24回）、研修会（6月 オンデマンド研修にて開催）

イ 地域クラブ指導者育成研修会 県認定証取得者合計 2,245人（令和7年度末時点）

3 令和8年度の施策

(1) 部活動・地域クラブ活動

望ましい部活動・地域クラブ活動の具現化のために、次の点について配慮する。

- ア 子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、休日・平日を一体とした活動機会を確保・充実する。
- イ 活動目標を明確にし、能力や意欲に応じた指導に努める。
- ウ 保護者及び、地域の社会人指導者や地域クラブ活動指導者との連携を図り、活動内容の充実を図る。
- エ 部活動・地域クラブ活動の適正化を図るため、休養日や活動時間を設定し、生徒の健康に留意した活動とする。
- オ 顧問の負担軽減と生徒に対する技術指導の向上を図る。
- カ 岐阜県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに則った運用を推進する。
- キ 持続可能な運営で安全安心な地域クラブ活動となるよう、運営団体・実施主体の基盤強化のために、事務局の設置や市町村による認定制度の導入を推進する。

4 令和8年度的主要事業計画

(1) 部活動・地域クラブ活動

- ア 運動部活動指導技術向上講習会（トレーニング法・バドミントン・ソフトテニス）
- イ 運動部指導者派遣・研修事業（高等学校89人・年間24回（1人につき24回））
- ウ 部活動ガイドラインに沿った研修会（5月26日 対象：管理職、部活動担当教員、部顧問）
- エ 地域クラブ指導者育成研修会

第5節 学校体育

1 現 況

児童生徒に運動習慣を身に付けさせるため、学校ごとに特色ある活動に体力づくりを位置付け推進している学校が増えている。

身に付けさせたい資質や能力を明らかにし、指導目標や評価規準を明確にした授業実践や研究会が多くなっている。

一人一人が運動の楽しさや喜びを味わうとともに、運動技能や学び方を身に付けることができる指導を充実する必要がある。

2 令和7年度の事業実績

(1) 指導者講習会の実施

ア 小学校体力向上マネジメント指導者講習会

岐阜地区	(7月23日・30日)	参加者	108名
西濃地区	(7月30日)	参加者	67名
美濃地区	(7月31日)	参加者	40名
可茂地区	(7月31日)	参加者	40名
東濃地区	(7月31日)	参加者	58名
飛騨地区	(8月1日)	参加者	35名

イ 中学校体力向上マネジメント指導者講習会

岐阜地区	(8月1日)	参加者	54名
西濃地区	(7月31日)	参加者	29名

(2) 児童生徒の体力向上

ア 体力優良校表彰

表彰校数(小学校 6校、中学校 6校、高等学校 5校、特別支援学校 1校)

イ チャレンジスポーツinぎふ

参加チーム数(累計2,481チーム)

参加校数(小学校 272校、中学校 42校、高等学校 1校)

ウ 児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査

抽出校による新体力テストの実施により、小学校・中学校・高等学校の実態を調査するとともに、その結果についてまとめ、各学校における体力づくりの資料として活用できるように工夫した。

エ ぎふっこダンスフェスティバル

7校48チームが参加

3 令和8年度の施策

(1) 自ら運動に親しむ資質や能力を育て、体力の向上を図る。

ア 児童生徒が運動技能を身に付け、仲間と一緒に運動する楽しさや喜びを味わうことができるようにする。

イ 新体力テストなどで把握した実態を基に、発達の段階に即した適切な運動の機会を計画的・継続的に位置付け、体力の向上を図るようにする。

ウ 体育、保健体育科の指導については、学習指導要領を理解させるとともに、運動の特性及び児童生徒の実態を踏まえ、指導のねらいと評価規準を明確にした指導計画

を作成する。また、一人一人の学習状況を的確にとらえ、指導と評価の一体化を図った展開を工夫し、個やグループに応じたきめ細かな指導を充実させる。

- (2) 体育、保健体育の時間はもとより、日常生活における運動実践の場を充実させる。
- ア 小学校では、多様な運動経験を大切にし、体育の時間や体育的行事等との関連を図った日常的な運動実践の場を充実させる。
 - イ 中学校、高等学校では、運動部活動へ意欲的に参加させ、学校教育活動に充実感をもたらすよう、運営方法や指導方法について工夫する。
 - ウ 生涯スポーツの基盤づくりと体力の向上を目指し、学校・家庭・地域社会における体育的实践を通して、自ら進んで運動を実践する習慣を身に付けることができるようにする。
- (3) 児童生徒の安全を確保するとともに、十分な運動量が確保できるよう、環境整備に努める。

4 令和8年度の実業計画

(1) 各種講習会の実施

- ア 小学校体力向上マネジメント指導者講習会 (岐阜市 7/28「器械運動」)
(岐阜地区 7/29「器械運動」)
(西濃地区 7/30「陸上運動」)
(美濃・可茂地区 7/30「表現運動」)
(東濃地区 7/28「ボール運動」)
(飛騨地区 7/30「体づくり運動」)
- イ 中学校体力向上マネジメント指導者講習会 (美濃・可茂地区 7/29「ダンス・保健分野」)
(飛騨地区 7/29「球技・保健分野」)
- ウ 高等学校体育実技指導者講習会「陸上競技」及び体力向上マネジメント講習会 (11/19)

(2) 児童・生徒の体力向上

- ア 体力優良校表彰…体力づくりの優れた取組をし、成果を収めている学校を表彰
- イ チャレンジスポーツinぎふの各種目の上位チームを表彰
- ウ ぎふっこダンスフェスティバルにて創作ダンスの作品募集をし、応募チームの動画をYouTubeで限定公開

(3) 体力・運動能力、運動習慣等調査 (4～6月)

- | | | |
|------------|------------|-----|
| ア 小学校…全学年 | 小学校 (抽出校) | 59校 |
| イ 中学校…全学年 | 中学校 (抽出校) | 27校 |
| ウ 高等学校…全学年 | 高等学校 (全日制) | 63校 |
| | 高等学校 (定時制) | 11校 |

◆令和7年度全国高等学校総合体育大会入賞（1～8位）成績

（令和7年7月23日～8月20日：広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、
北海道、福島県、和歌山県）

成績	競技種目名	団体種目	所属	競技種目名	個人種目・氏名（学年）	所属
優勝	陸上競技 フェンシング	女子4×400m R 女子団体	済美 岐阜総合	体操競技 レスリング	男子ゆか 男子71kg級 高島銀太郎 (3) 堤 大智 (3)	済美 高山西
2位	ホッケー	女子	岐阜各務野	陸上競技 新体操 自転車競技 ボクシング ウエトリフティング	女子400m 男子種目別クラブ 男子スプリント 男子ミドル級 男子96kg級スナッチ 今峰 紗希 (3) 丸山 一休 (2) 清水 快晟 (3) 鈴木 楓 (2) 富田銀太郎 (3)	済美 済美 岐阜第一 中京 可児
3位	バスケットボール フェンシング	女子 男子団体	岐阜女子 大垣南	新体操 新体操 ボクシング ボクシング ウエトリフティング フェンシング フェンシング	男子個人総合 男子種目別ロプ 男子ライトフライ級 男子ライトウェルター級 男子96kg級トータル 男子フルーレ 男子エペ 丸山 一休 (2) 丸山 一休 (2) 日比 琉聖 (3) 田中 琉偉 (3) 富田銀太郎 (3) 吉田 京雅 (2) 北川 獅旺 (3)	済美 済美 岐阜工 岐阜工 可児 大垣南 大垣南
4位				陸上競技 弓道 自転車競技 自転車競技	男子800m 男子個人 男子4km速度競走 女子ケイリン 森 亮太 (3) 柴田大次郎 (3) 竹内 悠剛 (2) 伊東 優太 (2)	美濃加茂 中京 岐阜第一 岐阜第一
5位	ハンドボール 自転車競技 ヨット 空手道	女子 男子チームスプリント 女子コンバインド 女子組手団体	飛騨高山 岐阜第一 海津明誠 済美	体操競技 体操競技 レスリング レスリング レスリング レスリング 自転車競技 ヨット 空手道 空手道 空手道 競泳 柔道	男子つり輪 男子鉄棒 男子125kg級 女子50kg級 女子62kg級 女子68kg級 女子ケイリン 女子ILCA6級 男子組手個人 男子形個人 女子形個人 女子800m自由形 女子48kg級 高島銀太郎 (3) 高田 翔我 (3) 石川 雅 (3) 井田 彩夏 (1) 直井 詩空 (1) 石井 優奈 (1) 小澤かすみ (3) 中嶋 柚月 (3) 洞崎 矢龍 (3) 毛利 瑛 (3) 宮田 樹希 (2) 玉置 侑衣 (1) 藤井 彩菜 (2)	済美 済美 大垣工 高山西 高山西 中京 岐南工 海津明誠 済美 鶯谷 済美 岐阜東 美濃加茂
6位	新体操 ローイング	男子団体 女子舵手つきオドルブル	済美 可茂	陸上競技 陸上競技 競泳 ウエトリフティング ウエトリフティング	男子1500m 女子ハンマー投 400m自由形 男子96kg級クリーン&ジャーク 女子45kgスナッチ 森 亮太 (3) 伊藤 羽菜 (3) 玉置 侑衣 (1) 富田銀太郎 (2) 山田さくら (1)	美濃加茂 済美 岐阜東 可児 中京
7位				ウエトリフティング ウエトリフティング ウエトリフティング ウエトリフティング ウエトリフティング	女子45kg級クリーン&ジャーク 女子45kgトータル 女子49kgスナッチ 女子49kg級クリーン&ジャーク 女子49kgトータル 山田さくら (1) 山田さくら (1) 市岡 凜 (3) 市岡 凜 (3) 市岡 凜 (3)	中京 中京 土岐商 土岐商 土岐商
8位	弓道	女子	大垣商	体操競技 自転車競技 フェンシング フェンシング フェンシング	男子つり輪 女子ケイリン 男子サーブル 女子サーブル 女子フルーレ 横山 大輝 (3) 西村たま子 (2) 馬淵 朝日 (1) 三宅 そな (2) 村瀬あかり (3)	済美 岐阜第一 大垣南 大垣南 岐阜総合

◆全国高等学校総合体育大会年度別入賞数（平成22年度～令和7年度）

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
順位	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人
優勝	5	5	3	8	2	7	4	0	2	5	2	3	1	5	3	1
ベスト4	3	15	9	10	11	17	8	18	7	11	10	14	9	11	6	8
ベスト8	5	9	8	21	10	23	6	21	9	19	7	15	4	6	6	16
合計	42	59	70	57	53	51	36	40	39	41	-	60	41	53	56	58

◆種目別全国大会入賞（1～8位）成績

○令和7年度 第29回全国高等学校女子野球選手権大会

（7月19日～8月2日 兵庫県 阪神甲子園球場他）

競技	順位	学校
硬式野球	2位	岐阜第一

○令和7年度 第63回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会

2025年度全日本高校生ピストル射撃競技選手権大会

（7月28日～31日 広島県 つつがライフル射撃場）

競技	順位	種目名	氏名	学校	学年
団体の部	2位	エアライフル 女子団体		済美	
	3位	エアライフル 男子団体		済美	
個人の部	2位	10mエアライフル 男子立射40発競技	加藤 凜	済美	1
	2位	10mエアライフル 女子立射40発競技	浅野 海空	関有知	1
	2位	エアピストル 男子40発競技	長屋 佳芽	済美	3
	3位	10mエアライフル 女子立射40発競技	石田 紬葵	済美	3
	3位	ビームライフル 男子立射40発競技	富松 利信	済美	2
	5位	エアピストル 女子40発競技	中島 結彩	岐阜北	1
	6位	ビームピストル 男子40発競技	長屋 佳芽	済美	3
	7位	10mエアライフル 男子立射40発競技	杉山 雄紀	済美	3
	7位	10mエアライフル 女子立射40発競技	武藤 歩莉	済美	3

○令和7年度 第107回全国高等学校野球選手権大会

（8月5日～23日 兵庫県 阪神甲子園球場）

競技	順位	学校
硬式野球	3位	県岐阜商

○令和7年度 第41回全国高校生グレコローマンレスリング選手権大会

（8月14日～17日 滋賀県 ウカルちゃんアリーナ）

競技	順位	種目名	氏名	学校	学年
レスリング	3位	男子125kg級	石川 雅	大垣工	3
レスリング	5位	男子65kg級	飯山 福斗	高山西	3

レスリング	5 位	男子92kg級	紀藤 紘哉	可茂農林	3
-------	-----	---------	-------	------	---

○令和 7 年度 第70回全国高等学校軟式野球選手権大会

(8月25日～30日 兵庫県 明石トーカ球場、ウイंक球場)

競 技	順 位	学 校
軟式野球	優 勝	中 京

◆令和 7 年度 全国高等学校定時制通信制体育大会入賞（1～8 位）成績

(7月25日～8月23日 東京都他)

成績	競技種目名	団体種目・区分	所 属	競技種目名	個人種目・氏名（学年）	所 属
3 位	剣道	男子団体	華陽F定 清凌	陸上競技	走高跳	秋山 美雪 (2) 東濃F
	ソフトテニス	女子団体	華陽F定・通 清凌・東濃F	卓球	男子個人	山田 直騎 (1) 華陽F
				柔道	男子90kg以下級	白神 悠嗣 (3) 関商工
4 位				陸上競技	女子100mH	秋山 美雪 (2) 東濃F
5 位	バスケットボール	男子団体	加茂			
6 位	陸上競技	女子4×400mR	東濃F	陸上競技	男子1500m	安藤 潤 (3) 大垣工
				陸上競技	男子5000m	安藤 潤 (3) 大垣工
7 位				陸上競技	砲丸投	アヰﾄﾞｸﾞﾙ ﾀｶﾙ(3) 大垣工
				陸上競技	円盤投	アヰﾄﾞｸﾞﾙ ﾀｶﾙ(3) 大垣工
				陸上競技	女子100mH	加藤 姫星 (1) 東濃F

◆令和 7 年度 全国中学校体育大会 入賞成績

【団体種目】

No.	成 績	出場種目	学校名	備考
1	優勝	陸上 女子 4 × 100m リレー	美濃加茂ジュニア陸上クラブ	
2	6 位	水泳 女子 400m フリーリレー	岐阜西スポーツクラブ	

【個人種目】

No.	成 績	出場種目	氏名	学年	学校名	備考
1	優勝	陸上 男子800m	中嶋 乾成	3	岐阜市立岩野田中学校	
2	優勝	柔道 男子50Kg級	堀部 晴之介	2	岐阜北柔道クラブ	
3	準優勝	柔道 男子60Kg級	後藤 慶樹	2	岐阜北柔道クラブ	
4	3 位	柔道 女子40Kg級	岡田 ゆま	2	美濃柔道	
5	6 位	陸上 男子400m	垣内 颯介	3	K J A C	
6	6 位	陸上 女子砲丸投げ	土山 絢加	3	各務原市立中央中学校	
7	7 位	水泳 女子100m バタフライ	小高 碧美	2	岐阜西スポーツクラブ	
8	8 位	陸上 男子 400m	渡邊 旺我	3	岐阜市立島中学校	
9	ベスト 8	ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾁｮﾝ 女子ﾀﾞﾌﾞﾙｽ	日比野 由菜	3	大垣市立北中学校	
			藤田 悠歌	2		

◆全国中学校体育大会年度別入賞数（平成 27～令和 7 年度）

順位	H27		H28		H29		H30		R1		R3		R4		R5		R6		R7	
	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人
1位		3		1		1													1	2
2位	1	1		2				1										2		1
3位		1		1		2	1	1			1	1		2				1		1
入賞	2	5	1	2		1	3	5		4	1	1	1	5		3	3	8	1	5
計	13		7		4		11		4		4		8		3		14		11	
平均	7.8										8									

【夏季大会における過去 5 年間の出場チーム数及び出場選手数の推移】

	R3	R4	R5	R6	R7	5 年間の平均
出場チーム数（団体）	13	15	17	23	14	16
出場選手人数（団体・個人）	160	157	167	235	223	188

- * 全国大会出場条件
- ・標準記録（陸上、水泳）
 - ・県大会優勝（柔道、剣道、相撲）
 - ・東海予選突破（上記以外の種目）

令和8年7月発行

発 行 岐 阜 県 教 育 委 員 会
編 集 岐 阜 県 教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 総 務 課

